

官報号外 平成八年六月七日

○第百三十六回 国会衆議院会議録 第三十四号

平成八年六月七日(金曜日)

議事日程 第二十三号

平成八年六月七日

午後二時開議

第一 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)

第二 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第三 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)

日程第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)

日程第三 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)

日程第三 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)

日程第一 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第二 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第二 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)

〔高島修君復聴〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。
午後二時六分開議

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案及び同報告書

書

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第二 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 本日の会議に付した案件は、議題といたしまして、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)、預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)です。

○議長(土井たか子君) 本日の会議に付した案件は、議題といたしまして、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)、預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)です。

○議長(土井たか子君) 本日の会議に付した案件は、議題といたしまして、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)、預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)です。

○議長(土井たか子君) 本日の会議に付した案件は、議題といたしまして、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出)、預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)です。

お、これらの場合において、同会社は、回収が進み利益が生じたときは、同機構を通じて国庫へ還元することとしております。

第二に、預金保険機構は、債権処理会社の円滑な業務の遂行のために必要があると認めるときは、金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から同会社に対し助成金を交付することができることとしております。

官報(号外)

第三に、預金保険機構は、債権処理会社の円滑な業務の遂行のために必要があると認めるときは、金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から同会社に対し助成金を交付することができることとしております。

第四に、債権処理会社及び預金保険機構は一体となつて、強力な債権回収及び損害賠償請求権の行使を含む関係者の責任追及を行うこととしておりまます。このため、同機構に対し罰則で担保された財産調査権を付与するとともに、回収が困難な事案については同機構が必ずからその取り立てを行ふことができるよう等の措置を講ずることとしております。

その他、政府の預金保険機構への出資に関する規定の整備等、所要の措置を講ずることとしております。

本案件は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

次に、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する規定の整備等、所要の措置を講ずることとしております。

本案件は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性を確保する必要性にかかる監査体制の充実、金融機関の経営の状況に応じるべき監督上の措置に関する規定の整備等、所要の措置を講ずるものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、信用協同組合等の協同組織金融機関における監査体制の充実、金融機関の経営の状況に応じるべき監督上の措置に関する規定の整備等、所要の措置を講ずるものであり、以下、その概要を申し上げます。

第二に、預金保険機構は、同機構の運営が破綻した場合における同機構が行う資金援助の特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであり、以下、その概要を申し上げます。

第三に、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続及び破産手続の円滑な遂行を図るため、預金保険機構が預金者等のためにこれらの手続に属する行為をすることとしております。

第四に、預金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案件は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関の適時適切な処理を図るために、預金保険機構の業務の拡充を図ることも、今後五年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における同機構が行う資金援助の特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、預金保険制度の整備拡充に関する事項として、保険金の支払いがなされる場合に、預金保険機構が保険対象外の預金等に係る債権を買取る制度を設ける等、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、自己資本の充実の状況に応じ、大臣等が監督上必要な措置を命ずることができる」ととしております。

その他、金融機関相互間における営業譲渡等ができる範囲の拡大や金融機関等のトレーディング取引への時価会計の導入を図ることとしております。

次に、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案について申し上げます。

官について橋本さんはどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

いわゆる多数決原理で運営される議会です。全体の意見とするのは当然のことではあります。が、政党政治を基本にすれば、このことは言ってみれば議会における議論を行う以前から結果は明らかであるとも言えます。しかし、このことにより議論すること自体を否定するものであってはならないはずであります。

議論を通じていろいろな問題点が明らかになります。当初の多数意見も修正が加えられることが考えられますし、また逆に、そのようなこともあります。得るという柔軟な姿勢で多数派は臨むことが民主主義のあるべき姿であります。初めから、議論の過程でどんなことが起きようとも最後まで絶対に考え方を変えないという姿勢で臨んだのは、何のための議論なのだということになってしまいま

す。住専法案が無修正のまま可決されたのは、密室で決められた根拠のない法案を数で通すということにばかりません。私は国会に出て二十一年目を迎えておりますが、まだ当選間もないころ、絶対多数を誇っていた自民党の先輩から教えられたことで忘れないことの一つは、「国会というところは野党のためにあるものだと思って議会運営に当たって、初めて議会が本当の機能を果たすことができるものだということを肝に銘じておくよ」とおっしゃっていました。まさに至言だと思います。

多数意見の立場にある者がいかに少数意見の人たちの立場を尊重するか、少数意見を大切にし謙虚に耳を傾けるという姿勢をいかにしっかりと持つかということであります。このことが正しく守られている議会こそ本当の民主主義が機能していると言えるのであり、逆に少数意見を全く無視した運営がなされる議会は、形だけは一見、民主主

義で物事が決められているようであっても、実際は全くその逆で、まさにファッショであると言つてもいい状態になるのであります。

ところで、このたびの金融特別委員会の運営は、全く少数意見の立場の者を無視した、民主主義の本旨に反するどんでもない暴挙であったとしてもいい姿になっているではありませんか。どう

質問要項を提出し、そのために必要な質疑時間を要請したにもかかわらず、一般質問で合計要求時間八十四時間に対しても、わずかに十一時間強の質疑が終わるたところで突然審議打ち切り、採決と

いう推移の一部始終を委員会室の総理大臣席で見ておられた橋本さんは、この状況をどのように受け取られますか。この一連の委員会運営は民主主義の原則に照らしてどのようにお考えか、議会人としての橋本さんの所見をお伺いいたします。

我々新進党は、常に審議を尽くすことを求めてまいりました。去る三月四日に始まる第一委員会室のブロックは、審議拒否ではなく、全く正反対の審議要求のためのやむを得ぬ行為だったのです。(拍手)与党各党が、我々がいない間に与党だけで質疑打ち切り、採決を決めてしまったため、一たび委員会が開会されれば、我々は審議を続行することができなくなってしまうので、審議を尽くすという要求を貢ぐために委員会をブロックし、与党の猛省を求めていました。

議長のあっせんもあって、与党が審議を尽くすことを約束したものと理解し、我々はこの行為を

関連六法案の成立を急ぐのでしょうか。政府は予算の審議の当初から、住専処理が政府の原案どおり成立しないと金融不安が生ずるとか、景気が回復しないとか、外国からの信用が落ちるとかと言つておどかしをかけてまいりましたが、実際は全く違った姿になっているではありませんか。どう

してこんなに急ぐのか。今月二十七日から開催されるリヨン・サミットに間に合わせて、各国首脳間で格好よく振る舞いたいからでしょうか。もしそうだとすれば、とんでもない間違いだと言わざるを得ません。

住専問題が国会で論議され始めてから今日まで、政府の住専処理策に対する国民の理解は、深まるどころか逆にますます納得しない人がふえていました。この一連の委員会運営は民主主義の原則に照らしてどのようにお考えか、議会人としての橋本さんの所見をお伺いいたします。

我々新進党は、常に審議を尽くすことを求めてまいりました。去る三月四日に始まる第一委員会室のブロックは、審議拒否ではなく、全く正反対の審議要求のためのやむを得ぬ行為だったのです。(拍手)与党各党が、我々がいない間に与党だけで質疑打ち切り、採決を決めてしまったため、一たび委員会が開会されれば、我々は審議を続行することができなくなってしまうので、審議を尽くすという要求を貢ぐために委員会をブロックし、与党の猛省を求めていました。

議長のあっせんもあって、与党が審議を尽くすことを約束したものと理解し、我々はこの行為を中止したのですが、まさにこのたび再び我々の審議要求を拒否する行動をとったことは、信義にもとることはもちろん、議会制民主主義の否定につながることであり、憂慮にたえません。

それにもとて、議会は我々に対して審議拒否をしていましたが、与党こそ審議拒否をして

たいと思います。

まず、政府の住専処理策についてであります。が、地価の下落により不良債権は拡大しているはずです。政府案作成時の地価は昨年一月であります。政府の住専処理策を作成しておらずですが、直近の地価に基づき処理策を作成し直さないのでしょうか。大蔵大臣にお伺いいたしました。

三大都市圏の路線価は前年度比一六%下落しておりますが、直近の地価に基づき処理策を作成し直さないのでしょうか。作成し直さないのであれば、不良債権の増加分は積算根拠にはもともと含まれていませんが、どのような扱いになりますが、直近の地価に基づき処理策を作成し直さないのでしょうか。大蔵大臣にお伺いいたしました。

政府の処理スキームでは、住専処理機構が債権回収を図っていくこととされておりますが、共同債権買取機構、東京共同銀行の例を見てもわかるとおり、不良債権の回収というのは並大抵のことではありません。住専処理機構に単なる借りかえで移された不良債権は、ただ十五年間壊滅になります。住専処理機構がどのように債権を回収するのか、具体的に示していただきたいと思います。

政府の処理スキームでは、住専処理機構が債権回収を図っていくこととされておりますが、共同債権買取機構、東京共同銀行の例を見てもわかるとおり、不良債権の回収というのは並大抵のことではありません。住専処理機構に単なる借りかえで移された不良債権は、ただ十五年間壊滅になります。住専処理機構がどのように債権を回収するのか、具体的に示していただきたいと思います。

私どもは、政府の処理策は関係者の責任逃れのためのものであると言わざるを得ないと考えておいて、マスコミなどは突つ込み不足などと書いておりますが、政府・与党こそ国民に対する説明が不十分だと言わざるを得ません。なぜならば、政府案に対する国民の理解と支持はさっぱりふえないとからであります。むしろ、我々の追及結果によって処理策の矛盾が露呈し、世論の動向に反映していると思いますが、総理の御所見をお伺いいたします。

さて、住専処理に関して、私どもが住専問題の今後

をいたしますので、政府の明快な答弁をいただきたいと思います。

そこで、総理はなぜこれまでに金融

をいたしました。

また、住専五社に国税庁の検査が入り、かねて

より新進党が指摘してきたそのずさんな融資の実態が明らかになりました。住専は担保権設定順位が低いものが多く、これでは住専処理機構による通り一遍の債権回収方法では到底債権回収などできないと考えられます。大蔵省は住専処理機構の運営策を母体行に検討するよう要請した様様ですが、これでは今までの委員会答弁とは違っています。母体行が処理機構の運営をするのなら、強力な債権回収体制など実現できるのでしょうか。さらに、法的な債権回収もさることながら、土地、債権の流動化にどのような策を考えようとしているのでしょうか。こうした点につき、大蔵大臣の答弁を求めます。

統いて、日本の不良債権の実態についてあります。

不良債権の総額は一体幾らあるのでしょうか。大蔵省は三十八兆円としておりますが、海外の査機関ではその数倍という報告もあります。さきに経営が破綻した太平洋銀行の場合でも、九五年三月時点のディスクロージャーでは三百七十五億円であった不良債権が、経営破綻したときには三千八百億円であります。このように、不債権の全容を明らかにしない限り、幾ら不良債権の償却が進んでも日本の金融システムに対する適用は落ちる一方なのではないか。大蔵大臣の見解を求めます。

また、帝国データバンクの調査によれば、住の大口貸出先三十二社の金融機関からの借り入れ状況は、九四年末時点で七兆千百九十一億円で、そのうちノンバンクからのこれら大口貸出への貸し込み割合は、住専の二〇・一%を上回り、二四・六%であります。住専処理が進むことによって、担保物件が処理され、貸し手が倒産しない込まれるような事態が続出すれば、その貸しにそれ以上に貸し込んでいるノンバンク等の経済が悪化することが懸念されます。ノンバンクは、兆七千億円貸し込んでいる系統金融機関はこ

も打撃を受けると考えられます。政府・与党はどのように対応するつもりでしょうか。見解をお伺いいたします。

なお、新進党は、すべての不良債権処理を視野に入れていることを申し添えておきます。

さらに、系統金融機関の今後について政府はどういうに考えているか、お伺いいたします。

すなわち農林系統金融機関のリスト等を
めた改革をどのようなプランで考へているので

か。さらに、法的な債権回収もさることながら、土地、債権の流動化などのような策を考えようとしているのでしょうか。こうした点につき、大蔵大臣の答弁を求めます。

統いて、日本の不良債権の実態についてあります。

不良債権の総額は一体幾らあるのでしょうか
大蔵省は三十八兆円としておりますが、海外の調

査機関ではその数倍という報告もあります。さあ三月時点のディスクロージャーでは三百七十五億円であった不良債権が、経営破綻したときには実に二千八百億円되었습니다。このように、不良債権の全容を明らかにしない限り、幾ら不良債権の償却が進んでも日本の金融システムに対する信頼は落ちる一方なのではないか。大蔵大臣の見解

また、帝国データバンクの調査によれば、住車の大口貸出先三十一社の金融機関からの借り入れ状況は、九四年末時点で七兆千百九十一億円であり、そのうちノンバンクからのこれら大口貸出先への貸し込み割合は、住車の一〇・一%を上回ります。二四・六%であります。住車処理が進むことにより、担保物件が処理され、貸し手が倒産に陥り込まれるような事態が続出すれば、その貸しましにそれ以上に貸し込んでいるノンバンク等の経営が悪化することが懸念されます。ノンバンクに兆七千億円貸し込んでる系統金融機関はこ

も打撃を受けると考えられます。政府・与党はどういうふうに対応するつもりでしょうか、見解をお伺いいたします。

なお、新進党は、すべての不良債権処理を視野に入れていることを申し添えておきます。

さらに、系統金融機関の今後について政府はどういうふうに考えているか、お伺いいたします。

すなわち、農林系統金融機関のリストラ等を含めた改革をどのようなプランで考えているのでしょうか。信用事業は縮小する方向ですか、それとも拡大する方向なのでしょうか。縮小する場合、経済事業の能力維持にどのような方策をとりますか。もって取り組むのでしょうか。拡大する場合、運用規制の緩和が必要ですが、運用規制を緩和する場合、金融機関としての経営能力強化はどうしますか。この点についてお伺いいたします。

ところで、政府処理のスキームについては、次処理はもちろんのことですが、二次処理以降、スキームについては全く不透明であります。

すなわち、住専処理機構に母銀行、一般銀行、統が行う低利融資も、その利率など明らかにないが、母体、一般、系統で低利融資の金差があるのかないのか。さらに、最終的に返済されるかどうかが不明確であります。

その低利融資を債務保証するのがこれまで民間による金融安定化拠出基金であります。まだに拠出者、拠出額等不明確であり、本来金保険機構とは関係のない系統金融機関、生保保等にも低利融資の保証料の名目で拠出金を請求するなど、対応がまことに粗末であります。して、いまだに民間の合意を得るに至っておりません。

また、その運用益の利回りも政府に都合のよ

数字になつており、現実味に乏しいと言わざるを得ません。そもそも与党、大蔵省の威光低下も甚だしいけれども、こんなことで住専を完全に処理することができるのでしようか。

政府のスキームの問題点はまだあります。まず、株主総会についてでありますと、住専各社の株主総会は六月に迫っておりますが、住専各社は五〇%を超えていたが、解散決定、資産譲渡決議は危ういと言われております。

また、大半の銀行は、住専処理策の先行き不透明から不良債権を有税債却としておりますが、五月の決算発表時には株主が当初織り込んだような大蔵省が指導している無税債却をしておらず、株主総会の混乱が予想されます。

処理策が成立した場合は三月末にさかのぼって決算を修正できるとの指摘もありますが、国税庁はこのようない形での無税債却を認めるのかどうか。

どうしてこのような綱渡りの処理策を何が何でも成立させようとするのでしょうか。

住専に対する債権を有する金融機関は、平成八年三月期決算で大半が債権を有税債却で行いましたが、有税債却を行うところが出てくる」と日本政府案のいいかげんさが暴露され、信頼が揺らいでいる証拠ではないでしょうか。

また、政府は、二次損失の半額を国庫負担によるとしておりますが、その財政資金を、処理開始から五年後と言われるよう、しばらく期間を置いて投入することとしたと聞いております。住専の処理が金融システムの安定のためであるのなら、なぜ五年後なんですか。直ちに投入すべきであらります。国民の怒りがおさまってから財政資金を投入しようとしているのなら、これはまさに国民に対する背信行為であります。強力な回収体制となりぎりの負担とか、抽象的な答弁をせずに、

金投入額総額の概算ぐらいは堂々と示し、國民に理解を求めるべきではないでしょうか。大蔵大臣にお伺いいたします。

また、參議院予算委員会の証人喚問で、角道農林中金理事長は「五千三百億円の積算根拠は前農林大臣に善処をお願いしておりますが、お知り知らない」と証言しておられます。当事者間の知らないところで処理スキームは決められたのでしょうか。

政府は系統金融機関の体力ぎりぎり論を展開しますが、金融機関の住専への融資額では、トップは農林中金であり、八千百一十五億円もの貸し込みをしております。系統は住専処理機構に対し総額で五千三百億円の贈与であります。なぜ都市銀行並みの経営体力を持つと言われる農林中金を含めても五千三百億円なのか、積算根拠は全く不明であります。農林大臣に明確な説明を求めます。

農林水産大臣は、我々が五千三百億円の贈与についてその積算根拠を再三にわたってただしたのに対し、五千三百億円は系統金融機関が贈与できるところから、その負担であると再三答弁してまいりました。したがって、農林水産大臣のその舌の根も孽のかねうちは、系統が新たに負担する事実が明らかになつてきています。

すなわち、一つは、約一千億円とも言われるいわゆる追加負担。二つは、系統にも負担が求められることが明らかになつた二次負担。(二)は、昨日明らかになつたように、農林省は系統融資にかかるノンバンクの不良債権額は五百六十億円と言つてきたにもかかわらず、国際的な基準である全銀協の統一開示基準ではそれが三千十六億円である事実が明らかになつたことなどあります。農林水産大臣のこれまでの答弁は、くの偽りであったのではありませんか。

これらは、系統金融機関に加入する農家一戸

戸の負担になるものであります。一説によれば、新たな負担は農家一戸当たりにすると約十五万円になると言われております。新たな負担は、農家一戸当たりの負担は一体幾らになるのでしょうかか。

さらに、地価の下落に伴い不良債権は今後ますます増大することが予想され、追加負担は今後際限もなく増大することが十分予想されます。系統金融機関は、大蔵省主導の住専処理策に最後まで

これらの諸点について、農林水産大臣の明快なる見解を求めます。

また、大臣は、専事の利払い停止を歓迎すると参議院予算委員会で答弁し、農林水産大臣は、利払いを求めると言及します。また、厳しい世論に恐れをなし、政府・与党は金融機関に追加負担を求めるとしておりますが、系統は本年一月よりの利子分八百億円を放棄すると言及します。そもそも、系統への金利は、専事処理の前提として、資産・負債の中に算入されていたのでしょうか。もらってもいらない利息を放棄することで追加負担になるのは納得がいきません。政府・与党は、なぜこのように数字・金額の数合わせのみに熱中されるのでしょうか。信義・道義といった言葉は一体どこへ行ってしまったのでしょうか。

また、国会も終盤となつたこの段階で、泥縄的に追加負担を求め、それを審議する時間も与えないと、まさしく言語道断であります。追加負担といふなら、なぜ法案作成段階から考慮に入れておかなかつたのでしょうか。明確な答弁を求めます。また、専事の土員とは本厅にいらしてお

よう大蔵省は行政指揮をしたよに聞いておりませんが、これは、かの評判の悪い与党追加策においても約束されている金融機関のリストラに逆行するのではないか。また、法的に追加負担を求ることはできるのでしょうか。母体行が追加負担に応じた場合は、これは一次処理だけなのでしょうか。

住専のみならず、破綻金融機関の処理においても、帳じりの合わない部分を健全な金融機関に拡張させるという奉加帳方式が、いわゆるジャバーン・プレミアムにあらわれていると考えます。

また、たとえ一次処理を追加負担により糊塗したとしても、二次処理に税金が必要であることは何ら変わりません。依然として、国民の税金は投入されるわけであります。これではまるで朝三暮四の例えそのものであります。このようなまやかしさでごまかされるほど国民は愚かではありません。金融機関が追加負担に応じたとしても、税金が必ず必要になる事態をはつきりと国民に明らかにするべきであります。見解をお伺いいたしま

いうことがあります。官僚がみずからの判断と責任で決定したのか、政治家が政治家としての判断で決断したのか、また、責任追及についても、経営者、借り手など、いかにもあいまいであります。この点についての総理の御見解をお伺いいたします。

次に、金融行政全般にわたってお伺いいたします。

党は、今まで明らかにされていなかつた金融行政の実態を国民に明らかにすべく努めてきたところです。今後は、これまでの不透明な行政指導等に基づく金融行政ではなく、国民及び国会の前に、どのような行政が行われているかが明らかにされる必要があります。その意味からも、金融行政の改革と大蔵省の改革は不可分であることは明白であります。

このためにも、金融機関に対する検査権限の大蔵省からの独立を図ることなどにより、業者行政と検査権限を分離する等の措置を講じ、これまでの行政とは違つた透明性の高い金融行政を確立すべきだと考えますが、大蔵大臣の見解を伺います。

金融機関の更生手続特例法案では、信用組合の破綻処理に關して、会社更生法の適用の手続の整備を図っております。しかし、農業協同組合については、同じ協同組合組織でありながら、更生手続の対象外としており、行政當局への申し立て権の付与もされていないのであり、整合性がとれません。どうして農協を対象としなかったのか、その対応の違いについて、理由並びに基準を農林水産大臣に明確にしていただきたいと思います。

また、一方では、信用組合については更生手続の道を開いているのに対し、他方では、住専には私の整理を行っており、その対応は明らかに矛盾しているものであります。住専と信用組合の破綻処理における更生手続に関する対応の違いについて、その理由、基準は何か、大蔵大臣に明確にしていただきたいと思います。

金融機関の更生手続特例法案では、金融機関に破産の原因たる事実が生ずるおそれがあるときは、監督官庁は更生手続開始の申し立てができるとする特例を規定しております。しかし、ルール型行政への移行を目指すとき、業者行政と検査権限の分離の観点から見て、これが行政権限の強化

私としては、その内容を明らかにしていくことが必要であり、場合によっては国会に報告することを義務づけることも検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案外五案

平成八年六月七日 衆議院會議錄第二十四号

につながり、焼け太りにならないという担保を明確にすべきではないでしょうか。

むしろ、更生手続開始の申し立て権は、監督官庁自身に付与するのではなく、業者行政とは別の独立した機関、例えば我が党が考えるような特許

法人として公社等を設立し、そこに申し立て権を付与すべきではないか、あるいは監督官廳と公社との双方に申し立て権を付与すべきではないかと考へるところであります。このような考え方に対する大蔵大臣の見解を求めます。

次に、預金保険法の改正については、政府案によれば、金融機関の円滑な破綻処理のために新設に整備することとしている整理回収銀行は、信託組合のみを対象としたものであり、第一地銀を含めとするその他の金融機関についてはその対象

しておりません。整理回収銀行も従来の譲受け方
式の延長線上の発想であります。普通銀行の
破綻処理は、合併・再編等による従来の譲送
団方式をそのまま継続するということなのか。
しそうであれば、市場規律と自己責任原則に立
した金融システムの構築という大蔵省の基本的
方針と矛盾しているのではないでしょうか。
また、政府案によれば、破綻処理に際して政

保証を付すこととしているのは信用組合の破綻に限られており、その他の金融機関の破綻については付されておりません。金融機関の破綻処理において、なぜこのように信用組合とその他の金融機関で制度に違いを設けているのか、その理由について大蔵大臣にお伺いいたします。

法案では、信用組合だけの破綻処理について
理回収銀行の業務の対象とし、また、五年後の
用組合特別勘定の廃止の際に、一般金融機関側
勘定から補つてもまだ不足する赤字額を税金で
換する」とことなっております。ところが、今回
整理回収銀行方式では「不良債権を丸抱えする」こと
となってしまいます。まして、従来の譲送船方式
式が破綻し、政府案の整理回収銀行方式の対象

全金融機関に適用しようとすれば、財政赤字が際限なく拡大するおそれもあります。金融機関の破綻処理に関する公的支援の基準としては、公的支援は預貯金者保護のためにこそ行われるべきであると考えますが、これについての総理の見解をお尋ねいたします。(田中)

についての対応力、提出された右側に振りておりません。なぜか、理解に苦しむことがあります。いまだ明らかにされていないことがみまして、今後の信用組合のあり方に蔵大臣の見解を求めます。

の時限的、特例的対応などについては、貯金者を保護する観点から一定の評価ができると思います。また、信用事業の全部譲渡を資金援助の対象として認めることや、保険適用を漁協から信用事業の譲渡を受けた信漁連まで拡大することは、現

保護する観点から一定の評価ができると思います。また、信用事業の全部譲渡を資金援助の対象として認める」とことや、保険適用を漁協から信用事業の譲渡を受けた信漁連まで拡大することは、現状から見て妥当な措置と考えます。

第一義的には国と都道府県のいずれにあるのか、いまだに明らかにされておりません。信用組合の監督に關し、機関委任事務の権限をこの際明確にすべきであると考えますが、大蔵大臣の見解を伺います。

が、大蔵省の説明資料では、地方財政による支援につきまして、「期待」ということになっているようですが、政府案では、民間金融機関の拡うであります。出の増加に加え、政府保証という税金による支援

までも前提としているにもかかわらず、監督権限を有している都道府県の負担についての規定が全くないのであります。なぜなのか。ルール型行政実現のために、なお議論が必要であります。地
方財政による負担の場合、全くの任意なのかそれとも義務なのか、いまだに明らかにされておりません。大臣の見解を伺います。

法案を検討して考えた場合の貯金保険法案の問題点について、幾つか質問いたします。
まず、保険料率についてお伺いいたします。
一般保険料率は現行の一・五倍に引き上げられ、特別保険料率については引き上げ前の一般保険料率と同率という方向で検討中のことですが、これだと、農協が機構に納める保険料率は二・五倍の引き上げとなります。この水準は七倍と言われる預金保険の保険料率と大きく異なりますが、これで十分な水準と言えるのでしょうか。

このように、**波定金融機関の債権を強力に回収して**、**大蔵大臣の見解を求める**。また、**動の基準はいかなるものなのか**、**いまだ明らかにされておりません。**早期は止措との関連も含めまして、明確にすべきであります。

くためには、債権の証券化等の流動化を促すための措置を検討することが必要であるとの意見申し添えさせていただきます。

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案についてお伺いいたします。

今回の改正事項のうち、保険金の支払いの円滑化のための措置や一千万円を超える貯金について

官報 (号外)

のではないでしょうか。農林水産大臣にお伺いいたします。

五年間の時限措置として、貯金者に債権の全額買い取りを保証していますが、このことにより、安易な破綻措置が講ぜられ、組合の自主的再建努力を阻害することにならないでしょうか。農林水産大臣にお伺いいたします。

貯金保險の適用対象となる農水産業協同組合の範囲を信漁連にまで拡大していますが、なぜ信漁連のみに限定したのでしょうか。信農連を対象としたなかつた理由を農林水産大臣にお伺いいたしました。

住専問題を契機に、系統金融機関の事業運営の合理化、効率化やリスク管理体制の強化等について指摘がありますが、今後どのように対応しようとしているのか、農林水産大臣にお伺いいたしました。

農協の経営を見ると、信用事業と共済事業で経済事業などの赤字を埋めていますが、今後は信用事業や共済事業も赤字になる可能性があります。今後このような農協経営をどうやって立て直していくのか、農林水産大臣にお伺いいたします。

以上、ただいま議題となつております各法案について質問してまいりましたが、最後に、与党所属の同僚議員にお訴えをいたしたい。

諸君の中にも良識ある多くの方々は、このたびの住専処理の政府原案には多くの疑問を感じておられる方も多いかと思います。何しろ、国民の九割近くの方々が反対の意思を表明しているのでありますから、国民の意見を代表してこの国会の場で活躍をする我々としては、この国民の声を代弁することにこそ我々の使命の原点があるはずであります。(拍手)ルールなき住専処理が残すツケは極めて重いものになってしまします。

これから投票が行われますが、確かに、予算案の採決の場合は、住専予算に反対であっても予算案に反対投票するわけにはいかなかつたかもしだれ

ませんが、今度は違います。今度こそ、議員お一人お一人が御自分の使命を十分かみしめられ、良心に従つて、御自分の御判断で投票されることとなります。

切に願つてやみません。(拍手)このよだな行動を示す議員が一人でも多くいれば、その分だけ我が國の議会制民主主義が正しく機能していることになります。

重ねて与党議員諸君にこのことを強くお訴えをし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇) 愛知議員の御質問に対し、お答えを申し上げます。

まず、議会制民主主義における国会運営についてのお尋ねがございました。

一般的に申し上げますならば、選挙によって選ばれた議員によって構成される与野党的間で、国会運営についての話し合いを行い、多数決原則によるつとり決定をしていくものと理解をいたしております。

次に、金融特別委員会の質疑打ち切り、採決という一連の推移について御質問がありました。

質疑時間を何時間にするかなどの国会運営につきましては、私が何ら申し上げるべきではなく、国会においてお決めをいただくものと理解をいたしております。

また、与党が新進党の審議要求を拒否する行動をとったとの御批判があり、その点について私の所見を求められました。

先刻も申し上げたことですが、国会運営においてお決めていただくものであると考へております。

私は、新進党の御質問について評価、論評すべ

ておりまます。

委員会における新進党の追及の結果と、政府

は国会においてお決めていただくものであると考へております。

改定法案におきましては、整理回収銀行に対し、改正法案によきましては、整理回収銀行の破綻処理回収業務を進める中で犯罪があると思料するときは告発に向けた所要の措置をとるよう義務づけております。

また、破綻信用組合から整理回収銀行への損害賠償請求権の移転についてであります。整理回

に御説明を申し上げてまいりましたが、今後も引き続き国民の皆様の御理解を深めるべく最大限の努力をいたすつもりであります。

政府の住専処理策を撤回すべきだという御意見を言わされました。

今回の住専処理策は、我が國の命運に責任を持つ政府・与党として国民全体のために決断したものでありまして、撤回は考えておりません。

住専に公的資金を導入いたしましたのは、住専については関係当事者の意欲と努力だけでは解決を図り得ない状態となっておりましたこと及び我が国不良債権問題の緊急かつ象徴的な課題となつておりましたことになんがみ、国民の皆様の預金を守るとともに景気回復を確実なものとする等のための臨時異例の措置として決定されたものであります。

金融機関の破綻処理に当たつての公的支援については、本来、金融機関の破綻処理は金融機関システム内において賄うことが原則であります。しかししながら、信用不安を惹起しやすい現下の金融環境等にかんがみ、預金者保護及び信用秩序の維持に万全を期すために、今般、信用組合の破綻処理に対する政府保証等の特別な措置を用意いたしました。

今後の金融機関の破綻を現時点で予想することは困難であります。特別保険料の徴収及びその整理回収銀行による犯罪の告発の義務づけについてのお尋ねでありましたが、今般の預金保険法改正法案によきましては、整理回収銀行に対し、改定法案によきましては、整理回収銀行に対し、

整理回収業務を進める中で犯罪があると思料するときは告発に向けた所要の措置をとるよう義務づけております。

また、破綻信用組合から整理回収銀行への損害

賠償請求権の移転についてであります。整理回

取銀行が破綻信用組合の事業の全部を譲り受ける場合には、これも含めて譲り受けることとなるほか、事業の一部の譲り受けの場合等におきましても、整理回収銀行が損害賠償請求権を譲り受けるよう対応してまいりたいと考えているところであります。

したがいまして、破綻信用組合の事業が整理回収銀行に譲渡されたことにより旧経営者や債務者の民事、刑事上の責任が問われなくなるようなことはない、御指摘のような社会正義や経済倫理にもとる行為を促進することはないと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣久保宣君登壇)

○国務大臣(久保宣君登壇) 私に対する御質問項目以上にわたつておりましたが、ただいま總理から御答弁を申し上げましたものを除きまして、お答えをいたします。

地価の下落と住専処理方策との関係についての御質問であります。本処理方策は平成七年の路線価を基本としております。路線価の水準は公示価格の八割程度に設定されているため、地価下落が処理方策の見直しに直結するわけではございませんが、住専処理にとって厳しさが増してい

る事実を真摯に受けとめながら、今後とも回収努力にお一層万全を期してまいりたいと考えております。

住専の債権の回収についてのお尋ねであります。が、政府の住専処理策におきましては、住専処理機構と預金保険機構とが一体となって強力に債権回収を行うことといだしてあります。特に借り手の資産隠しに対処するために、預金保険機構に罰則つきの財産調査権を付与するとともに、回収困難な事案については預金保険機構みずから取り立てることができることといだしてあります。また、回収に際し違法な妨害行為があれば、捜査當

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案外五

局と緊密な連携をとり積極的に告発する等、厳正に取扱うとしております。

に文句なしで喜んでいただけた。この結果、今回の住専処理スキームにおける住専経営者の経営責任や母体行の責任の追及についてのお尋ね等は、あります。ですが、今回のスキームでは、七住専を一括して取り扱うことにより困難事案にも共同して取り扱い、そこには、住専の運営面や周辺会社の

立ち向かることになり、住専の経営者や顧客が融機関が違法な行為により専事に対し損害を蒙った場合には、専事処理機構が専事から譲り受けた損害賠償権を適切に行使することとされております。また、仮に刑事上の責任が認められる場合には、当然のことながら厳しく追及されることがあります。

住専処理機構の債権回収体制についてのお尋ね等であります。ですが、住専処理機構は、強力かつ効率的な管理・回収及び旧住専経営者等に対する民事刑事上の厳格な責任追及といった業務を強力かつ円滑に遂行し得るよう、人材面・組織面等において十分工夫していくことといたしておきます。また業務運営に当たりましては、住専処理機構は、罰則に裏打ちされた財産調査権等を有する預金保険機構と緊密に連携をとりつつ回収に当たることといたしております。こうしたことからすれば、強力な債権回収体制など実現できないとの趣旨御指摘は当たらないと考えております。

なお、御指摘の土地・債権の流動化策につきましては、強力な債権回収等に係る重要な問題であると認識しております。今後、十分に検討してまいりたいと考えております。

金融機関の不良債権の実態についてのお尋ねにございますが、大蔵省は、預金取扱金融機関の良債権の総額につき、平成七年九月末で約三十八・一兆円、平成八年二月末時点で約三十四・兆円と発表したところであります。本件については、金融機関から報告された計数を積み上げたのであり、信頼できるものと確信いたしております。

二〇〇九

期に関する方針を決めているわけではありません。

住事の担保不動産を処理することによる他のノンバンクへの波及についての対応についてお尋ねですがございましたが、ノンバンクの不良債権問題につきましては、過去の事例を見ても、母体銀行がございましたが、ノンバンクの不良債権問題につきましては、過去の事例を見ても、母体銀行

は主力行を中心として法的整理を行なったところ、まことに方策による処理が行われてきており、仮に何らかの指摘のような影響を受けるノンバンクがあつたとしても、それぞれのケースごとに関係者の措置により、金融システム内において解決ができるものと理解いたしております。

係る融資についてのお尋ねでございますが、四体、一般、系統のそれぞれがおおむね三分の一の融資を処理機構に対して行う予定となつておるが、各金融機関の具体的な融資額、条件等については、このような枠組みの中で、住専法案の成後、住専処理機構、関係金融機関等の間で決め

れていくべきものと考えております。なお、これにて借入金については、債権の回収金等により清算がなされる予定と考えております。

金融安定化拠出基金についてのお尋ねであります
が、現時点においては、同基金に対して約一
円の拠出を行うことについて関係金融機関より

おむねの合意が得られているところでありましたが、各金融機関による具体的な拠出額等に関しては、住専法案の成立後、預金保険機構、関係金融機関等の間で調整され、決定されていくものと見ております。なお、この基金への上積みについて、現在具体的な検討が行われているとは承知しておりません。

期に關する方針を決めていはるわけではありませ

期に関する方針を決めているわけではありません。

今般の住専処理策が関係当事者の矢張らないところで策定されたのではないかという御質問であります。政府としては、当事者間における議論を

踏まえつつ、個別専事を超えた全体的枠組みの整備についての検討を並行して進め、適時適切に当事者間の合意形成を促進するよう努力してきたところであります。さらに、金融制度調査会においてこの問題について議論されるとともに、昨年夏以来与党でも二回を超える真剣な検討を重ねてき

2、当事者ごとにいて判断されるべきものであると
断したものであります。

系統金融機関への利払いについてのお尋ねであります
が、この問題は現在、住専各社と系統会
融機関等との間で調整がなされているところでもあ
りいただき、関係者の合意を取りまとめ、政府と
与党として国民経済全体の見地から本処理策を決

考えております。
なお、関係金融機関等による新たな寄与については、今後とも、結果としてできる限り国民負担の軽減につながるよう、関係金融機関等の自主努力かつ真剣な取り組みを促してまいります。

たが、住専処理機構が引き継ぐ約十九万先にむづぶ貸付債権について、その円滑な移管や管理・受取業務を効率的に行っていくため、これらの整理・回収等の実務に精通した者を即戦力として、やかに相当程度確保する必要があると考えて、専職員の活用も含め、有効な人材確保策について、住専処理機構の時限性や金融機関の効

化の觀点を踏まえ、母体行等においても真剣に討していただきたいと考えております。母体行による追加負担についてのお尋ねではありますが、関係金融機関等による新たな寄与の問題については、既に私からも、国会等からの厳しく議論を踏まえ金融界に対し協力を要請して

号外 報

り、これを受けて金融界との間でさまざまなお尋ねが行われておられます。今後とも、結果としてできる限り国民負担の軽減につながるよう、関係金融機関等の自主的かつ真剣な取り組みを促してまいります。

なお、いわゆる「一次損失に係る財政資金についてのお尋ねでございましたが、住専処理機関が住専から譲り受けた貸付債権等については、預金保険機構と一体となって強力に回収し、現在以上の段階で一定の損失の発生を前提としているわけではありません。

政府の住専処理策を撤回すべきとのお尋ねがありますが、総理からも申し上げましたように、今回の住専処理策は、国際公約というより、我が国の命運に責任を持つ政府・与党として国民全体のために決断したものであり、撤回などということは考えておりません。

早期は正措置について、その具体的な内容について明らかにすべきではないかとのお尋ねであります。

早期は正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、基本的には自己資本比率を基準とした客観的なルールに基づく措置命令についての明確化を図り、金融行政の透明性を高めるためのものであります。早期は正措置の具体的な内容については、今後、金融に関する専門家等から成る検討の場を設け、十分な御議論をいただき、透明性のある形で決定したいと考えております。

新しい金融行政を確立すべきだとの御質問でございますが、今後の金融行政については、市場原理の貫徹した金融システムを構築していくことが必要と考えております。いずれにせよ、初めて組織や権限の分離あります。今までの行政のあり方について十分な反省を加え、その上で、からの新しい金融行政のあり方に

り、これを受けて金融界との間でさまざまな意見交換が行われておられます。今後とも、結果としてできる限り国民負担の軽減につながるよう、関係金融機関等の自主的かつ真剣な取り組みを促してまいります。

なお、いわゆる「一次損失に係る財政資金についてのお尋ねでございましたが、住専処理機関が住専から譲り受けた貸付債権等については、預金保険機構と一体となって強力に回収し、現在以上の段階で一定の損失の発生を前提としているわけではありません。

政府の住専処理策を撤回すべきとのお尋ねであります。総理からも申し上げましたように、今回の住専処理策は、国際公約というより、我が国の命運に責任を持つ政府・与党として国民全体のために決断したものであり、撤回などということは考えておりません。

早期は正措置について、その具体的な内容について明らかにすべきではないかとのお尋ねであります。

早期は正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、基本的には自己資本比率を基準とした客観的なルールに基づく措置命令についての明確化を図り、金融行政の透明性を高めるためのものであります。早期は正措置の具体的な内容については、今後、金融に関する専門家等から成る検討の場を設け、十分な御議論をいただき、透明性のある形で決定したいと考えております。

新しい金融行政を確立すべきだとの御質問でございますが、今後の金融行政については、市場原

り、これを受けて金融界との間でさまざまな意見交換が行われておられます。

今回、更生特例法案において信用組合等に更生手続の道を開いているのは、破綻した信用組合等は消滅させるとしても、その事業には更生の見込みがあり、また地域経済の安定のために事業の維持更生を図る必要がある場合がある等の理由によつて、更生手続を活用した破綻処理を行うことがあります。

今日は、監督官に倒産手続開始の申し立て権を付与するには、監督官による業務停止命令が行われた場合等において、その金融機関の倒産手続を適時適切に開始することができるようになります。

政府保証を信用組合の破綻処理に限定することについての御質問であります。金融機関の破綻処理は、原則として金融システム内の負担により対応すべきものであります。しかしながら、信用組合については、経営体力等にかんがみ、預金者等が無用の不安を感じないよう制度的に万全の備えを整備しておく必要があり、このための特別措置として政府保証の制度を用意したことになります。

政府保証を用いた場合には、当該申し立てが適正であるか否かは第三者たる裁判所により認定されること等にかんがみれば、監督官が強力な権限を有することとなるわけではないと考えております。

預金保険料率を七倍に引き上げた積算根拠については、預金保険機関の資金援助が初めて実施された平成四年から七年未満までに生じた破綻金融機関の損失額が一・五兆円程度であったことからかんがみ、今後処理を要する木津信用組合等の処理も含めて、今後五年間に同程度の破綻が生じた場合にも対処し得るようにするとの考え方に対立ち、昨年度の料率の七倍程度に引き上げることとしております。

今後発生し得る金融機関の破綻を現時点にて予測することは困難でありますが、信用組合以外の業態においては、全体として不良債権額に対し十分な償却財源があることから、預金保険機構による大規模な資金援助が必要となる可能性は、現時

ついて大胆かつ真剣な検討を進めてまいりたいと考えております。

今回、更生特例法案において信用組合等に更生手続の道を開いているのは、破綻した信用組合等は消滅させるとしても、その事業には更生の見込みがあり、また地域経済の安定のために事業の維持更生を図る必要がある場合がある等の理由によつて、更生手続を活用した破綻処理を行つことは、信用組合において近年相次いで経営破綻が発生したことや多額の不良債権を抱える厳しい経営状況を踏まえたものであります。

なお、金融機関の破綻処理に当たっては、破綻した金融機関は存続させないことなどを前提条件としており、護送船団方式の継続との御批判は当たらないと考えております。

政府保証を用いた場合には、当該申し立てが適正であるか否かは第三者たる裁判所により認定されること等にかんがみれば、監督官が強力な権限を有することとなるわけではないと考えております。

預金保険料率を七倍に引き上げた積算根拠については、預金保険機関の資金援助が初めて実施され

ます。しかししながら、信用組合に対する指導監督権は、中小企業等協同組合法等の規定により、信用組合の地区が都道府県の区域を超えないものは都道府県知事に機関委任されております。現行制度上、都道府県

知事は法令上の権限を適切に行使する等により適切な監督に当たるとともに、大蔵大臣は、知事の法令上の権限行使に対して指揮監督を行つか、金融システム全体の安定性を図る責務を有しています。

信用組合に対する都道府県の財政支援についてのお尋ねがございましたが、これまで都道府県は信用組合の破綻等に当たり資金拠出等を行つておりますが、これは機関委任事務としての信用組合の指導監督の一環として行つているものではなく、それぞれの都道府県の実情に基づいて、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性から自己の責任に基づく判断により行われているものであります。昨年十二月に出された金制調査令においては、「こうした都道府

監督行政上の措置や任意の合併・営業譲渡による破綻処理の適否、信用秩序に与える影響など、諸般の事情を総合的に勘案する必要があります。これは監督官のみに可能なことであると考えておられます。また、適時の申し立てを行つた場合には金融機関の財務内容を十分に把握していることが不可欠であり、金融機関に対する検査・監督を行つます。

監督官が申し立てを行ふこととすることが最も適切であると考えられます。

整理回収銀行の処理の対象を信用組合に限定することについてのお尋ねでございましたが、これ

は、信用組合において近年相次いで経営破綻が発生したことや多額の不良債権を抱える厳しい経営状況を踏まえたものであります。

なお、金融機関の破綻処理に当たっては、破綻した金融機関は存続させないことなどを前提条件としており、護送船団方式の継続との御批判は当たらないと考えております。

政府保証を用いた場合には、当該申し立てが適正であるか否かは第三者たる裁判所により認定されること等にかんがみれば、監督官が強力な権限を有することとなるわけではないと考えております。

預金保険料率を七倍に引き上げた積算根拠については、預金保険機関の資金援助が初めて実施され

ます。しかししながら、信用組合に対する指導監督権は、中小企業等協同組合法等の規定により、信用組合の地区が都道府県の区域を超えないものは都道府県知事に機関委任されております。現行制度上、都道府県

知事は法令上の権限を適切に行使する等により適切な監督に当たるとともに、大蔵大臣は、知事の法令上の権限行使に対して指揮監督を行つか、金融システム全体の安定性を図る責務を有しています。

信用組合に対する都道府県の財政支援についてのお尋ねがございましたが、これまで都道府県は信用組合の破綻等に当たり資金拠出等を行つておりますが、これは機関委任事務としての信用組合の指導監督の一環として行つているものではなく、それぞれの都道府県の実情に基づいて、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性から自己の責任に基づく判断により行われているものであります。昨年十二月に出された金制調査令においては、「こうした都道府

県の財政支援はあくまで自らの判断に基づくものではあるが、今後とも行われることが期待される」とされたところであり、大蔵省としてもこの考え方へ沿つて対応してまいる所存であります。

最後に、信用組合に対する国と知事との共同検査の発動基準の明確化についての御質問がございました。

昨年十一月の金融制度調査会合申を踏まえて、

共同検査の発動基準を早期に正措置の一環として位置づけ、例えば自己資本比率が一定の水準を下回った信用組合につきましては、原則として大蔵省と都道府県の共同検査を行うことを含め、今後、基準の明確化を図つてまいる所存であります。(拍手)

〔國務大臣大原一三君登壇〕

次に、農協系統金融機関のリストラを含めた改革についてのお尋ねござりますが、農協系統については、金融の自由化や農業を取り巻く情勢の変化に対応していくためにも、事業・組織の見直しが避けて通ることのできない重要な課題であります。このため、現在、農政審議会において、融資規制の見直しを含め農協系統の事業・組織の今後のあり方について検討しているところであり、その結果を踏まえて、遅くとも来年の通常国会にリストラの関連法案を提出できるよう早急に運営を進めていく考えでございます。

次に、五千三百億円の贈与の積算根拠についてのお尋ねござりますが、農協系統の資金協力についてでは、信連、中金等に推定利益の充當、当金の取り崩し等を行うことを前提に、当該経費に及ぼす影響を見きわめ、特に個別信連の内部保の実態、利益の動向等を勘案し、存立の基盤

階において、信託、貯蓄、定期預金等の取扱いを擴張する方針であります。また、引当金の取り崩し等を行うことを前提に、農協系統の存立の基盤を守り得る最大限のものとして算定したところでございます。

さらに、系統金融機関への住専の利払い停止についてのお尋ねでございますが、住専各社から、平成八年一一三月分以降の利息の支払いを停止したいとの要請があり、これに対して農協系統は、基本的に住専が經營を続けていく以上は契約に従い金利は支払われるべきものとして、両当事者間で協議が続けられていると承知しております。(こ)の問題は、基本的には当事者間の問題であるので、両当事者間で諸般の情勢を勘案しながら解決を図ってもらいたいと考えております。そういう意味で、我々としても当事者間の協議を見守っているところでございます。

次に、農業協同組合を更生手続の対象としないことについてお尋ねでござります。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する事務局長は、守り得る最大限の協力として算定したものであります。この点に関し、系統に対しては決定の事前、事後に説明を行ったところであり、角道理事長も系統にとって非常に厳しい内容である旨の証言も行っているところであります。

次に、新たな追加負担についてのお尋ねであります。まず追加負担については、今後、結果としてできる限り国民の負担軽減につながる自主的な取り組みが求められておりますが、系統にとっては極めて経営が厳しい状況にあり、この負担の問題についても、実際問題として極めて厳しい負担になるかと思つております。「一次負担」については、関係金融機関の一員として、農林中金を主体とした対応が求められ、今後、当事者間で話し合いが行われるところであります。ノンバンク貸し付けの不良債権については、全銀協統一開示基準の改正に伴い増加したところでありますが、今後それぞれの経営内部において処理されることが基本と考えております。

理由は何かということでござりますが、農業協同組合は、組員ニーズに即して、信用事業のみならず共済事業や経済事業等を系統三段階の有機的連携のもとに行っており、他業態の金融機関とは明らかに基本的な性格が異なること等から、今回、更生手続の特例を適用しないこととしたものでござります。

さらに、貯金保險の保険料率についてのお尋ねでございますが、貯金保險の保険料率については、一般保険料と特別保険料を合わせて現行水準の一・五倍とする方向で検討を進めているところであります。ですが、この水準は、農協、漁協の貯金者の保護を図ることを基本とし、現下の厳しい情勢にも配慮したものであります。この保険料率の引き上げが直ちに農協経営に悪影響を及ぼすことはないと考えております。

次に、貯金保險の特別勘定に大幅な負債が生じた場合どうするのかと、いうお尋ねでござります。特別保険料については、現下の厳しい情勢に配慮して、特別勘定の収支が均衡できるよう設定することとされております。仮に今回の引き上げにより特別勘定に大幅な負債が生ずると見込まれる場合には、適時適切に特別保険料の改定を行つことにより、機構の財政の安定に悪影響を及ぼすことのないよう適切に対処してまいる所存であります。

貯金者の債権の全額買い取りが組合の再建努力を減じさせるのではないかというお尋ねでございまます。が、破綻した組合の經營者等は厳しく責任を追及されるとともに、出資者も応分の責任を負うことになることから、安易に貯金保險を発動することは想定されず、貯金の全額の保護が組合の再建努力を阻害することにはならないものと考えております。

次に、農水産業協同組合の範囲の拡大についてのお尋ねでございますが、漁協系統においては、漁協から信漁連に信用事業の譲渡が進展している

美態を踏まえ、信漁連を貯金保険の適用対象として追加することとしておりますが、信農連についてはこのような実態がないことから、貯金保険の適用対象とは考えておりません。

系統金融機関の事業運営の合理化、効率化やリスク管理体制の課題に今後どのように対処するかという御質問でございます。

現在、内閣総理大臣の諮問機関であります審議会において、経営の健全性と効率性の確保を含め、農協系統の事業・組織の今後のあり方について検討しておるところであり、その結果を踏まえ適時適切に対処してまいり所存でございます。

最後に、農協経営のあり方についてのお尋ねでございますが、他業態との競争の激化等が進む中で、農協がその機能を十分に發揮するためには、これまでのような信用、共済の収益に依存した経営体質から脱却し、部門ごとに採算を確保することが必要であります。御指摘の農協経営の健全化の方を含め、現在、先ほど申しました審議会での検討結果を踏まえながら、農協系統の事業・組織の今後のあり方を、十分リストラを進めてまいり所存でございます。

以上、御質問にお答え申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終局いたしました。

○議長(土井たか子君) 討論の通告があります。順次これを許します。米沢隆さん。

米洪隱君登壇

○米沢隆君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました金融関連六法案につき、反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、討論に先立つて申し上げたいことがあります。それは、国会運営のあり方についてであります。

顧みるに、村山政権誕生以来、たらい回しでやきた橋本政権の今日まで、この連立政権の国会運

官は、議会制民主主義の最低のルールを守るどころか、たびことに数を頼んだファッショともいべき暴挙を続けており、我が国の議会主義、民主主義にとってゆるしき問題であることを声を大にして指摘しておきたいと思います。そして、昨日も同じ暴挙が繰り返されました。与党の強引な委員会運営並びに委員長の職権乱用による議事進行であります。

金融問題に関する特別委員会は、言うまでもなく、平成八年度予算成立の際の四党国対委員長間で行われた合意事項にある「現行の金融、税制、財政制度全般にわたる改革を行い、あわせて金融機関等の諸問題について協議し処理するための特別委員会を設置する」という条項に基づき設置されたのは御案内とのおり、にもかかわらず、同委員会の実態は、政府・与党の入党党略に基づく、単に政府提出の法案を成立させるだけを目的とする通過儀式の場になってしまったのであります。

本来、委員会運営は理事会での合意によって行なわれるべきところ、委員長職権と称して議事を一方的に進め、野党に対して十分な審議時間を与えず、また重要な法案の議決には不可欠な公聴会も開かず、あまつさえ一般質疑を続行中であるにもかかわらず突然の質疑打ち切り動議により強行採決を行いました。まことに憲政史上まれに見る暴挙であり、改めて強く抗議するものであります。(拍手)

また、四党合意の折、「証人喚問問題については、真摯に対応する」という合意がなされました。しかるに、住専スキームの作成に中心的な役割を果たした加藤幹事長に対する共創、つまり住専からの借入先である会社からの献金疑惑が大きく報ぜられ、また、一方の当事者である水町元後援会会长が証人として出頭することを明らかにしているにもかかわらず、幹事長の証人喚問も与党の反対により行われませんでした。先般行われた参考人質疑でも、翌朝のマスコミは一同にます

す疑惑は深まつたという記事で埋まつたのであります。なぜもらっていないものを返す必要があるのか、解けない疑惑であります。我々は、依然として営業要求を続けていきたいと思います。

(拍手)

政党政治の基礎は、公党間が信義を守ることにあります。公党の約束が守られないままに強行採決が行われたことに大きな怒りを感じるものであります。

さて、我が国の不良債権問題の処理は、ひとり我が国経済の問題であるのみならず、広く世界経済に影響するものであり、我が国がこれにどのように対処するかを世界は注目しております。また、この処理が、二十一世紀に向けて我が国経済が順調に発展していくか否かを決するものであると考えます。このような重要な問題であるにもかかわらず、この住専処理法案は、我が国における不良債権が一体どのくらいあるのか、これに国はどう対処するのかという原理原則も決めないままに、安易に場当たり的に公的資金を導入するという、財政民主主義にも反する欠陥法案であること

は言つをまちません。

これを数字で説明したらどうなるか。住専七社の債権は約十三兆円と言われております。そのほぼ半分が不良債権であります。住専以外のノンバンクの持つ債権はおよそ九兆円と伝えられ、その不良債権は正確には把握されておりません。住

専以外のノンバンクも、住専と同様、不動産担保の貸し付けがほとんどで、住専の場合と同様に、政府はいささかの面倒でも見てきたのに

対して、政府はいつまでも見えていたのです。されば、政府が税金を出した例がかつてあったのか。阪神大震災の被災者の中には、家を失いながら今でも住宅ローンを返し続けている人も数多いのです。

住専は、本来、預金者を持たない金融会社であります。民間の会社が倒産したときに、政府が税金を出した例がかつてあったのか。阪神大震災の被災者の中には、家を失いながら今でも住宅ローンを返し続けている人も数多いのです。

民営企業の債権者同士の争いは、あくまで当事者同士で解決すべき問題であります。合意が成立しない場合は国が税金で面倒を見るというようなこととすれば、国の負担は際限がなくなるのではないかでしょうか。預金者の保護のためにのみ公的

資金を使うという原理原則を守ることによって、初めて国民の理解を得られるのであります。

もし六千八百五十億円の使用によって不良債権問題がすべて解決するというのであれば、納得のしようもあるかも知れませんが、そうではなく、住専問題は不良債権問題の入り口であります。

住専においてその場を取り繕う処理をするならば、国費の投入には歯どめがなく、また不公平なケースが次々と生み出されることは明らかであります。

このように、原理原則が明らかでないことに加え、國への負担分六千八百五十億円の算出根拠はいまだに極めてあいまいであります。また、第二次損失が生じた場合、二分の一を国が負担するといふことになりますが、その根拠も全く明らかでありません。地価が下落しつつある現状において損失額は拡大する一方であり、この半分を国が負

す疑惑は深まつたという記事で埋まつたのであります。なぜもらっていないものを返す必要があるのか、解けない疑惑であります。我々は、依然として営業要求を続けていきたいと思います。

こうしたノンバンクのほかに、多くの信用組合や

住専処理が危機に直面しております。こうし

た不良債権の全貌を把握した後、その一環として住専処理が行われるならざ知らず、それが完全にされないままに安易に公的資金の導入を認めることになるならば、今後、どのような場合に、またどういう基準で税金を使うべきかが明らかでなく、その額は、またぞろ談合の繰り返し

で、結果として際限がなくなるという事態も予想をされるのであります。

住専は、本来、預金者を持たない金融会社であります。民間の会社が倒産したときに、政府が税金を出した例がかつてあったのか。阪神大震災の被災者の中には、家を失いながら今でも住宅ローンを返し続けている人も数多いのです。

民営企業の債権者同士の争いは、あくまで当事者同士で解決すべき問題であります。合意が成立しない場合は国が税金で面倒を見るというようなこととすれば、国の負担は際限がなくなるのではないかでしょうか。預金者の保護のためにのみ公的

資金を使うという原理原則を守ることによって、初めて国民の理解を得られるのであります。

もし六千八百五十億円の使用によって不良債権問題がすべて解決するというのであれば、納得のしようもあるかも知れませんが、そうではなく、住専問題は不良債権問題の入り口であります。

住専においてその場を取り繕う処理をするならば、国費の投入には歯どめがなく、また不公平なケースが次々と生み出されることは明らかであります。

このように、原理原則が明らかでないことに加え、國への負担分六千八百五十億円の算出根拠はいまだに極めてあいまいであります。また、第二

次損失が生じた場合、二分の一を国が負担するといふことになりますが、その根拠も全く明らかで

ありません。地価が下落しつつある現状において損失額は拡大する一方であり、この半分を国が負

官報(号外)

担するということは、何の根拠もなくして国費が使われるということではありませんか。

また、住専処理機構というシステムも、アメリカのRTCとは全く似て非なるものであります。株式会社であるため、RTCとは比較にならないほど住専経営者などの関係者への責任追及も十分に行なうことはできません。

また、担保物件の価値の下落が予想される現在、債権の回収は極めて困難であります。優良な土地を大量に保有していたあの国鉄清算事業団でさえ巨額な赤字を抱えている状況であります。住専処理機構は、これ以上に処分不可能な、困難な土地を抱えているわけであります。将来にわたり巨額な赤字を生んでいくものと言えます。

このように、長い目でこの措置の持つ意味及び効果を考えると、その及ぼすマイナスの影響はかり知れないものがあると考えます。我々国民は、みずから納める税金が意義のある用途に使われることを信じて納税するものであります。このようなあいまいな理由で根拠のない支出がなされたならば、国民の納税のモラルは著しく低下することとなりましよう。このことこそが最も憂慮される問題であります。

次に、いわゆる金融四法案について申し述べます。

我々は、これら法案の基本的な考え方については、その重要性を了といたします。

しかし、金融機関の健全性確保法案について、早期に正措置がいたずらに行政の権限を強化することにはならないのかという疑問があります。また、更生手続特例法については、なぜ、協同組合組織について行政庁の申し立て権があるのに、農協等は除外されているかなどの疑問があります。また、預金保険法については、信用組合の監督庁である地方公共団体の財政負担の問題や保険料の算定基礎の問題、貯金保険法については、

事業収益と金融収益が一体となっている系統金融機関が果たして預金者の保護をみずから力で行なっているのかなどの問題があります。

こうした多くの論点が残っていますにもかかわらず、委員会において十分審議が行われないままに審議が打ち切られ、数に威をかりて採決を強行したことは、いわば国民を冒涜するものであると言つても過言ではないと思うのであります。

(拍手)

したがって、我々はこうした不十分な法案について賛成するわけにはまいりません。

また、時効停止の法案については、時効制度の本質と相反する、政府提案にもなり得ないお粗末な法案であります。

こうした個々の法案の批判はともかく、我々が指摘したいのは、これらの法案と住専処理法案との矛盾についてであります。

金融四法案の基本的な理念は、今後、金融機関がその健全性に留意し、自主性を増し、一定のルールのもとに活動できるようになります。そして預金者の保護を完全に行なうことを王眼としていると言つることができます。その基本的には、破綻に瀕したものは、金融機関といえども法的手続により処理するという原則があります。つまり、保護すべきものは、預金者であると

いうことが明らかにされているのであります。このように、金融機関においてさえる法的処理を前提としているのに対し、預金者のいないノンバンクの一つである住専について異例の扱いをすることは、まさに大いなる矛盾ではないでしょうか。金融機関の自己責任主義をうつたこれら法は、金融機関の自己責任主義をうつたこれら法と住専処理法案とは、その基本的な考え方において全く相反するものがあるわけであります。

我々は、住専処理法案が欠陥法案であるのみならず、政府が本来の原則に反した法案を提出してしまったことに対して、我々はこの機会にこれら金融機関の見直しに着手すべきであると考えます。この矛盾を指摘したいのであります。

政府・与党は、新進党に対し、反対提案がない

ではないかと主張しておられます。我々は、母体庫、それに信用組合、系統金融機関等の協同組合がそれぞれ存立し、これに住専に象徴されるような預金受け入れ機関ではないノンバンクが金融業務に参入しているのが現状であります。それが、大蔵省、地方公共団体、農水省、通産省を監督官庁としておるのであります。このほか巨大なものとして郵便貯金があります。こうした金融機関が護送船団方式のもとに業務を行なっているのでもって介入すべきではないのであります。系統の預金者保護の問題は預金者保護の問題として解決すべきだと考えます。

これとともに、我々は、系統金融機関のように、資金は集まるがこれをどのように運用していくのか、その使い道のない金融機関を今後どう改めていくのか、活性化していくのかを真剣に考えなければなりません。そして、その基礎となつてゐる農業そのものを、生産性の高い産業として、二十世紀において自立できるものとして育てていく政策こそが今必要だと考えます。そして、系統についてのこの考え方方は、協同組合組織をとつて全く反対するものがあるわけであります。

我々は、住専処理法案が欠陥法案であるのみならず、政府が本来の原則に反した法案を提出してしまったことに対して、我々はこの機会にこれら金融機関の見直しに着手すべきであると考えます。この矛盾を指摘したいのであります。

戦後、我が国は長い間、資金が足りない時代

ではないかと主張しておられます。我々は、母体庫は預金を集めることに狂奔し、いわゆる預金獲得競争が金融業務の中心であったわけであります。それが、資金があり余る時代、資金過剰時代となつたのであります。それとともに、金融はますます国際化してまいりました。こういう環境の大きな変化に対して、我が国の金融機関が適応できるかどうかが問われている基本的な問題であります。

現在、都市銀行、長信銀、地方銀行、信用金庫、それに信用組合、系統金融機関等の協同組合がそれぞれ存立し、これに住専に象徴されるような預金受け入れ機関ではないノンバンクが金融業界として郵便貯金があります。こうした金融機関が護送船団方式のもとに業務を行なっているのでもって介入すべきではないのであります。系統の預金者保護の問題は預金者保護の問題として解決すべきだと考えます。

これとともに、我々は、系統金融機関のように、資金は集まるがこれをどのように運用していくのか、その使い道のない金融機関を今後どう改めていくのか、活性化していくのかを真剣に考えなければなりません。そして、その基礎となつてゐる農業そのものを、生産性の高い産業として、二十世紀において自立できるものとして育てていく政策こそが今必要だと考えます。そして、系統についてのこの考え方方は、協同組合組織をとつて全く反対するものがあるわけであります。

我々は、こうした金融機関を取り巻く環境変化が、資本過少時代が続きました。この間、金融機関は預金を集めることに狂奔し、いわゆる預金獲得競争が金融業務の中心であったわけであります。それが、資金があり余る時代、資金過剰時代となつたのであります。それとともに、金融はますます国際化してまいりました。こういう環境の大きな変化に対して、我が国の金融機関が適応できるかどうかが問われている基本的な問題であります。

が、資本過少時代が続きました。この間、金融機関は預金を集めることに狂奔し、いわゆる預金獲得競争が金融業務の中心であったわけであります。それが、資金があり余る時代、資金過剰時代となつたのであります。それとともに、金融はますます国際化してまいりました。こういう環境の大きな変化に対して、我が国の金融機関が適応できるかどうかが問われている基本的な問題であります。

官 報 (号 外)

かつて、我々はバブルを発生させ、これを急速に冷やすという大きな政策上の過ちを犯しました。長期的見通しを欠いた政策によってどのように大勢の人々が不況と倒産に苦しんでいるか、我々はみずから反省しなければなりません。国の政策いかなんにより、多くの人々が苦しまなければならぬのであります。

今回の住専処理は、どう進立をしてみても、長期的な見通しのもとに決定された政策と言うことはできません。住専処理は、不良債権処理の入り口であります。その入り口において、我々は間違ってはならぬのであります。

世界に我々の仕事を見守っております。その処理に当たって、国際的常識に反する密室の談合にも等しい処理と無原則な国費導入を行なうならば、世界の金融界は歓迎するどころか、かえって失望するであります。そして、日本政府の危機管理能力に大きな疑問を持つのではないでありますか。

○補種良行君 謹憲連合、新党さきがけを代表いたしまして、た
だいま議題となりました六法案について、賛成の
討論を行うものであります。(拍手)
これまでも、また先ほども詳細な質疑が行われ
ましたが、私は要点のみわかりやすく申し上げま
す。
まず最初に、激動する世界の中であって、私た
ち日本国民が平和で豊かな生活を送り続けること
ができるようになるとが政治の基本目標であ
り、私たち政治家は、そのため、どのような政

党に属しようが、全力を尽くすことこそが使命であることは申すまでもない存じますが、いかがででしょうか。特に、重要な政治課題について意見が分かれるときは、党利党略を超えて国民のため最善の道を選ぶよう全知全能を傾けて議論し、結

ゆるバブル経済の発生、膨張、停止、収縮による金融機関の大量の不良債権の原因と現状について詳細な議論が行われました。プラザ合意によって、我が国の膨大な貿易黒字本質の是正のため円高・ドル安政策が進み、外貨準備は、既に

前のことだと思います。しかし、こうした気持ちをそのまま受けとめて政策を誤つたらどのような結果になるか。もし、その結果が国民にとってかえって大きなマイナスになると予想される場合に

論を得るため努力するべきであります。

私は、さきの村山内閣、特に村山さんは、昨年の阪神・淡路大震災やオウム真理教関連事件などの大事件が次々と起こった中で、本当によくおやりになつたと率直に評価申上げます。(拍手)

そして、特に、昨年の後半から年末にかけて、いわゆる住車問題をどのように処理すべきかとい

それが不景気をもたらし、その不景気対策のもとで地価上昇が生じ、社会問題にもなって、いわゆる不動産融資の総量規制や地価税の創設などにより地価抑制が図られた結果、地価上昇の中で投機目的投資に走った業者の借金が返せなくなつて、貸した側の金融機関が経営危機に陥つた。そうなると、下手をすれば多額の負債を抱える金融機関

は、私たち政治家は、英知を發揮し、一時的には、國民の素朴な声と異なるとしても、歴史に学び、直面する状況に対する最善の政策をとることを決断すべきものだと考えます。(拍手)

う我が国経済の健全性を回復するための大問題について、英断を持ってその解決のための基本的なスキームを決定され、平成八年度予算を編成されました。

こたえようとしているのであります。この橋本政権において、まさに、専門問題の処理と新しい金融システムの構築は、我が国経済を覆っている不透明感を払拭するための不可欠の課題であり、景気回復、持続的経済成長による国民生活安定のためのかぎともいうべきものであります。

ただいま議論となつております六法案はそのかぎであり、これによって我が国経済社会の将来に向けた明るい展望を開く必要があると確信するものであります。

我が国経済がどうしてこのような金融システムの大混乱を招きかねない問題を抱え、その処理を誤れば恐慌によって国民生活を破綻するおそれがある状態になってしまったのか。すなわち、いわ

の国費を投することの是非であります。昨年夏以降、関係金融機関と行政機関の間で進められた処理方針の協議がまとまり、昨年十二月十九日の閣議決定でこうした国費負担を行う方針が明らかになつたときは、実は私も、正直に申せば、「これは政治的に大変難儀な話になるぞ」と思いました。果たせるかな、特定業界の不始末のしりぬぐいに税金を使うのか、その金があるなら阪神・淡路大震災の被災者対策や福祉政策の充実のために使いといった議論や、そもそもいわゆる母体行などが全責任を持って国民の血税を使わないで済むようにしろとの主張などが今日まで続いております。

○種種良好君(続) それは、その後、これにかわる名案があるか、例えばいわゆる法的処理にゆだねるという新進党や一部評論家などの案がこれにまさるかといえば、それはとんでもない。そんなことをすれば農協系統金融機関が数兆円の負担増となり、それを公的負担で対処せざるを得ないことになりかねないことは、既に論議の過程で明らかになっております。

しかしながら、これも論議の過程で明らかになつたことであります。住宅各社を子会社として設立し、人を派遣し経営に関与し、そして住宅ローン業務を自分も始めて子会社を苦しめ、不良融資のあつせんも行つた母体行の社会的道義的責

前のことだと思います。しかし、こうした気持ちをそのまま受けとめて政策を誤つたらどのような結果になるか。もし、その結果が国民にとってかえって大きなマイナスになると予想される場合に

外 報 号

また、農協系統金融機関が、バブル経済のピークから末期にかけて、安全確実な運用先を求める大量の資金を、いかに母体行及び大蔵省の口添えがあたにせよ、住専に五兆五十億も貸し込んだという経営判断の誤りは、これも否定できません。

これらの事情を考えれば、法的にはどうかという問題はあるにせよ、まず母体行は、その社会的道義的責任を自覚し、今後、自発的に六千八百五十億円という国費負担を実質的に軽減する方策について早急に検討し、成案を得て実施することを期待するものであります。

また、農協系統金融機関も、五千三百億円の贈与はぎりぎりの可能な負担であるとの主張でありました。母体行及び一般金融機関の今後の対応を見ながら、これに即応し、みずからいわゆるリストラの実施の成果をも見通しつつ、世間からも納得されるような国費負担軽減への協力をする覚悟を明らかにすべきであります。

以上のこと前提に、住専法の早期成立を図り、一刻も早く住専処理機構を設立し、住専から資産を譲り受け、財産調査権を付与された預金保険機構と一体となって強力に債権回収を図るとともに、関係者に対する厳格な責任追及に取り組むべきものと考えます。

また、金融機関の不良債権問題の再発を防止するためにも、大蔵省改革とともに金融行政の抜本的な転換を行うべきであります。そのための徹底した情報公開等による市場機能の充実、早期是正に基づく透明性の高い金融行政の確立を図るべきであります。

なお、仮に預金保険法改正案などの金融関係法案の成立がおくれることとなれば、預金者に動搖が生じ、急激かつ大量の預金シフトが生じ、一部の金融機関のみならず、我が国金融システム全体に混乱が生じかねません。国際的に見ても、不良

債権問題の解決に向けた我が国の処理能力への信頼が低下し、ジャパン・プレミアムの再燃など日本金融システムに対する海外からの信用が大きく低下するおそれがあります。

ただいま議案となっている住専処理法案及び金融関連の計六法案の早期成立は、景気回復に資するとともに、我が国金融システムの安定化を図るための今日最大の政治課題であります。残された会期の中での参議院での質疑を考えると、一日も早く本院での質疑を終了することが重要であります。

野党の皆さんにも御賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 佐々木陸海さん。

[佐々木陸海君登壇]

○佐々木陸海君 私は、日本共産党を代表して、住専処理法案を中心とする金融関連の五つの法案に反対する討論を行います。(拍手)

今国会の最大の課題となつた住専問題とそれにかかる一連の法案が、審議時間わずか十日間三十一時間、委員長もやると言った公聴会すらやらないまま、委員会審議を一方的に打ち切つて昨日採決され、それがそのままこの本会議にかけられています。これは極めて異常なことであります。

なぜなら、「十分な審議を行い、強引な採決は行わない」という二月の本院議長のもとでの五党首会談の合意は、当然、住専法などの審議全体に貫かれるべきものだからであります。それを踏みにじつた政府・与党などの態度に、私は怒りを込めて抗議をするものであります。(拍手)

住専処理法案は、大銀行などの一〇〇%子会社しかも民間会社である住専の破綻の処理のために六千八百五十億円の財政資金の投入に加え、さらに二次損失の二分の一を税金で穴埋めする仕組みとルールをつくろうという法案であります。この仕組みのもとで、国民の負担額は一兆円を超えて大きく膨らむことが必至となつてきているのであります。

ります。

住専破綻の主犯は、住専を設立し、経営を支配し、紹介融資などで甘い汁を吸ってきた母体銀行です。住専の破綻処理は、本来、この母体銀行の責任において行うべきものであり、国民が負担するいわれは全くありません。今回の法案は、

住専を破綻させた母体銀行の責任と負担を免罪し、そのツケを果てしない税金によって国民に負わせようとするものであり、断じて認めるることはできません。(拍手)

住専処理への税金投入が何の道理もない全く不当なものであることは、今や二重三重に明らかになっています。

住専処理への税金投入が何の道理もない全く不

当なものであることは、今や二重三重に明らかになっています。

銀行系列のノンバンクの破綻は、親銀行が主体的責任を持つて処理することがこれまでのルールであります。親銀行の体力的な理由などから他の金融機関に負担を求める場合でも、親銀行は、負担を要請し合意形成を図る主体的責任を果たしてきました。質疑を通じて、これまで母体

行がそうした責任を放棄した例は一つもなかつたこと、例外がなかったことが明らかになりました。住専は、銀行系列ノンバンクの一つ、直系以上に直系のノンバンクであります。その住専の破綻處理は、当然この基本ルールに沿って、親銀行の主体的責任で行うべきであります。総理自身が、それが自然体であると認めざるを得なかつたではありませんか。

また、政府自身が認めてきたように、株主代表訴訟が母体銀行の責任放棄の理由にならないこと、母体銀行に全体として損失を負担する体力があること、これらはいずれも明白であります。

さらに、政府自身が母体銀行の追加負担の必要性を繰り返し繰り返し述べてきたことは、客観的に言え、法案の前提になつている損失負担の割合を変えることができるし、変える必要があるといふことを認めるものであつて、法案の根拠さえ崩れています。

国会審議を通じて、国民は、住専処理策に理解を示すどころか、一層拒否の意思を強くしていま

理策、処理法案なのであります。

政府は、このルール破りの理由として、関係金融機関が多数であるとか、親が多数いるとかいうことしか挙げることができませんでした。こんなことが一体どうして理由になるのでしょうか。親

が多数といつても、母体行は、いわば共同親会社、業界直系として住専を設立し、経営を支配してきたのであります。政府・与党の言い分けは、結局、住専がもうけ口として役立つ間は親として振舞い、破綻すれば一齊に責任を放棄する、「みんなで逃げれば怖くない」という母体行の身勝手な主張のあからさまな代弁にすぎないではありますか。

また、政府自身が認めてきたように、株主代表訴訟が母体銀行の責任放棄の理由にならないこと、母体銀行に全体として損失を負担する体力があること、これらはいずれも明白であります。

さらに、政府自身が母体銀行の追加負担の必要性を繰り返し繰り返し述べてきたことは、客観的に言え、法案の前提になつている損失負担の割合を変えることができるし、変える必要があるといふことを認めるものであつて、法案の根拠さえ崩れています。

国会審議を通じて、国民は、住専処理策に理解を示すどころか、一層拒否の意思を強くしていま

す。一月には七四%だった反対の声が、四月には八六%に拡大したという世論調査結果もあります。

政府・与党の処理策は、六ヶ月の論議によつても国民の理解を得られていないのであります。

このこと自体が、処理策の根本的な誤りを何より

も雄弁に証明しているではありませんか。

道理もなく、根拠もなく、

言語道斷の暴挙と言わざるを得ないのであります。

数が反対している住専処理策、住専処理法案を、冒頭に述べたようにひたすら数を頼りにこり押しするなどというのは、民主主義の根幹を破壊する

行為であります。

これまでの例外のないルールを政府が率先して

破り、平地に乱を起す、それがこの住専

でのルールどおりに母体行の責任によって解決すべきであります。それができないというのであれば、衆議院を解散し、国民に信を問うべきであります。(拍手)

金融機関の破綻処理のルールを定めるに当たって最も重要なことは、母体行責任の原則を改めて確認し、母体銀行や大銀行の責任を免罪するような抜け道をつくらないことであります。金融機関等の経営の健全性確保法案、金融機関の更生手続特別法案、預金保険法の一部改正案の三法案は、互いにリンクし合ってこうした抜け道を広げ、経営困難な信用組合などの整理淘汰を促進するものであります。我が党は、これらの法案に反対であります。

預金保険法一部改正案は、破綻信用組合の処理に公的資金を導入することを盛り込んでいます。これは、住専処理法案で踏み出した税金投人主義の流れを進めるものであります。住専と同様に、バブルの時期に信用組合をみずから手足として不動産投機に走らせた大銀行の責任と負担の原則を法的に明確にすることのないまま、そのツケを国民に転嫁するものであり、断じて認められません。

本来、預金保険機構は、預金者保護のための機関であります。ところが、今回の改正案は、破綻金融機関の優良資産と預金は救済金融機関に引き継がせる一方で、不良部分を預金保険機構へと変質回収銀行に押しつけるという仕組みをつくることにより、本来民間金融機関が負うべき負担を軽減し、預金保険機構を銀行業界救済の機構へと変質させるものと言わざるを得ません。

我が党は、金融機関の破綻に備えて法的ルールを整備すること一般を否定するものではありません。しかしながら、今回の金融機関の更生手続特例法案は、母体行の責任と負担の原則に全く触れておらず、大銀行が主要な責任を負うべき破綻処理においても、その責任を免罪する法的処理が不

水野	三塙	松永	松岡	堀之内	久男君	利勝君	光君	博君
清君								
細田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
林								
義郎君								
浜野								
蓮夷								
野呂田芳成君								
萩山								
教嚴君								
西田								
根本								
野田								
二階堂								
中山								
太郎君								
正暉君								
司君								
匠君								
進君								
美君								
隆司君								
信彦君								
正行君								
赳夫君								
平沼								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久男君								
利勝君								
博之君								
耕輔君								
孝治君								
二田								
保利								
藤尾								
深谷								
原田昇								
左石君								
堀之内久								

宮崎	宮下	村上誠一郎君	喜一君
宮澤	創平君	吉隆君	
村田	持永	和見君	
森田	保岡	英介君	
山口	山下	一君	
山本	横内	興治君	
渡瀬	渡瀬	俊一君	
綿貫	赤松	俊夫君	
伊藤	有二君	正明君	
池端	德夫君	徳夫君	
石橋	憲明君	憲明君	
五十嵐	廣隆君	民輔君	
広三君	茂君	茂君	
遠藤	清一君		
坂上	大吉君		
佐藤	登君		
大畠	順介君		
加藤	俊君		
小林	章宏君		
奥石	万吉君		
岩田	守君		
坂上	東君		
関山	恒利君		
竹内	信之君		
田中	猛利君		
中西	富男君		
永井	浩賢君		
野坂	健一君		
日野	市朗君		
細谷	治通君		

宮路 松正君
村岡 兼造君
村田敏次郎君
村山 達雄君
森 敏充君
茂木 喜朗君
谷津 義勇君
柳沢 伯夫君
山崎 拓君
山本 公一君
与謝野 警君
若林 正俊君
渡辺 省二君
新井 将敬君
網岡 雄君
井上 一成君
池田 隆一君
石井 智君
今村 修君
岩華寿喜男君
猪方 正吉君
大木 克陽君
岡崎トミ子君
五島 清功君
佐々木秀典君
佐藤 泰介君
辻 沢藤礼次郎君
中村 哲男君
永井 正勇君
田邊 嘉雄君
田中 昭一君
細川 胜君
鉢呂 吉雄君
早川 秀行君
前島 律大君

否とする議員の氏名

村山	松本	山下八洲夫君
山口	龍君	鶴男君
横光	鷹君	市富子君
渡辺	克彦君	嘉蔵君
五十嵐ふみひこ君	枝野	石井
玄葉光一郎君	金田	金田
園田	誠一君	幸男君
渡海紀三朗君	田中	秀征君
錦織	三原	三原
鮎岡	兵輔君	淳君
阿部	昭吾君	朝彦君
愛野興一郎君	青山	敏信君
粟屋	赤松	喜一君
井上	正雄君	達也君
伊藤	喜一君	一君
石井	幸四郎君	石田幸四郎君
市川	雄一君	寛君
今津		晃弘君
上田		清司君
江田		五月月君
遠藤		辰男君
小沢		和良君
大口		善徳君
太田		宏友君
岡島		正之君

奥田 河上 貝沼 川端 鴨下 奥田 敬和君
加藤 神崎 北側 次郎君 次郎君 六月君
工藤堅太郎君 北村 一雄君 達夫君
北村 真人君 要雄君 武法君
古賀 一成君 憲次君
左藤 力君 惠君
坂口 善君 正浩君
坂川 笹山 登生君
杉山 実川 幸夫君
田端 白沢 三郎君
高橋 武山百合子君
塚田 伸二君 正広君
土田 陽介君 龍司君
豊田潤多君 延充君
中井 樽床 伸二君
中田 高木 一郎君
西川太一郎君 時広君
野田 博行君 治君
野呂 納義君 宏君
初村謙一郎君 昭彦君

官 報 (号 外)

四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん
さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、四案とも委員長報告のとおり可決いたしました。
(拍手)

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん
の起立を求めます。

寄附の委託に関する法律
簡易生命保険法の一部を改正する法律
植物防疫法の一部を改正する法律

(常任委員会辭任及び補欠選任)
一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員会
の辭任を許可し、その補欠を指名した。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案
右
国会に提出する。

（議案付託）

辯任　今村　修君　　鶴澤
　　嵐山健治郎君　　今村　修君
　　嵐山健治郎君　　今村　修君

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
　　地方税法の一部を改正する法律案（上田清司君外五名提出、衆法第八号）
　　住宅地震災害保険に関する法律案（石井一君外九名提出、衆法第六号）
　　住宅地震災害再保険特別会計法案（石井一君外九名提出、衆法第七号）
　　法人税法等の一部を改正する法律案（河村たかし君外五名提出、衆法第七号）

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 預金保険機構の業務の特例(第三条)	第三章 政府による財政上の措置等(第二十三条)	第四章 預金保険機構の特例業務の終了(第一一 条・第二十六条)	第五章 雜則(第三十二条・第三十二条)	第六章 執行規則(第三十三条・第三十四条)
-----------------	-----------------------	-------------------------	------------------------------------	---------------------	-----------------------

(議案送付) 以上三件 大蔵委員会 付託

、昨六日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

海上運送法の一部を改正する法律案

(議案通知)

、昨六日、參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案

简易生命保険法の一部を改正する法律案

- る法律の一部を改正する法律案
- 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する
寄附の委託に関する法律案
- 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 植物防疫法の一部を改正する法律案

○議長(土井たか子君) 次に、日程第一ないし第四及び第六の四案を一括して採決いたします。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する 債務の処理の促進等に関する特別措置法案及び同報告書

官報(号外)

を交付することができる。

(金融安定化拠出基金)

第九条 機構は、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ)の議決を経て、住専勘定に第三条第一項第一号の規定による出資、次条の規定による助成金の交付及び第十二条の規定による債務の保証に係る保証債務の履行を行うための基金を置き、特定住宅金融専門会社に係る貸付債権の回収等を促進し安定した金融機能の確保に資するために特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であつた金融機関その他の者が拠出する拠出金をもつてこれに充てるものとする。

前項の規定により置いた基金(以下「金融安定化拠出基金」という)の運用によって生じた利子その他の収入金は、金融安定化拠出基金に充てるものとする。

機構は、金融安定化拠出基金の残高が第一項に規定する拠出金の合計額から金融安定化拠出基金を財源として第二条第一項第一号の出資に充てた金額を控除した金額に相当する金額(以下この条において「出資控除後の金額」という。)を下回る場合には、運営委員会の議決を経て、預金保険法第三十四条に規定する業務に係る勘定(第五項において「一般勘定」という。)から、金融安定化拠出基金の金額が出資控除後の金額に達するまでを限り、金融安定化拠出基金に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同条第二号に掲げる業務とみなす。

4 機構は、前項の規定による繰入れをしようとする場合には、あらかじめ、大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、第二項の規定による繰入れをした場合において、金融安定化拠出基金の残高が出資控除後で定めるところにより、当該超えることとなつた部分の金額に相当する金額を、その合計額が同項の規定による繰入れをした金額の合計額が同項の規定による繰入れをした金額の合計額

計額に達するまでを限り、一般勘定に繰り入れるものとする。

(債権処理会社の円滑な業務の遂行のための助成金の交付)

第十一条 機構は、第七条各項及び第八条に規定する助成金のほか、債権処理会社の円滑な業務の遂行のため必要があると認めるときは、金融安定化拠出基金から、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

(債権処理会社の債務の保証)

第十二条 機構は、債権処理会社が特定住宅金融専門会社からの貸付債権その他の財産の譲受けのために必要な資金の借入れをする場合は、その借入人に係る債務の保証を行ふことができる。

(助成金の交付等の条件)

第十三条 機構は、債権処理会社が次に掲げる事項の約束をし、及びその履行をしている場合でなければ、第七条各項、第八条若しくは第十条の規定による助成金の交付又は前条の規定による債務の保証を行つてはならない。

一 債権処理会社は、特定住宅金融専門会社から

の貸付債権その他の財産に係る権利關係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識

を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

二 債権処理会社は、第六号に定めるもののほ

か、その業務の実施に支障が生じたときは、

機構の指導又は助言を受けるため、速やかに

機構に報告すること。

三 債権処理会社は、その役職員がその職務を

行うことにより犯罪があると思料するときは

直ちに所要の報告をさせる体制を整備するも

のとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

十 債権処理会社は、第七条第一項に規定する

特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財

源のうち第一号の契約により債権処理会社が

支援するものについて同項の規定による助成

金の交付を受けた場合において、譲受債権等

のそれにつきその取得価額を上回る金額

で回収が行われたことその他の政令で定める

事由により利益が生じたときは、当該利益の

金額として政令で定める金額を、その合計額

が同項の規定により交付された助成金の合計

額に達するまでを限り、機構に納付すること。

(債権処理会社から前条第一項に規定するものについて同条の規定による助成金の交付)

十一 債権処理会社は、譲受債権等に係る損失で第八条に規定するものについて同条の規定による助成金の交付を受けた場合において、当該譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額を、その合計額が同条の規定により交付された助成金の合計額に達するまでを限り、機構に納付すること。

(債権処理会社からの納付金の処理)

第十三条 機構は、債権処理会社から前条第一項の規定による納付を受けたときは、これを緊急金融安定化基金に充てるものとする。

二 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、当該事業年度中に前条第十号及び第十一号の規定により納付を受けた金額に相当する金額を、国庫へ納付しなければならない。

三 前項の規定により国庫へ納付した金額(前条第十号の規定による納付に係るものに限る。)は、緊急金融安定化基金を減額して整理するものとする。

(債権処理会社から前条第一項に規定するものについての納付)

四 債権処理会社は、特定住宅金融専門会社からの貸付債権その他の財産に係る権利關係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについての納付に係る契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該

九 債権処理会社は、その役職員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに

機構に報告すること。

八 債権処理会社は、第六号に定めるもののほか、その業務の実施に支障が生じたときは、

機構の指導又は助言を受けるため、速やかに

機構に報告すること。

九 債権処理会社は、その役職員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、

機構の指導又は助言を受けるため、速やかに

機構に報告すること。

十 債権処理会社は、第七条第一項に規定する

特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財

源のうち第一号の契約により債権処理会社が

支援するものについて同項の規定による助成

金の交付を受けた場合において、譲受債権等

のそれにつきその取得価額を上回る金額

で回収が行われたことその他の政令で定める

事由により利益が生じたときは、当該利益の

金額として政令で定める金額を、その合計額

が同項の規定により交付された助成金の合計

額に達するまでを限り、機構に納付すること。

(協力依頼等)

第十五条 機構は、第二条第一項に規定する業務を行つたため必要があるときは、官庁、公共団体

その他の者に照会し、又は協力を求めることが

できる。

二 政府は、大蔵省、法務省、警察庁その他の関

係行政の職員をもつて構成する連絡協議会を設け、機構が第三条第一項に規定する業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

る場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第号)以下「特定住宅債権等処理法」という。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは、「業務(特定住宅債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十二条第一項中「業務」とあるのは、「業務(特定住宅債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第二号に掲げる業務とみなされるものを含む。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住宅債権等処理法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは、「業務(特定住宅債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第二号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、特定住宅債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住宅債権等処理法」と、同条第二号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務(特定住宅債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)及び特定住宅債権等処理法第三条第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三条」とあるのは、「第四十三条(特定住宅債権等処理法(政令への委任))と、「業務上の余裕金」とあるのは、「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者

第六章 罰則

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案及び同報告書

は、五十万円以下の罰金に処する。
 一 第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは偽りの記載をした資料の提出をした者
 二 第十七条の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者
 三 第十七条の規定による機構の職員の質問に対する答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
 四 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者
 第三十四条 法人(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の代理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金刑を科する。

2 前項の規定の適用がある場合には、第五百九十五条及び第五百九十九条第一項第一号中「又は第五百八十七条」とあるのは、「第五百八十七条又は附則第三十二条の二の二」とする。
 第三十一条の二の二 市町村は、土地の取得で附則第十一条第六項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に對して課する特別土地保有税を課すことができない。
 第三十二条の二の二 市町村は、土地の取得で附則第十一条第六項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に對して課する特別土地保有税を課すことができない。

6 道府県は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第号)第三条第一項第一号に規定する債権処理会社が、同法第二条第二項に規定する特定住宅金融専門会社から不動産を取得した場合には、当該取得が同法第七条第一項に規定する指定期間内に行われたとき限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課すことができない。
 附則第三十二条の二の二の次に次の二条を加えよ。
 一 譲案の目的及び要旨
 本案は、住宅金融専門会社が回収の困難となつた多額の貸付債権等を有することから金融機関等からの多額の借入債務の返済に困窮している状況の下で、関係当事者によるこれらの債権債務の処理が極めて困難となっていることにより、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持に重大な支障が生じることとなることが懸念される事態にあることから、住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進するため、緊急の特例措置として、預金保険機構(以下「機構」という。)に、その業務の特例として、住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行ふ会社の設立をし、及び当該設立をされた会社に對して資金援助等をする業務を行わせるとともに、機構がその業務を行つるために必要な國の財政上の措置等を講じることにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。
 1 定義
 住宅金融専門会社及び特定住宅金融専門会社について、所要の定義規定を設ける。
 2 預金保険機構の業務の特例
 (一) 預金保険機構の業務の特例
 機構は、前記の目的を達成するため、次の業務を行うこととし、その経理については、その他の経理と区分し、特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定(以下「住専勘定」という。)を設けて整理することとする。

第三十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
 附則第十条に次の二項を加える。

た場合において、当該譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたこと等の事由により当該損失が減少したときは、当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額を、その合計額が前記(5)により交付された助成金の合計額に達するまでを限り、機構に納付すること。

(4) 債権処理会社からの納付金の処理

(5) 機構が、債権処理会社から前記(4)及び(6)の納付を受けた場合の経理及び国庫への納付について、所要の規定を設ける。

(6) 資金の融通のあっせん

機構は、特定住宅金融専門会社からの貸付債権その他の財産の譲受けのために債権処理会社が必要とする資金の融通のあっせんに努めることとする。

(7) 協力依頼等

機構は、前記(1)の業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとする。

(8) 資料の提出の請求等

機構は、前記(1)から(8)までの業務を行ふため必要があるときは、債権処理会社に對し、報告又は資料の提出を求めることができることとする。

(9) 現況確認、質問、帳簿提示等

(10) 機構の職員は、前記(1)の業務を行ふため必要があるときは、債権処理会社に對し、報告又は資料の提出を求める範囲内において、債務者等の事務所、住居等その者が所有し、又は占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況の確認をし、その者に質問し、

(11) 債権処理会社から前記(4)及び(5)に係る所要の規定を設ける。

(12) 債権の取り立ての権限

機構は、前記(7)の業務を行う場合には、債権処理会社のために自己の名をもつて、債権処理会社から委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有することとする。

(13) その他

前記(1)の業務に関し運営委員会の議決を経なければならないものを定める等、所要の規定を設ける。

(14) 政府による財政上の措置等

政府は、機構が前記2(1)の業務を行つた場合の移転登記についての登録免許税の非課税措置、指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得した土地等についての負債利子の損金不算入の適用除外の措置及び指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得した土地等を譲渡した場合の譲渡益についての追加課税の適用除外の措置を講ずることとする。

(15) 政府の出資

政府は、機構が前記2(1)の業務を行つた場合の範囲内において、機関に出资することができるところとし、その出資額により機関の資本金を増加することとする。

(16) 政府の補助

(1) 政府は、予算で定める金額の範囲内において、機関に対し、緊急金融安定化基金に充てる資金を補助することができる。

(2) 政府は、前記2(1)の損失が生じる場合には、当該損失の発生に伴つて生じる債権処理会社及び機関の資金の不足の一部を補うため、政令で定めるところによ

(17) その他の所要の規定の整備を図る。

(18) 前記2(1)及び(1)に係る所要の罰則規定の整備を図る。

(19) 附則

(1) この法律は公布の日から施行することとする。

(2) 地方税法の一部改正により、債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から不動産を取得した場合の不動産取得税の

又はその者の財産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができるところとする。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者等の承諾を得なければならないこととする。

(2) 前記(1)の場合において、機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこととする。

(3) 前記(1)の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならないものとする。

(4) 課税の特例

債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から不動産に関する権利を取得した場合の移転登記についての登録免許税の非課税措置、指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得した土地等についての負債利子の損金不算入の適用除外の措置及び指定期間内に特定住宅金融専門会社から取得した土地等を譲渡した場合の譲渡益についての追加課税の適用除外の措置を講ずることとする等、所要の措置を講ずることとする。

(5) 日本銀行の拠出

日本銀行は、機構が前記2(1)の出資をするために必要な資金に充てるため、機構に對し、千億円を限り拠出することができることとする等、所要の措置を講ずることとする。

(6) 二課税措置及び当該取得に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

(7) 議案の可決理由

住宅金融専門会社が回収の困難となつた多額の貸付債権等を有することから金融機関等からの多額の借入債務の返済に困窮している状況下で、関係当事者によるこれらの債権債務の処理が極めて困難となつていており、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持に重大な支障が生じることとなることが懸念される事態にあることにかんがみ、住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進する等のため、緊急の特例措置として、預金保険機構に、その業務の特例として、住宅金融専門会社から財産を譲り受けたその処理等を行う会社の設立をし、及び当該設立をされた会社に対しても資金援助等をする業務を行わせるとともに、預金保険機構がその業務を行うために必要な国の財政上の措置等を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

(8) 本案施行に要する経費

平成八年度一般会計予算において、預金保険の残余財産の整理、緊急金融安定化基金の残余の国庫納付、金融安定化拠出基金の残余の処分及び住専勘定の廃止に関する所要の規定を設ける。

(9) その他の所要の規定の整備を図る。

(10) 前記2(1)及び(1)に係る所要の罰則規定の整備を図る。

(11) 附則

(1) この法律は公布の日から施行することとする。

(2) 経過措置について所要の規定を設ける。

(12) 法律の整備に関する法律案

法律の整備に関する法律案

衆議院議長　土井たか子殿

高島　修

右

平成八年六月六日

平成八年四月二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律問題等に関する特別委員長　高島　修

国会に提出する。

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十一 金融先物取引等

第十条第七項中「第二項第十二号の」の下に「金融先物取引等又は同項第十三号の」とは、「の下に「それぞれ」を加え、「第一項第八項」とは、「の下に「それぞれ」を加え、「第一項第八項」を「第二項第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

(特定取引勘定)

第十七条の二 銀行は、特定取引(銀行が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第十条第二項第十二号に規定する金融先物取引等その他大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵省令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることによる損失を減少させること。

2 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五号ノ一(流動資産の評価)、第二百八十五号ノ四(金銭債権の評価)及び第二百八十五号ノ五(社債の評価)の規定にかかわらず、大蔵省令で定める

ところにより時価を付さなければならない。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行は、特定取引のうち大蔵省令で定めるものでの営業年度終了の時において決済されないものがあるときは、当該特定取引を當該営業年度終了の時において決済したものとする)とを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とする)とを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

該営業年度終了の時において決済したものとする)とを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

各号ノ金額ノ合計額」とする。

第二十六条中「照らして」の下に「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」を加え、「その業務の全部若しくは一部の停止又は

「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十四条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第八号中「第二十六条」を「第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第三条 外国為替銀行法の一部改正

第六条第八号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

十一 金融先物取引等

第六条第九項中「第二十六条」を「第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

融先物取引等又は同項第十号の「」を「とは」の下に「それぞれ」を加え、「第二条第八項」を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十二条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十四条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第八号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十八条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第二十九条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

融先物取引等又は同項第十号の「」を「とは」の下に「それぞれ」を加え、「第二条第八項」を「第二条第七項又は第八項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十二条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十四条中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第八号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「規定する」の下に「金融先物取引等又は」を加える。

第二十八条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

第二十九条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項に「」又は「若しくは」に

改める。

官 報 (号 外)

うち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社(金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

分案「二」を、「剩余金処分案」に、「を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」を「及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない」に改め、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「監事の意見書」を「監査報告書」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加え

第三十七条の二 信用金庫(政令で定める規模に達しない信用金庫を除く)及び信用金庫連合会(以下この条において「特定金庫」という。)は、前条第一項の書類(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

特定金庫の理事は、通常総会の会日の八週間前までに、前条第一項の書類(附属明細書を除く。)を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

二 会計以外の業務の監査の方法の概要
三 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条ノ三第一項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)
四 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法
は、大蔵省令で定める。

（信用金庫を除く。）当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員たる法人の役員若しくは使用人

8 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

特定金庫の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

金庫及びその子会社又は当該金庫の子会社が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における

第三十三条规定第一項中「金庫の」を「金庫を代表する理事並びに金庫の」に、「会社」を「法人」に、「し」を「ただし」に改める。

第三十五条中第三項を第四項とし、第一項後を削り、同項の次に次の二項を加える。

理事が第三十七条第一項又は第五十四条の七第二項の書類に記載すべき重要な事項につ

き虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは

前項と同様とするがた
し、理事がその記載、登記又は公告をしたこ

とについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第三十七条の見出し中「提出、備付及び」を
上成、備付け、ご教め、同条第一項中「通常急

の会日の七日前までに「事業年度」とに
改め、「財産目録」を削り、「及び剰余金処

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号

るは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項(同法第六条の四第一項において準用する場合を含む)中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二(第四項)と、同法第十七条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二(第五項)と、「監査役会出席権」又は「監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二(第五項)と、「商法」とあるのは「同法第三十七条第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む)」とあるのは「記載」と、「同法第三十三条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七条の二(第五項)と、「監査役の意見の付記を含む)」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十七条第七項」と、「同法第二百八十二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

11 特定金庫については、前条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12 特定金庫に対する前条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第十一項の規定により読み替えて適用する前項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

第三十九条中「関係」の下に「、第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)、第二百五十六条第三項(任期の伸長)」を加え、「商法第一二百五十十一条(会社と取締役との連帯責任)」を削り、「商法第一二百六十一条ノ三(監査役の取締役会出席権)、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで(監査役の権限、義務等)及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ一まで(取締役と監査役との連帯責任等)」に、「商法第二百五十九条」を「同法第二百五十九条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一二百五十四条ノ二号中「本法」とあるのは「信用金庫法、本法」と、同法第一二百五十六条第三項中「前一項」とあるのは「信用金庫法第三十四条」と、第三十五条第三項中「第三十七条第一項又は第五十四条の七第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の記載若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第四項中「商法第二百六十六条第一項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項」と、商法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限公司ヲ含ム))」と、同法第二百七十五条ノ四中「第一二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

四十九条中「決定」の下に「、第二百三十九条ノ三(取締役等の説明義務)」を加える。

第五十一条第一項中「作成しなければならない」を作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない」に改める。

第五十三条第三項中第十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十二条第五項第四号中「(昭和六十三年法律第七十七号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第一条第七項(定期に規定する金融先物取引等をいう。

第五十四条第四項中第十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十五条の次に次の二条を加える。

(商法の準用)

第五十五条の二 金庫の帳簿その他の書類について、商法第二十二条から第三十六条までの(商業帳簿)の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五条(資産評価に関する特則)、第二百八十五条规定(流動資産の評価)、第二百八十五条规定(金銭債権等の評価)、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条规定(引当金)の規定を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算について、同法第二百八十六条规定(社債発行費用の計上)及び第二百八十七条规定(社債償還の計上)の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条の六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限公司ヲ含ム))」と、同法第二百八十七条第一項」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限公司ヲ含ム))」と、同法第二百八十九条中「第一二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

四十九条中「第百六十八条规定第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券」と読み替えるものとする。

四十九条中「決定」の下に「、第二百三十九条ノ三(取締役等の説明義務)」を加える。

第五十一条第一項中「作成しなければならない」を作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない」に改める。

第五十三条第三項中第十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十二条第五項第四号中「(昭和六十三年法律第七十七号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第一条第七項(定期に規定する金融先物取引等をいう。

第五十四条第四項中第十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

十一 金融先物取引等

第五十五条の次に次の二条を加える。

(商法の準用)

第五十五条の二 金庫の帳簿その他の書類について、商法第二十二条から第三十六条までの(商業帳簿)の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五条(資産評価に関する特則)、第二百八十五条规定(流動資産の評価)、第二百八十五条规定(金銭債権等の評価)、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条规定(引当金)の規定を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算について、同法第二百八十六条规定(社債発行費用の計上)及び第二百八十七条规定(社債償還の計上)の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条の六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限公司ヲ含ム))」と、同法第二百八十七条第一項」とあるのは「子会社(信用金庫法第三十二条第五項ニ規定スル子会社(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限公司ヲ含ム))」と、同法第二百八十九条中「第一二百六十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

二 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた信用金庫連合会は、特定取引勘定に属するものとして經理された有価証券その他の大蔵省令で定める財産について、前条において準用する商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四及び第二百八十五条ノ五の規定にかかるらず、大蔵省令で定めるところにより時価を

官 報 (号 外)

付さなければならぬ。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた信用金庫連合会は、特定取引のうち大蔵省令で定めるもので事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該事業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該事業年度の利益又は損失とすることを相当とする額(第五十七条第一項第五号において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、大蔵省令で定めるとところにより算定するものとする。

金庫の剰余金の配当は、事業年度終了日のにおける純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

二 前条第一項の準備金の額

四 第五十五条の二において準用する商法第

二百八十六条ノ一及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前二号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

五 第五十五条の三第一項の認可を受けた信
用金庫連合会にあつては、評価利益額(同

第三項の算定による利益相当額との合計額

が同条第二項の評価換算による損失の額と
同条第二項の算定による損失相当額との合
計額を超える場合のその超過額をいう。)

第七章の章名中「事業」を「事業等」に改める。
第五十八条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫を

「池の金事、信用協同組合若しくは労働金庫

「他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に改め、同条第二百四十九条の規定による同田の事

同様第二項口「他の金庫又は信用組合の事業」を「銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫の営業又は事業」に改め、同様第三項口「又

全国の営業又は事業に改め 同条第三項中 又
は事業の譲渡若しくは譲受け」を「、事業の譲渡
若しくは譲受け又は譲り受け」に改め

者しくは譲受け又は営業の譲受け」に改め、同
条第五項を次のように改める。

5 第一項の合併については第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定を、第一項又は第二項の再びの合併につき

一項及び第二項の事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は営業の全部の譲受けについては、

同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十一条第一項中「これらを」とある

のは、「これらを金庫と合併する他の金庫の
貸借対照表とともに」と読み替えるものとす

第五十八条に次の二項を加える。

6 金庫は、第一項の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにより契約(その契約に関する

業務が銀行法第二条第一項(定義等)に規定する行為に係るものであるものに限る。以下こ

の項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業

に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は

当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは

期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に

7 第二項の規定により金庫が銀行から當業の
関する業務を継続することができる。

全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該金庫を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（営業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

二

等)」に、「商法第二百五十九条」を「同法第二百五十九条」に、「第一百五十九条」及び「第一百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。」を「取締役会」に、「監査役に係る部分を除く。」(取締役会)を「取締役会の議事録」に改め、同条に締役会として次のように加える。

「第三号中「本法」とあるのは「労働金庫法、本法」と、同法第一百五十六条第三項中「前一項」とあるのは「労働金庫法第三十五条」と、第三十七条第三項中「第三十九条第一項(業務報告書等の作成及び承認)の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第四項中「商法第一百六十六条规定」と、同条第四項中「商法第一百六十六条规定」とあるのは「商法第二项、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条规定」と、商法第一百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社労働金庫法第三十四条第四項ニ規定スル子会社(同条第五項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)」と、同法第一百八十六条规定中「第六百六十八条规定第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「労働金庫法第三条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

第九条第七項に、「事業の譲渡又は譲受け」に、「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に改める。

第五十一条中「第三十九条第二項」を「第三十九条第七項」に、「事業の譲渡又は譲受け」を「事業等の譲渡又は譲受け」に、「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に改める。

第五十四条中「決定」の下に、「第一百三十七条ノ三(取締役等の説明義務)」を加え、「第一百四十七条(監査役に係る部分を除く。)」、「第一百四十八条並びに「三百五十三条」を「並びに第一百四十七条」に改め、「(第一百四十九条を準用する部分を除く。)」を削る。

第五十六条第一項中「作成しなければならぬ

いを「作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない」に改める。

第五十七条第三項中「(監査役に係る部分及び第二百四十九条を準用する部分を除く。)」を削る。

第五十九条の次に次の二条を加える。

(商法の準用)

第五十九条の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで(商業帳簿)の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五条(資産評価)に関する特則)、第二百八十五条ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ一(引当金)の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第一項中「子会社」とあるのは「子会社(労働金庫法第三十四条第四項ニ規定スル子会社同条第五項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)」と、同法第一百八十六条规定中「第六百六十八条规定第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「労働金庫法第三条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の二条を加える。

6 金庫は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行法第二条第一項(定義等)に規定する行為に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六十五条中「第一百四条から第六百六条まで及び第六百八条から第一百十一条まで(合名会社の)を「第六十二条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫」を「他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第一項中「他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部」を「銀行の営業の一部又は他

の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部若しくは一部」に改め、同条第三項中「(兼職の禁止)、第三十七条(理事の責任)、第三十八条(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)、第四十条(会計帳簿の閲覧等)」に、「商法第二百五十四条第三項」を「並びに商法第二百三十二条(株主総会の決議の取消しの決定)、第二百四十九条(同法第二百五十二条の規定を準用する場合を含む。)」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の合併については、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項(出資一口の金額の減少)の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の二条を加える。

6 金庫は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行法第二条第一項(定義等)に規定する行為に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六十五条中「第一百四条から第六百六条まで及び第六百八条から第一百十一条まで(合名会社の)を「第六十二条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫」を「他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第一項中「他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部」を「銀行の営業の一部又は他

の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部若しくは一部」に改め、同条第三項中「(兼職の禁止)、第三十七条(理事の責任)、第三十八条(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)」に、「商法第二百五十四条第三項」を「並びに商法第二百三十二条(株主総会の決議の取消しの決定)、第二百四十九条(同法第二百五十二条の規定を準用する場合を含む。)」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の合併については、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項(出資一口の金額の減少)の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の二条を加える。

6 金庫は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行法第二条第一項(定義等)に規定する行為に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六十五条中「第一百四条から第六百六条まで及び第六百八条から第一百十一条まで(合名会社の)を「第六十二条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫」を「他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第一項中「他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部」を「銀行の営業の一部又は他

の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部若しくは一部」に改め、同条第三項中「(兼職の禁止)、第三十七条(理事の責任)、第三十八条(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)」に、「商法第二百五十四条第三項」を「並びに商法第二百三十二条(株主総会の決議の取消しの決定)、第二百四十九条(同法第二百五十二条の規定を準用する場合を含む。)」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の合併については、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項(出資一口の金額の減少)の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の二条を加える。

6 金庫は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行法第二条第一項(定義等)に規定する行為に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六十五条中「第一百四条から第六百六条まで及び第六百八条から第一百十一条まで(合名会社の)を「第六十二条の前の見出し中「事業」を「事業等」に改め、同条第一項中「若しくは他の金庫」を「他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第一項中「他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部」を「銀行の営業の一部又は他

号外 報官

あるのは「労働金庫法第三十九条第九項」と、同法に改め、「除く」との下に「第三十七条第三項中「第三十九条第一項(業務報告書等の作成及び承認)」とあるのは「第六十八条において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百四十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「労働金庫法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八条ノ二於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」とを加える。

第九十四条第一項中「第三十五条(同条第三項において準用する同法第三十四条第三項及び第四項を含む。)」(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)を「第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)」に改める。

第一百条の二中「第二十一条」を「第二十六条」に改める。

第一百条中「又は清算人は」を「若しくは清算人又は第三十九条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員は」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第一百条第四号の次に次の二号を加える。

四の一 第二十四条第七項、第五十四条又は第六十八条において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第一百条の二中「若しくは第一項、又は第六十八条の規定、又は第六十八条において準用する商法第二百四十二条第一項」を「若しくは第一項、又は第六十八条の規定、又は第六十八条の二中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者の選任手続をしなかつたときは、この限りでない。

九の三 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事實を隠したとき。

第一百条中第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第十号中「第四十条」を「準用商法特例法第七条第一項の規定又は第四十条」に改め、「又は第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第一項」を削り、「及び」を「又は」に改め、同号の次に次の三号を加える。

二十一 第六十八条において準用する商法第二百二十二条第一項を削り、第二十一条の次に次の二号を加える。

二十二 第六十八条において準用する商法第二百二十二条第一項の規定に違反して債務の弁済をせず、又は同項に改め、同号を同条第二十号とし、第二十一号の次に次の二号を加える。

二十三 第六十八条において準用する商法第二百二十二条第一項を削り、「及び」を「又は」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二四 商法第四百九十八条第一項又は有限公司法において準用する商法第三十二条第一項の規定又は第六十八条において準用する商法第二百四十二条第一項の規定、又は第六十八条の二中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二五 持分の全部の喪失(信用協同組合又は第三十九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の理事、監事、組合員又は債権者に係る部分に限り)の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の理事については、適用しない。

二六 前項(第四十条第一項の書類に係る部分に限り)の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の理事については、適用しない。

二七 第四十二条第一項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の理事、監事、組合員又は債権者については、適用しない。

二八 第四十二条第一項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の理事、監事、組合員又は債権者については、適用しない。

二九 第四十二条第一項の規定による調査を妨げたときは、前項と同様とする。

二二二 中小企業等協同組合法の一部改正

二二三 第六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法第二百七十四条第二項、第二百七十五条の規定又は第六十八条において準用する商法第二百四十二条第一項の規定)を「会計帳簿、貸借対照表若しくは貸借対照表」を「会計帳簿、貸借対照表若しくは

財産目録」に改め、同条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第二十四条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

六の三 準用商法特例法第十七条第一項又は第二项の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

六の四 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

六の五 持分の全部の喪失(信用協同組合又は第三十九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の組合員に限る。)

六の六 合同会の組合員に限る。)

若しくは第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第十九条第一項に次の二号を加える。

第一項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

第二项の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

律第八百八十一号の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次の二号を加える。

五 持分の全部の喪失(信用協同組合又は第三十九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会の組合員に限る。)

合連合会の組合員に限る。)

九条の九第一項第一号から第四号までの規定により」を加える。

第十九条第一項第一号から第四号までの規定により」を加える。

三第一項及び第二項、第六十二条第一項並び

信用協同組合等の理事及び監事について
は、商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格
事由)及び第二百五十六条第三項(任期の伸
長の規定を、信用協同組合等の理事につい
ては、同法第二百六十九条(取締役の報酬)の
規定を、信用協同組合等の監事については、
同法第二百六十九条ノ三(監査役の取締役会出
席権等)、第二百七十四条から第二百七十五
条ノ四まで(監査役の権限、義務等)、第二百
七十九条監査役の報酬)及び第二百五十九条
ノ二(監査費用)の規定を、信用協同組合等の
創立総会及び総会について、同法第二百三
十七条ノ三(取締役等の説明義務)の規定を準
用する。この場合において、同法第二百五
四条ノ二(第三号中「本法」とあるのは「協同組
合による金融事業に関する法律」中小企業等
協同組合法、本法)と、同法第二百五十六条
第三項中「前一項」とあるのは「中小企業等協
同組合法第三十六条」と、同法第二百七十四
条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(協同組
合による金融事業に関する法律第五条の三第
一項ニ規定スル子会社(同条第二項ノ規定ニ
依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限
会社ヲ含ム)」と、同法第二百七十五条ノ四
中「第二百六十七条规定第一項」と読み替
えるものとする。

第六条の二第二項第一号中「理事会」の下に
「及び清算人会」を加え、同項第三号中「金額の
減少」の下に「及び事業の全部の譲渡又は譲受
け」を加え、同項第四号中「設立無効の訴え」
を「設立」に改める。

第六条の二に次の二項を加える。

3 信用協同組合等の帳簿その他の書類につい
ては、商法第三十二条规定第三十六条规定
(商業帳簿)の規定を、信用協同組合等の計算
については、同法第二百八十五条(資産評価

に関する特別)、第二百八十五条ノ一(流動資
産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百
八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価 費用
の繰延等)及び第二百八十七条ノ一(引当
金)の規定を準用する。この場合において、
同法第二百八十五条ノ六第一項中「子会社」と
あるのは子会社(協同組合による金融事業に
関する法律第五条の三第一項ニ規定スル子会
社(同条第二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サ
レタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム))」と、
同法第二百八十六条中「第二百八十八条规定第一項
第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金
額、同号但書ノ手数料及報酬シテ支出シタ
ル金額並ニ」とあるのは「協同組合による金融
事業に関する法律第二条ニ規定スル信用協
同組合等ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、
「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定
メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」と
あるのは「五年」と読み替えるものとする。
4 信用協同組合等の解散及び清算について
は、商法第四百二十条(貸借対照表等の作
成、監査等)の規定を、信用協同組合等の清
算人については、第五条の四第十項並びに商
法第二百三十七条ノ三(取締役等の説明義
務)、第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事
由)、第二百六十条ノ三(監査役の取締役会出
席権等)、第二百六十九条(取締役の報酬)
第一百七十四条(業務監査権等)、第二百七十
四条ノ四(会社と取締役との間の訴えにつ
いての会社代表)及び第二百七十八条(取締役と
監査役との連帯責任)の規定を準用する。こ
の場合において、同法第四百一十条第四項中
「第二百八十二条第二項」とあるのは「協同組
合による金融事業に関する法律第五条の四第
一項の規定」

九項」と、第五条の四第十項中「第一項」とあ
るのは「第六条の二第四項において準用する
商法第四百一十条第一項」と、商法第二百五
十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同
組合による金融事業に関する法律」中小企業
等協同組合法、本法)と、同法第二百七十五
条ノ四中「第二百八十七条第一項」とあるのは
「中小企业等協同組合法第六十九条ニ於テ清
算人ニ付テ準用スル第二百六十七条规定第一項
と読み替えるものとする。

第九条中「第二十六条规定第一項」を「第二十六条规定第一項」に改める。

第十一條中「又は代理店」を「代理店」に改
め、「代表者」の下に「若しくは清算人又は第五
条の五第一項の規定による監査をする会計監査
人若しくはその職務を行なうべき社員」を加え、
同条に次のただし書きを加える。

ただし、その行為について刑を科すべきと

たまは、この限りでない。

第十一條第七号中「第二十六条规定第一項」を「第二十六
条规定第一項の規定に違反して改善計画の提出をせ
ず、又は同項」に改め、同号を同条第十七号と
し、同条中第六号を第十六号とし、第五号を第
十五号とし、同条第四号中「規定若しくは」を
「規定又は」に改め、「第十六条规定第一項」の下に「第三
十四条规定第一項、第三十六条规定第一項」を加え、同
号を同条第十四号とし、同条第三号中「第六条
の二第一項」を「準用商法特例法第七条第二項の
規定又は第六条の二第一項若しくは第四項」に
改め、「第二百七十四条第二項」の下に「若しく
は第二百七十五条」を加え、同号を同条第九号
とし、同号の次に次の四号を加える。

十 準用商法特例法第十七条规定第一項又は第二
項の規定により意見述べるに当たり、虚
偽の陳述をし、又は実態を隠したとき。

十一 準用商法特例法第十七条规定第一項又は第二
項の規定により意見述べるに当たり、虚
偽の陳述をし、又は実態を隠したとき。

十二 第六条の二第一項又は第四項において
準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に
違反して正当な理由がないのに説明をしな
かつたとき。

十三 第六条の二第三項において準用する商
法第三十二条第一項の規定に違反して会計
帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又は
これらの書類に記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは不実の記載をしたとき。

第十二条第二号の次に次の六号を加える。

十三 第五条の二の規定に違反したとき。

四 第五条の三第一項の規定に違反して同項
に規定する者に該当する者を監事に選任し
なかつたとき。

五 第五条の四(第五条の五第十二項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。)の
規定、第五条の五第五項若しくは第八項の
規定又は第六条の二第四項において準用す
る商法第四百二十条の規定に違反して書類
を備えて置かず、その書類に記載すべき事
項を記載せず、若しくは不実の記載をし、
又は正当な理由がないのにその書類の閲覧
を拒んだとき。

六 会計監査人又は一時会計監査人の職務を
行なうべき者の選任手続をしなかつたとき。

七 第五条の五第十項において準用する商法
特例法(以下「準用商法特例法」という。)第
六条の二第二項の規定により報告するに當
たり、虚偽の陳述をし、又は実態を隠した
とき。

八 準用商法特例法第七条第一項の規定によ
る帳簿又は書類の閲覧又は謄写を正当な理
由がないのに拒んだとき。

九 第十二条に次の二号を加える。

十 八 銀行法第三十四条第四項(銀行法第三
十五条第三項において準用する場合を含
む)の規定に違反して事業の譲渡若しくは
譲受け又は営業の一部の譲受けをしたと

九〇

2 商法第四百九十八条第一項又は有限会社法
(昭和十二年法律第七十四号)第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、準用商法特例法第七条第四項又は第六条の二第一項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第八条 農業協同組合法昭和二十一年法律第百三十二号の一部を次のように改正する。

農業協同組合法の一部改正

う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、組合の業務又は財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関する措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

第一百一十八条号中「規定」の下に「に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは同条第一項の規定」を加える。

第九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の二、第百一十三条の二第一項及び第三項並びに「に改める。
第一項として次の一項を加える。
行政庁は、第十一条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務又は財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関する、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ぜることができる。
第一百一十三条の二に次の一項を加える。
前一項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めるることを含む。）であつて、組合の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときは、主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならぬ。

第十条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十
二号)の一部を次のよう改正する。
第八条中「第五十九条」を削り、「第百三十
八条ノ三並ニ」を「第百三十八条ノ三、商法第二
百三十七条ノ三、第二百四十七条乃至第二百五
十二条、第二百五十四条ノ一、第二百五十六条
第三項、第二百六十七条乃至第二百六十九条、
第二百七十四条乃至第二百七十五条ノ二、第二
百七十八条乃至第二百七十九条ノ二、第二百八
十五条、第二百八十五条ノ一、第二百八十五条
ノ四乃至第二百八十五条ノ六、第二百八十六条

ノ三、第三百八十九条ノ五乃至第三百八十七条
ノ二、第三百八十八条及第四百一十条、」に、「第三百八十九条ノ三」を「第二十九条ノ一、第三十一条ノ一」に改め、「第七十三条ノ二」の下に並二株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」ト謂フ)第十六条第一項及第十八条第一項」を加え、「トアリ商法アルハ理事長・民法第五十九条」をトアリ商法及商法特例法中取締役トアルハ理事長(商法第二百五十四条ノ一、第二百六十七条规定及第二百六十八条规定二在リテハ理事長、副理事長、理事及監事、同法第二百六十九条、第二百七十四条、第二百七十五条ノ一及第二百七十八条に、「同法中」を「商法第二百五十四条ノ二第三号中本法トアルハ農林中央金庫法、本法トシ同法第二百五十六条第三項中前二項トアルハ農林中央金庫法第十一條第二項トシ同法第二百七十四条ノ三及第二百八十五条ノ六第一項中子会社トアルハ子会社(農林中央金庫法第九条第二項ニ規定スル子会社(同条第三項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)ヲ謂フ)トシ同法第二百八十五条中第二百八十五条ノ七トアルハ第二百八十五条ノ六トシ同法第二百八十六条ノ五及第二百八十七条中社債トアルハ農林債券トシ同条中社債權者トアルハ農林債券権利者トシ産業組合法中」に、「同法第三十条第一項中貸借対照表トアルハ貸借対照表、損益計算書トシ剩余金処分案トアルハ剩余金処分案又ハ損失処理案」を「商法特例法第十六条第一項中第十三条第二項の規定によるトアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ一第六項において準用するトシ監査役会トアルハ各監事トシ記載(各監査役の意見の付記を含む)トアルハ記載トシ同法第二百八十三条第一項トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第一項トシ同法第二百八十二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類トアルハ貸借対照表及び損益計算書」に改める。

監事ノ内一人以上ハ農林中央金庫ノ出資者タル法人ノ役員又ハ使用人以外ノ者ニシテ其ノ就任ノ前五年間農林中央金庫ノ理事長、副理事長若ハ理事若ハ職員又ハ其ノ子会社(農林中央金庫ガ株式会社)ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ五十ヲ超ユル數ノ株式又ハ有限会社ノ資本ノ百分ノ五十ヲ超ユル出資ノ数ヲ有スル場合ニ於ケル當該株式会社又ハ有限会社ヲ謂フ次項ニ於テ同じノ取締役若ハ使用人ニ非サリシ者タルコトヲ要ス

農林中央金庫及其ノ子会社又ハ農林中央金庫ノ子会社ガ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ百分ノ五十ヲ超ユル數ノ株式又ハ有限会社ノ資本ノ百分ノ五十ヲ超ユル出資ノ数ヲ有スル場合ニ於ケル當該株式会社又ハ有限会社ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ農林中央金庫ノ子会社ト看做ス

第十一條ノ一の次に次の一条を加える。

第十一條ノ三 理事長、副理事長又ハ理事ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ理事長、副理事長及理事ハ農林中央金庫ニ対シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

官報(外)

の取締役、監査役若しくはトシ同法第八条第一項中取締役トアルハ理事長、副理事長及び理事トシ監査役会トアルハ監事トシ同法第十一条中第十三条第一項トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第五項トシ同法第十一項中取締役トアルハ理事長、副理事長、理事トシ同法第十七条第一項中第二条トアルハ農林中央金庫法第二十四条ノ二第二項トシ監査役会又は監査役トアルハ監事トス

第三十一条中「ノ運営又ハ財産ノ管理ノ適正ヲ期スル」を又ハ財産ノ状況ニ照シ其ノ業務ノ健全且適切ナル運営ヲ確保スルに、「業務ノ方法ノ制限」を「措置ヲ講ズベキ事項及期限ヲ示シテ經營ノ健全性ヲ確保スル為ノ改善計画ノ提出ヲ求メ若ハ提出サレタル改善計画ノ変更ヲ命じ又其ノ必要ノ限度ニ於テ期限ヲ附シテ業務ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命ジ若ハ」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依る命令(改善計画ノ提出ヲ求ムルコトヲ含ム)ニシテ農林中央金庫ノ自己資本ノ充実ノ状況ニ依リテ必要アリト認ムルトキニ為スモノハ命令ヲ以テ定ムル自己資本ノ充実ノ状況ニ係ル区分ニ応ジ命令ヲ以テ定ムルモノタルコトヲ要ス

第三十五条中「又ハ清算人」を「清算人又ハ会計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」に改め、同条第一号中「本法」の下に「(第二十二条第二項ヲ除ク)」を加え、同条第四号中「第二十四条ノ二」を「第二十四条ノ二」に改める。

第三十五条中又ハ清算人を「清算人又ハ会計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」に改め、同条第一号中「本法」の下に「(第二十二条第二項ヲ除ク)」を加え、同条第四号中「第二十四条ノ二」を「第二十四条ノ四」に改め、「閲覧」の下に「又ハ謄写」を加え、同条第六号の次に次の二号を加える。

六ノ一 第八条二于テ準用スル商法第二百二十七条ノ三ノ規定ニ反シ正当ノ理由ナクシテ説明ヲ為サザルトキ

六ノ二 第九条第二項ノ規定ニ反シ同項ニ規定スル者ニ該当スル者ヲ監事ニ選任セザル

第三十五条第十二号中「第二十三条第一項」を「第二十三条ノ二第一項」に改め、同条第十四条中「第三十一条又ハ」を「第三十二条第一項ノ規定ニ反シ改善計画ノ提出ヲ為サザルトキ又ハ同項若ハ」に改め、同条に次の五号を加える。

二十 会計監査人又ハ一時会計監査人ノ職務ヲ行フベキ者ノ選任手続ヲ為サザルトキ

二十一 第二十四条ノ二第十五項ニ於テ準用スル商法特例法(以下「準用商法特例法」と謂フ)第六条ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告スルニ当リ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

二十二 準用商法特例法第七条第二項ノ規定又ハ第八条ニ於テ準用スル商法第二百七十九条第二項若ハ第二百七十五条ノ規定ニ依リ調査ヲ妨ゲタルトキ

二十三 準用商法特例法第十七条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依り意見ヲ述ブルニ当リ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

二十四 準用商法特例法第十八条第二項ニ規定スル常勤ノ監事ヲ定ムル手続ヲ為サザルトキ

第三十五条に次の二項を加える。

商法第四百九十八条第一項又ハ有限会社法第七十七条第一項若ハ第二項ニ規定スル者ガ第八条又ハ準用

第三十五条に次の二項を加える。

商法特例法第七条第四項ニ於テ準用スル商法第二百七十四条ノ三第二項ノ規定ニ依リ調査ヲ妨ゲタルトキ亦前項ニ同ジ

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十二条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第八十一条」の下に「商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十五条ノ六、第二百八十六条ノ三及第二百八十六条ノ五乃至第二百八十七条ノ二」を加え、「第四十四条」を削り、

「主務大臣ト」の下に「シ同法第三十条第一項中貸借対照表アルハ之ヲ貸借対照表、損益計算書トシ剰余金処分案トアルハ之ヲ剰余金処分案又ハ損失処理案トシ同法第三十一条中求ムヘシトアルハ之ヲ求メ承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書ヲ公告スヘシトシ商法第二百八十五条中第二百八十五条ノ七トアルハ之ヲ第二百八十五条ノ六トシ同法第二百八十六条ノ五及第二百八十五条ノ五ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ時価ヲ附スルコトヲ要ス

商工組合中央金庫ハ第一項ノ認可ヲ受ケ特定取引勘定ヲ設ケタル場合ニ於テ特定取引ノ内命令ヲ以テ定ムルモノニシテ事業年度終了時ニ於テ決済セラレザルモノガアルトキハ当該権利者トシ社債トアルハ之ヲ商工債券ト」を加える。

第二十八条第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 金融先物取引等ヲ為スコト

第二十八条第四項中「第一項第十五号」の下に「金融先物取引等」又ハ同項第十六号ノ下を「トバ」の下に「夫々」を加え、「第一条第八項」を「第二条第七項ニ掲タル金融先物取引等」又ハ同項第八項に改める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

第三十九条ノ二 商工組合中央金庫ハ特定取引(商工組合中央金庫ガ左ニ掲タル目的ヲ以テ自口ノ計算ニ於テ為ス取引ニシテ第二十八条第一項第十五号ニ規定スル金融先物取引等其他命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下本条ニ於テ同じ)及特定取引ノ対象タル財産ヲ其ノ他ノ取引及財産ト区別シ經理スル為主務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ特別ノ勘定(以下本条ニ於テ「特定取引勘定」ト謂フ)ヲ設ケルコトヲ得

一 金利、通貨ノ価格、有価証券市場ニ於ケル相場其ノ他ノ指標ニ係ル短期的変動、市場間ノ格差等ヲ用ヒテ利益ヲ得ルコト

二 前号ノ目的ヲ以テ為ス特定取引ニ因リ生ジ得ル損失ヲ減少セシムルコト

三 前条ノ規定ニ依リ其ノ事業年度ニ積立ツルコトヲ要スル準備金ノ額

四 第二十二条中「第二百八十五条」の下に「商工組合中央金庫法」の一部改正)

第十二条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四条)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第八十一条」の下に「商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十五条ノ六、第二百八十六条ノ三及第二百八十六条ノ五乃至第二百八十七条ノ二」を加え、「第四十四条」を削り、

五 第三十九条ノ二第一項ノ認可ヲ受ケタルトキハ評価利益額(同条第二項ノ評価換二因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額)が同条第二項ノ評価換二因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損

朱相当額ノ合計額ヲ超ユル場合ニ於ケル其
ノ超過額ヲ謂フ)

前項ニ定ムルモノノ外剩余金配当ニ關スル制
限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一条第一号中「本法」の下に「(第三十九
条ノ二第一項ヲ除ク)」を加える。

第五十一条中「十万円」を「二十万円」に改め、
同条第二号中「第四十条ノ一」を「第四十条ノ三」
に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の
一部改正)

第五十一条第一号中「本法」の下に「(第三十九
条ノ二第一項ヲ除ク)」を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る法律の規定により主務大臣の認可を受けた
協同組織金融機関に係る優先出資者に対する
剩余金の配当は、同項の規定により計算して
得た額から当該各号に定める金額を控除して
得た額を限度として行うことができる。

一 農林中央金庫法第二十三条第一項(特定
取引勘定) 同法第二十四条第一項第五号
に規定する評価利益額

二 商工組合中央金庫法第三十九条ノ一第一
項(特定取引勘定) 同法第四十条ノ一第一
項第五号に規定する評価利益額

三 信用金庫法第五十五条の三第一項(特定
取引勘定) 同法第五十七条第一項第五号
に規定する評価利益額

四 商工組合中央金庫法第四十条ノ一第一
項(特定取引勘定) 同法第五十七条第一項
に規定する評価利益額

五 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

六 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

七 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

八 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

九 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十一 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十二 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十三 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十四 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十五 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十六 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十七 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十八 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

十九 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二十 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二十一 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二十二 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二十三 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二十四 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二十五 信用金庫法第五十七条第一項(特定取
引勘定) 同項第二号及び第四号

二号中「債券の発行限度」の下に「及び第四
条ノ二第一項第一号(剩余金の配当)」を、「払込
資金」の下に「及び払込資本金額」を加え、同
項第四号中「及び第五十六条第一項」を、「第五
条第一項」に改め、「法定準備金」の下に
「及び第五十七条第一項第一号(剩余金の配当)」
を加え、同条に次の二項を加える。

十六条第一項に改め、「法定準備金」の下に
「及び第五十七条第一項第一号(剩余金の配当)」
を加え、同条に次の二項を加える。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

四 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

五 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

六 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

七 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

八 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

九 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十一 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十二 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十三 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十四 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十五 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十六 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十七 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十八 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

十九 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

二十 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

二十一 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

二十二 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

二十三 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

二十四 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

二十五 優先出資を発行している協同組織金融機関
に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用
については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備
金を含むものとする。

一 有価証券市場における相場その他の指標
に係る短期的な変動、市場間の格差等を利
用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得
る損失を減少させること。

前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた
証券会社は、特定取引勘定に属するものとし
て経理された有価証券その他大蔵省令で定め
る財産について、商法第二百八十五条ノ二及
び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ
六までの規定にかかわらず、大蔵省令で定め
るところにより時価を付さなければならない
い。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた
証券会社は、特定取引のうち大蔵省令で定め
るもので営業年度終了の時において決済さ
れていらないものがあるときは、当該特定取引
を当該営業年度終了の時において決済したも
のとみなして、当該営業年度の損益の計算を
しなければならない。この場合において、当
該特定取引について当該営業年度の利益又は
損失とすることを相当とする額(次項におい
て「利益相当額」又は「損失相当額」という)
は、大蔵省令で定めるところにより算定する
ものとする。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた
証券会社において、第二項の評価換算によ
る利益の額と前項の算定による利益相当額と
の合計額が第二項の評価換算による損失の額
と前項の算定による損失相当額との合計額を
超える場合には、当該証券会社に対する商法
第二百四条ノ二ノ二(同法第二百四条ノ五に
おいて準用する場合を含む)、第二百十条ノ
二、第二百十一条ノ四、第二百十二条ノ一、第
二百九十条及び第二百九十三条ノ五の規定の
適用については、これらの規定中「純資產
額」とあるのは「純資産額(評価利益額(証券取
引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十六
条第一項第一号(剩余金の配当)」を加え、同項第

官 報 (号 外)

第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ
同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第
三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除
シタル額ヲ「ガアルトキハ之ヲ控除シタ
ル額」と、同法第二百十一条ノ第四二項、第二
百十二条ノ一第六項及び第二百九十三条ノ五
第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百
九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。
第三十六条第一項の規定は、第一項の認可
について準用する。

又は清算人に在任する者については、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお從前の例によることとする。ただし、次に掲げる規定の適用については、この限りでない。

一 新信用金庫法第三十五条第三項(新信用金庫法第三十九条及び第六十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定(施行日以後にされる同項に規定する記載、登記又は公告に係る場合に限る。)施行日以後に当該理事、監事又は清算人に

行日前に議決された出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けについては、なお従前の例による。

9 信用金庫連合会は、施行日前においても、新規の認可を受けた者は、施行日において新信用金庫法第五十五条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 二の法律の施行による現ニシテラ労金庫

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第二項、附則第三条第九項及び第十項、附則第九条第七項及び第八項、附則第十条第二項及び第三項並びに附則第十一項の規定は、公布の日から施行する。
(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する信用金庫又は信用金庫連合会(以下この条において「金庫」という。)については、新信用金庫法第三十一条第五項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。この法律の施行の際現に存する金庫については、新信用金庫法第三十五条第三項(新信用金

三 新信用金庫法第三十九条において準用する
同条ノ二各号のいずれかに掲げる者に該当することとなつた場合(この法律の施行前にした行為について同条第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた場合を除く)における同条の規定

「庫」といふに係る旅行日前に提起された訴えであつて、総会若しくは創立総会の決議の取消し、変更若しくは不存在若しくは無効の確認を請求するもの又は当該金庫の会員から理事、監事若しくは清算人の責任を追及するものについては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第十七条の二第一項(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下この条において「新長期信用銀行法」という。)第十七条又は第三条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下この条において「新外國為替銀行法」という。)第十一条において準用する場合を含む。)の規定の例により、大蔵大臣の認可を受けることができる。

前項の大蔵大臣の認可を受けた者は、施行日において新銀行法第十七条の二第一項(新長期信用銀行法第十七条又は新外國為替銀行法第十四条において準用する場合を含む。)の認可を受けたものとみなす。

庫法第三十九条及び第六十四条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる記載、登記又は公告について適用し、施行日前にされた記載、登記又は公告については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する金庫については、新信用金庫法第三十七条、第五十五条の二及び第六十四条(商法(明治三十一年法律第四十号)第四百一十条の規定の準用に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類及び計算について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する金庫については、新信用金庫法第三十七条の二の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

この法律の施行の際現に金庫の理事、監事

この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関するは、前項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する金庫がその理事若しくは清算人に対し、又は理事若しくは清算人がその金庫に対して提起する訴えについて当該金庫を代表すべき者に関するは、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお従前の例による。

新信用金庫法第五十一条(新信用金庫法第五十八条第五項において準用する場合を含む)の規定、新信用金庫法第六十一条の規定及び新信用金庫法第八十九条において準用する新銀行法第三十四条の規定は、施行日以後に議決される出資一口の金額の減少、合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは委受けについて適用すべき

この法律の施行の際現に存する金庫について
は、新労働金庫法第三十九条第三項(新労働金
庫法第四十一条及び第六十八条において準用す
る場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる
記載、登記又は公告について適用し、施行日前
にされた記載、登記又は公告については、なお
従前の例による。

4 この法律の施行の際現に存する金庫について
は、新労働金庫法第三十九条、第五十九条の二
及び第六十八条(商法第四百一十条の規定の準
用に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に
終了する事業年度に係る書類及び計算について
適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書
類及び計算については、なお従前の例による。
この法律の施行の際現に存する金庫について
は、新労働金庫法第三十九条第三項(新労働金
庫法第四十一条及び第六十八条において準用す
る場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる
記載、登記又は公告について適用し、施行日前
にされた記載、登記又は公告については、なお
従前の例による。

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号

は、新方勧金庫法第三十九条の一の規定は、施行日以後に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

この法律の施行の際現に金庫の理事、監事又は清算人在任する者については、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、次に掲げる規定の適用については、この限りでない。

新労働金庫法第三十七条规定（新労働金庫法第三項）
庫法第四十二条及び第六十八条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。
の規定（施行日以後にされる同項に規定する記載、登記又は公告に係る場合に限る。）
二 施行日以後に当該理事、監事又は清算人に在任する者が新労働金庫法第四十二条又は第六十八条において準用する商法第二百五十四条

三 新労働金庫法第四十一条において準用する
条ノ二各号のいずれかに掲げる者に該当することとなつた場合(この法律の施行前にした行為について同条第三号又は第四号に掲げられた者に該当することとなつた場合を除く。)にだけける同条の規定

商法第二百五十六条规定
この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資本に関する場合は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する金庫がその事若しくは清算人に対し、又は理事若しくは清算人がその金庫に対して提起する訴えについて該金庫を代表すべき者に関する場合は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

9
新労働金庫法第五十八条规定(新労働金庫法第十二条第五項において準用する場合を含む。)

第五条 この法律の施行の際現に存する信用協同組合等協同組合については、第六条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新協同組合法」という。)第三十八条の二第二項(新協同組合法第四十二条及び第六十九条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる記載、登記又は公告について適用し、施行日前にされた記載、登記又は公告については、なお從前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第五回一号の事業を行う協同組合連合会(以下この条及び次条において「信用協同組合等」という。)については、新協同組合法第三十八条の二(第四項(新協同組合法第四十二条及び第六十九条に於いて準用する場合を含む。)及び第四十条第四項(新協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前にされた記載、登記又は公告については、なお從前の例による。

規定、新労働金庫法第六十五条の規定及び新労働金庫法第九十四条规定において準用する新銀行法第三十四条の規定は、施行日以後に議決される出資一口の金額の減少、合併又は事業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについて適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けについては、
なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

新協同組合法第五十七条の三の規定は、施行日以後に議決される當業又は事業の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に議決され、又は行われた事業の譲渡又は譲受けについては、
なお従前の例による。

新協同組合法第六十三条及び第六十六条の規定は、施行日以後に議決される合併について適用し、施行日前に議決された合併については、
なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律の一章)

在任する者が新協金法第六条の二第一項又は第四項において準用する商法第二百五十四条ノ一各号のいずれかに掲げる者に該当する」ととなった場合(この法律の施行前にした行為について同条第二号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた場合を除く。)における同条の規定

新協金法第六条の二第一項において準用する商法第二百五十六条第三項の規定

この法律の施行前にした行為について刑に処

第六条 この法律の施行の際現に存する信用協同組合等については、新協金法第五条の三第一項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

この法律の施行の際現に存する信用協同組合等については、新協金法第五条の四並びに第一条の二第三項及び第四項(商法第四百二十条の二第三項)の規定を、施行後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

規定期の適用に係る部分に附するものと並んで、以後に終了する事業年度に係る書類及び計算について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算については、なお從前の規定による。

3 この法律の施行の際現に存する信用協同組合等につき、は、新設会法第五条の五の規定は、

等はして、新規の会員登録手続を終了後最初の施行日以後に開始する事業年度の終了後最初の招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

4 新協金法第六条において準用する新銀行法三十四条から第三十六条までの規定は、施行以後に議決される営業又は事業の譲渡又は譲受けについて適用する。

5 この法律の施行の際現に信用協同組合等の事、監事又は清算人に在任する者については施行日以後最初に招集される通常総会の終結時までは、この法律の施行後も、なお従前の規定による。ただし、次に掲げる規定の適用につ

では、この限りでない。

7
せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に關しては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(この法律の施行の際現に存する信用協同組合等については、新協金法第六条の二第一項又は第四項において準用する商法第二百七十五条ノ四の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。)

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の農業協同組合法第九十四条の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)をする場合について適用する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第九条の規定による改正後の水産業協同組合法第一百一十三条の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定による命令(改善計画の提出を求める)を含む。)をする場合について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に農林中央金庫の理事長、副理事長、理事、監事又は清算人に在任する者については、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、次に掲

在任する者が新協金法第六条の二第一項又は第四項において準用する商法第二百五十四条ノ一各号のいずれかに掲げる者に該当する」ととなった場合(この法律の施行前にした行為について同条第二号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた場合を除く。)における同条の規定

新協金法第六条の二第一項において準用する商法第二百五十六条第三項の規定

この法律の施行前にした行為について刑に処

げる規定の適用については、この限りでない。

一 施行日以後に当該理事長、副理事長、理

事、監事又は清算人に在任する者が第十条の

規定による改正後の農林中央金庫法(以下この

条において「新農林中央金庫法」という。)第

八条において準用する商法第二百五十四条)

二 各号のいずれかに掲げる者に該当すること

となつた場合(この法律の施行前にした行為

について同条第三号又は第四号に掲げる者に

該当することとなつた場合を除く。)における

同条の規定

二 新農林中央金庫法第八条において準用する

商法第二百五十六条第三項の規定

三 新農林中央金庫法第十一条ノ三の規定

この法律の施行前にした行為について刑に処

せられた者に係る理事長、副理事長、理事、監

事及び清算人の資格に関する前項の規定に

かかるわらず、この法律の施行後も、なお従前の

例による。

農林中央金庫に係る施行日前に提起された訴

えであつて、出資者総会の決議の取消し、変更

若しくは不存在若しくは無効の確認を請求する

もの、農林中央金庫の出資者から理事長、副理

事長、理事若しくは監事の責任を追及するもの

又は資本減少の無効の確認を請求するものにつ

いては、この法律の施行後も、なお従前の例に

よる。

新農林中央金庫法第八条において準用する商

法第二百八十五条、第二百八十五条ノ一、第二

百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで、

第二百八十六条ノ三、第二百八十六条ノ五から

第二百八十七条ノ一まで及び第四百一十条並び

に新農林中央金庫法第二百四十四条ノ二(会計監査

人による部分を除く。)の規定は、施行日以後に

終了する事業年度に係る書類及び計算について

適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書

類及び計算については、なお従前の例による。

新農林中央金庫法第二百四十四条ノ二(会計監査

人に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後最

初に招集される通常総会の終結の時までは、適

用しない。

6 新農林中央金庫法第九条第一項の規定は、施

行日以後最初に招集される農林中央金庫の通常

総会の終結の時までは、適用しない。

7 農林中央金庫は、施行日前においても、新農

林中央金庫法第二十三条第一項の規定の例によ

り、主務大臣の認可を受けることができる。

8 農林中央金庫が前項の主務大臣の認可を受け

たときは、施行日において新農林中央金庫法第

二十三条规定第一項の認可を受けたものとみなす。

9 新農林中央金庫法第三十一条第二項の規定

は、平成十年四月一日以後に同条第一項の規定

による命令(改善計画の提出を求めるなどを含

む。)をする場合について適用する。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措

置)

第十条 第十一条の規定による改正後の商工組合

中央金庫法(以下この条において「新商工組合中

央金庫法」という。)第二十三条において準用す

る商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ一、

第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六ま

で、第二百八十六条ノ三及び第二百八十六条ノ

五から第二百八十七条ノ一まで並びに産業組合

法(明治三十三年法律第三十四条)第三十条及び

第三十一条の規定は、施行日以後に終了する事

業年度に係る書類及び計算について適用し、施

行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算

については、なお従前の例による。

2 商工組合中央金庫は、施行日前においても、

新商工組合中央金庫法第三十九条第一項の規定

の例により、主務大臣の認可を受けること

ができる。

3 商工組合中央金庫が前項の主務大臣の認可を

受けたときは、施行日において新商工組合中央

金庫法第三十九条第一項の認可を受けたもの

とみなす。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 証券会社は、施行日前においても、第

十三条规定による改正後の証券取引法(次項

において「新証券取引法」という。)第五十六条の

二第一項の規定の例により、大蔵大臣の認可を

受けることができる。

2 前項の大蔵大臣の認可を受けた者は、施行日

において新証券取引法第五十六条の二第一項の

認可を受けたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律の各改正規定の施行前にした

行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に

よることとされる事項に係るこの法律の各改正

規定の施行後にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に際し必要な経過措置

は、政令で定める。

(自動車損害賠償保険法の一部改正)

第十四条 自動車損害賠償保険法(昭和三十年法

律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第三号中「第九十四条

の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め

る。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部

改正)

第十五条 金融機関の合併及び転換に関する法律

(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十一条の規定は、施行日以後に終了する事

業年度に係る書類及び計算について適用し、施

行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算

については、なお従前の例による。

2 商工組合中央金庫は、施行日前においても、

新商工組合中央金庫法第三十九条第一項並びに同

規の定めがある場合を削り、「当該信用金庫等の事業」を「當該信用金庫等の営業」に改め、同条第一項を加え、同条第三項第一号中「信用金庫又は労働金庫の事業」を「営業」に改め、「第四百七十七条第一項」の下に「中小企業等協同組合法第五十二条第一項」を加え、同条第三項第一号中「信用金庫又は労働金庫の定款に事業の全部若しくは」を「定款に営業の全部又は」に改め、「又は信用協同組合の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けにつき総会若しくは総代会の決議を要する旨の定めがある場合」を削り、「当該信用金庫等の事業」を「當該信用金庫等の営業」に改め、同条第七項中「事業」を「営業」に改める。

3 第八十一条第三項中「信用金庫又は労働金庫」を「信用金庫等」に改め、「第五十八条第三項」の下に「中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項」を加える。

4 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

5 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

6 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

7 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

8 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

9 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

10 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

11 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

12 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

13 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

14 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

15 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

16 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

17 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

18 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

19 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

20 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

21 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

22 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

23 第二十二条第三項中「第一百四条(合併に係る銀

行)」に、「及び第一百八条から第一百一一条まで(合併無効の訴え)」を、「第一百八条から第一百十一条まで並びに第四百五十五条(合併の無効)」に改め

る。

第一百六十二条第一項 又は第一百六十条第四項	第二百五十八条第二項 及びこの法律	第一二百五十八条第二項(更生特例法第十二条第一項において準用する場合を含む。) 若しくは第一百六十条第四項又は更生特例法第十二条第七項 並びにこの法律の規定及び更生特例法第二章
第五条 組織変更後の信用金庫の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託は、前条の規定により読み替えて適用される会社更生法第十七条第三項の規定にかかるらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なくすれば足りる。	(吸收合併)	承認決議のための総会又は総代会の日時を定めなければならぬ。
第六条 銀行が、更生手続により協同組織金融機関と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	（新設合併）	七 合併すべき時期を定めたときは、その規定により信用金庫と合併してその信用金庫が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 その協同組織金融機関の名称	第八条 銀行が更生手続により協同組織金融機関と合併して新株式会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。	八 数人の代表理事に共同して組織変更後の信用金庫を代表させるときは、その旨
二 銀行が合併によりその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項	九 組織を変更すべき時期	九 組織を変更すべき時期
三 その協同組織金融機関の組合員等に対しても発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項	十 新信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法	二 第百九条第一項(第三号を除く。)、第二項(第三号を除く。)及び第四項の規定は、前項に規定する場合における組織変更後の信用金庫について適用する。この場合において、同条第二項中「組合員等」とあるのは「株主」と、「払込み又は現物出資」とあるのは「払込み」と、同条第三項中「組合員等」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。
四 銀行の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項	十一 東京支店	一 その協同組織金融機関の名称
五 その協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定	十二 新株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法	二 新協同組織金融機関の出資一口の金額
六 その協同組織金融機関における合併契約書	十三 前二号に掲げる事項のほか、新協同組織金融機関の定款に記載すべき事項	三 前二号に掲げる事項のほか、新協同組織金融機関の定款に記載すべき事項

(破産手続又は和議手続への移行)

第二十七条 会社更生法第二十三条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は破産宣告前の協同組織金融機関について、同法第二十一条及び第二十六条の規定は破産宣告後の協同組織金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第十九条」とあるのは「更生特例法第十四条第一項において準用する第十九条」と、「前条」とあるのは「更生特例法第二十条」と、同法第二十一条中「整理若しくは特別清算の手続における手続開始の命令若しくは和議手続」とあるのは「和議手続」と、同法第二十五条中「第二百七十三条から第二百七十四条まで」とあるのは「更生特例法第二百五十三条の規定若しくは更生特例法第二百五十四条において準用する第二百七十三条の二若しくは第二百七十四条」と、同法第二十六条第一項中「第二百七十七条」とあるのは「更生特例法第二百五十五条において準用する第二百七十七条」と読み替えるものとする。

官報(号外)

(破産手続と更生手続の開始) 第二十九条 協同組織金融機関は、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、裁判所に対し、更生手続開始の申立てをすることができる。

第二節 更生手続の開始

(手続の開始) 第三十一条 会社更生法第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条から第三十四条まで及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項「目的」とあるのは「事

業、地区」と、同項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「組合員等(更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。)の総数(労働金庫については、個人会員(労働金庫の総額の十分の一以上に相当する額の債権を有する債権者も、同項の中立てをすることができる。)

2 前項後段の場合においては、登記された出資に定める者も、同項の中立てをすることができる。3 第一項後段の場合においては、次の各号に掲げる協同組織金融機関の種類に応じ、当該各号に定める者も、同項の中立てをことができる。

1 信用協同組合 組合員の総数の十分の一以上に相当する数の組合員

2 信用金庫 会員の総数の十分の一以上に相当する数の会員

3 労働金庫 会員(個人会員(労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この章において同じ。)を除く。以下この号において同じ。)の総数の十分の一以上に相当する数の会員

(解散後の協同組織金融機関の申立て) 第三十二条 清算中又は破産宣告後の協同組織金融機関が更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法第五十三条、信用金庫法第四十八条又は労働金庫法第五十三条に定める決議によらなければならぬ。

(手続の申立て) 第二十九条 会社更生法第二十条の規定は、協同組織金融機関において、同条中「破産又は特別清算開始」とあるのは、「破産」と読み替えるものとする。

(手續の開始) 第二十九条 協同組織金融機関は、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、裁判所に対し、更生手続開始の申立てをすることができる。

業、地区」と、同項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「組合員等(更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。)の総数(労働金庫については、個人会員(労働金庫の総額の十分の一以上に相当する額の債権を有する債権者も、同項の中立てをすることができる。)

2 会社更生法第三十九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第三項中「前一項」とあるのは「更生特例法第二十三条第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第一項後段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、同法第三十七条第一項中「和議手続、整理手続、特別清算手続」とあるのは「和議手続」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、「手続若しくは企業担保権の実行手続」とあるのは「手続」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得した」とあるのは「を取得し、又は組合員等(更生特例法第一条第六項に規定する組合員等をいう。)となつた」と、同条第三号中「破産回避又は企業担保権の実行の回避」とあるのは「破産回避」と、同条第四号中「和議手続、整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は和議手続」と、「同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第四十四条第一項」と「処分を」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分を」と、同条第六項中「第十五条」とあるのは「更生特例法第二十三条第四項において準用する第十五条」と読み替えるものとする。

(保全処分) 第三十四条 会社更生法第四十条及び第四十一条の規定は、前条第一項の規定により保全管理人による管理の命令があつた場合について準用する。

2 会社更生法第五十四条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号、第五十四条の二、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第九十七条並びに第九十八条の二から第一百条までの規定は、前項の保

3 会社更生法第六十八条から第七十条までの規定は、前条第一項の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分

条第一項」と読み替えるものとする。

(保全処分) 第三十三条 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害関係人の申立てにより又は職權で、協同組織金融機関の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他必要な保全処分を命じ、又は保全管理人による管理若しくは監督員による監督を命ずる処分ができる。

2 会社更生法第三十九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第三項中「前一項」とあるのは「更生特例法第二十三条第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第一項後段」とあるのは「更生特例法第三十三条第一項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、「手続若しくは企業担保権の実行手続」とあるのは「手続」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得した」とあるのは「を取得し、又は組合員等(更生特例法第一条第六項に規定する組合員等をいう。)となつた」と、同条第三号中「破産回避又は企業担保権の実行の回避」とあるのは「破産回避」と、同条第四号中「和議手続、整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は和議手続」と、「同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第四十四条第一項」と「処分を」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分を」と、同条第六項中「第十五条」とあるのは「更生特例法第二十三条第四項において準用する第十五条」と読み替えるものとする。

(保全管理人) 第三十四条 会社更生法第四十条及び第四十一条の規定は、前条第一項の規定により保全管理人による管理の命令があつた場合について準用する。

2 会社更生法第五十四条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号、第五十四条の二、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第九十七条並びに第九十八条の二から第一百条までの規定は、前項の保

3 会社更生法第六十八条から第七十条までの規定は、前条第一項の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分

(所管行政庁等の意見の陳述) 第三十二条 会社更生法第三十五条第一項及び第三十六条第一項、第三十七条第一項と同様に規定する。この場合において、同条第二项中「第百二十二条第一項」とあるのは「更生特例法第六十二条において準用する第百二十二

条第一項」と読み替えるものとする。

2 緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前も、保全管理人の申立てにより又は職権で、前項第二号に掲げる処分をすることができる。

3 会社更生法第三十九条第二項から第四項までの規定は、第一項第二号及び前項の処分について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「更生特例法第四十六条第一項第二号若しくは第二項又は前項」と読み替えるものとする。

第四十七条 会社更生法第七十三条から第七十七条までの規定は、前条第一項第一号の査定について準用する。

(否認権)

第四十八条 次に掲げる行為は、更生手続開始後、協同組織金融機関の財産のために否認することができる。

一 協同組織金融機関が更生債権者又は更生担保権者(以下「の」の項において「更生債権者等」という)を害することを知つてした行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時更生債権者等を害する事實を知らないときは、この限りでない。

二 協同組織金融機関が支払の停止又は破産、和議開始若しくは更生手続開始の申立て(以下この項において「支払の停止等」という)のあった後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。

ただし、これにより利益を受けた者がその行為の当時支払の停止等のあつたこと又は更生

債権者等を害する事實を知つてたときに限る。

三 協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、協同組

織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が協同組織金融機関の義務に属しないもの。ただし、債権者においてその行為の当時協同組織金融機関が他の更生債権者等との平等を書することを知つてした事實を知らなかつたとき、支払の停止等があつた後の場合は、なお、その事實をも知らなかつたときは、この限りでない。

四 協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同様すべき有償行為

2 会社更生法第七十八条第一項及び第七十九条の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「第一百二十二条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第六十九条第一項第五号及び」として準用する。

3 会社更生法第八十二条第一項中「第七十八条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第六十九条第一項第五号及び」として準用する。

4 会社更生法第八十二条第一項中「第七十八条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第六十九条第一項第五号及び」として準用する。

5 会社更生法第八十二条第一項中「第七十八条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第六十九条第一項第五号及び」として準用する。

6 会社更生法第八十二条第一項中「第七十八条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第六十九条第一項第五号及び」として準用する。

7 会社更生法第八十二条第一項中「第七十八条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第六十九条第一項第五号及び」として準用する。

は、協同組織金融機関についての更生手続開始から選任しなければならない。

2 会社更生法第九十五条、第九十六条第一項及び第九十六条第二項中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第一百五条第三項又は第二百一十九条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第六十八条及び第六十九条の規定は、第百五条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百一十九条第一項の規定による決定が取り消された場合において、前項において準用する同法第九十六条第一項の訴えについて準用する。

る管財人は、その職務を行つて適した者のうちから選任しなければならない。

2 会社更生法第九十五条、第九十六条第一項及び第九十六条第二項中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第一百五条第三項又は第二百一十九条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第六十八条及び第六十九条の規定は、第百五条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百一十九条第一項の規定による決定が取り消された場合において、前項において準用する同法第九十六条第一項の訴えについて準用する。

4 会社更生法第六十九条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第一項第九十八条の二から第九十八条の五まで、第一百一条第二項及び第三項並びに第二百一条の二の規定は、前項の調査委員について準用する。

5 会社更生法第六十九条の規定は、前項の場合において、同法第一百一条第二項第一号中「第三十八条第二号」とあるのは「更生特例法第三十八条第二号」として準用する。

6 会社更生法第六十九条の規定は、前項の場合において、同法第一百一条第二項第一号中「第三十八条第二号」とあるのは「更生特例法第三十八条第二号」として準用する。

7 会社更生法第六十九条の規定は、前項の場合において、同法第一百一条第二項第一号中「第三十八条第二号」とあるのは「更生特例法第三十八条第二号」として準用する。

(管財人の選任等)

第三節 管財人及び調査委員

第五十二条 協同組織金融機関の更生手続における

(退職手当の請求権の届出の特例)

第六十六条 会社更生法第二百一十七条の二第一項及び第二項の規定は、協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、協同組織金融機関の理事、代表理事又は監事の退職手当の請求権については、同項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は更生特例法第二百三十三条第三項若しくは更生特例法第二百三十八条第五項において準用する第二百五十一条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

(届出名義の変更)

第六十七条 会社更生法第二百一十八条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における届出をして更生債権又は更生担保権を取得した者について準用する。(組合員等の権利)

第六十八条 組合員等は、その有する持分をもつて更生手続に参加することができる。

2 組合員等(労働金庫の個人会員を除く。)は、各々一個の議決権を有する。

3 労働金庫の個人会員は、各々一個の議決権の四百分の一に相当する議決権を有する。

4 協同組織金融機関に破産の原因たる事実があるときは、組合員等は、議決権を有しない。

第六十九条 組合員等として更生手続に参加することができる者は、組合員名簿又は会員名簿の記載により定める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月を超えない期間を定めて、協同組織

金融機関に対して、組合員名簿又は会員名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3 会社更生法第二百二十条第三項の規定は、前項の期間について準用する。

(組合員等の参加の許可)

裁判所は、組合員名簿又は会員名簿に記載のない組合員等の申立てにより、その組合員等が更生手続に参加することを許可することができます。

(組合員名簿又は会員名簿に記載されている組合員等を更生手続に参加できないものとする)

2 会社更生法第二百三十三条の規定は、前項の更生債権表及び更生担保権表について準用する。

2 会社更生法第二百三十二条の規定は、前項の更生債権表及び更生担保権表について準用する。

(権利届出の書類等の備置き)

2 会社更生法第二百三十二条の二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「更生特例法第二十条第一項又は同条第一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(更生債権者表及び更生担保権者表)

2 会社更生法第二百三十二条の二第一項第一項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「更生特例法第二十条第一項又は同条第一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

の旨

一 更生担保権者表
イ 更生担保権者の氏名及び住所

ロ 更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額並びに協同組織金融機関以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

ハ 議決権の額

2 会社更生法第二百四十三条の規定は、前項の更生債権表及び更生担保権表について準用する。

(権利届出の書類等の備置き)

2 会社更生法第二百四十三条の二第一項第一項の規定は、第六十六条において準用する同法第二百一十七条の二第一項の規定による届出があった退職手当の請求権について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二第一項中「前二十五条から第二百四十二条まで」とあるのは「更生特例法第七十三条」と、同条第一項中「前条」とあるのは「更生特例法第七十四条」と読み替える。

(退職手当の請求権の調査及び確定の特例)

2 会社更生法第二百四十三条の二第一項第一項の規定は、第六十六条において準用する同法第二百一十七条の二第一項の規定による届出があった退職手当の請求権について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二第一項中「前二十五条から第二百四十二条まで」とあるのは「更生特例法第七十三条」と、同条第一項中「前条」とあるのは「更生特例法第七十四条」と読み替える。

(退職手当の請求権調査の期日)

2 会社更生法第二百四十三条の二第一項第一項第一項の規定は、第六十六条において準用する同法第二百一十七条の二第一項の規定による届出があった退職手当の請求権について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二第一項中「前二十五条から第二百四十二条まで」とあるのは「更生特例法第七十三条」と、同条第一項中「前条」とあるのは「更生特例法第七十四条」と読み替える。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

2 会社更生法第二百四十三条の二第一項第一項第一項の規定は、第六十六条において、第七十二条第一項第一号イから二号まで及び同項第二号イからハまでに掲げる事項を調査する。

2 会社更生法第二百三十六条から第二百四十四条まで、第二百四十二条第一項から第二项まで及び第二百四十二条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権及び更生担保権の調査について準用する。この場合において、同法第二百四十二条第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項を調査する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

2 会社更生法第二百三十六条から第二百四十四条まで、第二百四十二条第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項を調査する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

2 会社更生法第二百三十六条から第二百四十四条まで、第二百四十二条第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項を調査する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

2 会社更生法第二百三十六条から第二百四十四条まで、第二百四十二条第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項を調査する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

2 会社更生法第二百三十六条から第二百四十四条まで、第二百四十二条第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項を調査する。

第一百四十二条中「前条」とあるのは「前条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(更生債権及び更生担保権等の確定)

第七十四条 更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人、更生債権者、更生担保権者及び組合員等の異議がなかったときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権については優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。

(退職手当の請求権調査の期日)

第七十五条 会社更生法第二百四十三条の二第一項第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項に応じ適宜分類して、それぞれ當該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

2 会社更生法第二百四十三条の二第一項第一項第一号イ及び第二号ハまでに掲げる事項を記載しなければならない。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載等)

五百四十二条中「前条」とあるのは「前条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(更生債権及び更生担保権等の確定)

第七十七条 協同組織金融機関の更生手続において更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合において、その権利について異議があつたときは、裁

判所は、これをその権利者に通知しなければならない。第七十五条において準用する会社更生法第一百四十三条の二第一項の規定による通知があつた日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、同様とする。

二 一般の先取特権その他の優先権のある債権者を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

で
な
い

二
剪影及

四 劣後の債権を有する更生債権者

七十八条规定(会社更生法第百四十七條から第百五十二条までの規定は異議(協同組織金融機関の異議を除く。)のある更生債権又は更生担保権について、同法第百五十三条から第百五十六条までの規定は協同組織金融機関の更生手続における更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟について、それぞれ準用する。この場合において

卷之三

るの「更生特例法第七十七条後段」と、同法第一百五十条中「第一百四十四条第一項」とあるのは「更生特例法第七十六条において準用する第百

(罰金、租税等の届出及び不服の申立て)

十八条の規定は、第六十一条第一項第五号に掲げる請求権及び第六十二条において準用する同法第二百一十二条第一項に規定する請求権について準用する。

〔更生債権者等の分類〕

八十一条、更生債権者、更生担保権者及び組合員等は、更生計画案の作成及び決議のために、次の組に分類されるものとする。ただし、第六十一条第一項第五号に掲げる請求権及び第六十二条规定において準用する会社更生法第一百二十二条第一項に規定する請求権を有する者は、この限り

二
一
更生担保権者

殺について進用する。この場合において、同条第一号及び第四号中「更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは、「若しくは更生手続開始」と読み替えるものとする。

第五節 關係人集△

第八十七条 会社更生法第百七十二条から第百七十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第二百七十二条中「前二条」とあるのは「更生特例法第八十六条及び更生特例法

「第百十七条において準用する前条」と 同条第

第百一四条 会社更生法第二百六十四条から第二百六十七条までの規定は協同組織金融機関の更生手続に準用する。

統における関係人集会について 同法第五百六十九条の規定は協同組織金融機関の更生手続における関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日の併合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五百六十四条第一項

更生特例法第六百二十二条において準用する」と、同条第三号中「第二百二十四条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十四条において準用する第二百二十四条第一項」と読み替えるものとする。

第六節 更生手続開始後の手続 (協同組織金融機関の業務及び財産の管理)

(議決権に対する異議)
第八十五条 管財人、届出をした更生債権者及び

更生担保権者並びに組合員等は、更生債権者、更生担保権者及び組合員等の議決権について異議を述べることができる。ただし、前節の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者又は更生担保権者に付する議決権

(郵便物の管理)
第八十九条 会社更生法第百七十五条规定及び第百七十六条の規定は、協同組織金融機関について更生手続の開始があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百一一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあ

(議決権の行使) これは、一更生特例法第百五条第三項又は第一百二十九条第一項に規定するものとする。

第八十六條 確定した更生債権及び更生担保並

びに異議のない議決権を有する更生債権者、更

二条まで及び第百八一

出の額若しくは数に応じて議決権を行使する」とができる。

会社更生法第一百七十条第二項から第四項まで

の規定は、異議のある権利について準用する。

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案及び同報告書

十六年法律第二百三十八号)第五十五条の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定において準用する商法」と、同法第一百七十九条第三号中「第七十二条」とあるのは「更生特例法第四十六条」と、同法第一百八十二条第一項中「商法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定において準用する商法」と読み替えるものとする。

(書類の備置き)

第九十一条 前条において準用する会社更生法第一百七十八条から第一百八十二条までの規定により裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならぬ。

(事業の休止等)

第九十二条 会社更生法第一百八十四条及び第一百八十五条の規定は、協同組織金融機関について更生手続の開始があつた場合について準用する。

(第一回の関係人集会)

第九十三条 会社更生法第一百八十七条及び第一百八十八条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における第一回の関係人集会について準用する。この場合において、同法第一百八十七条中「第一百七十九条」とあるのは、「更生特例法第九十条において準用する第一百七十九条」と読み替えるものとする。

(更生計画案の作成及び提出)

第九十四条 協同組織金融機関の更生手続における管財人は、更生債権及び更生担保権の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 会社更生法第一百八十九条第二項の規定は前項

の期間について、同条第三項の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の作成について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「更生特例法第九十四条第一項又は同条第一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第九十五条 協同組織金融機関、届出した更生債権者及び更生担保権者並びに組合員等は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2 会社更生法第一百八十九条第二項の規定は、前項の期間について準用する。

(清算を内容とする更生計画案)
第九十六条 更生手続開始後協同組織金融機関の存続(組織の変更を含む)、合併、新協同組織金融機関の設立又は事業の譲渡による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明らかになつたときは、裁判所は、計画案の作成権者の申立てにより、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 会社更生法第一百五十九条第三項及び第一百九十一条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(更生計画案の変更)

第九十七条 協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の提出があったときは、裁判所について準用する。この場合において、同条中「第二百条第一項」とあるのは、「更生特例法第九十九条第一項」と読み替えるものとする。

(更生計画案の決議)
第九十八条 会社更生法第二百三条から第二百七十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の決議について準用する。この場合において、同法第二百四条中「第一項」とあるのは「更生特例法第二百四条中「第一項」とあるのは「第百五十九条」とあるのは「更生特例法第八十条」と、同法第二百五条中「第一百九十九条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の決議について準用する。この場合において、同法第二百四条中「第一項」とあるのは「更生特例法第九十九条第一項」と読み替えるものとする。

(監督行政庁等の意見、更生計画案の修正等)

第九十八条 会社更生法第一百九十四条から第二百九十九条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案について準用する。

(更生計画案決議のための関係人集会)

第九十九条 第九十七条第一項又は前条において準用する会社更生法第一百九十八条第一項の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案について修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案について決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 会社更生法第二百条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(更生のため債務を負担する者等の出頭)

第一百条 会社更生法第二百一条の規定は、協同組織金融機関の更生のために債務を負担し、又は担保を供する者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「更生特例法第九十九条第一項」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百五十八条第一項又は第二百五十九条第一項の規定により支払うべき報酬、費用及び報酬の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三 更生計画の遂行に関する費用(更生手続終了後に生じたものを除く。)

四 第二百五十八条第一項又は第二百五十九条第一項の規定により支払うべき報酬、費用及び報酬の金

五 協同組織金融機関の業務及び財産に関する費用(他の行為により生じた請求権)

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後に権限に基づいてした資金の借入れその他

七 第五百五十五条において準用する会社更生法第七条第一項の規定により管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

八 協同組織金融機関のために支出すべきやむを得ない費用で前各号に掲げるもの以外のも

の

2 会社更生法第二百九十三条の規定は、前項の関係人集会について準用する。

第一項」とあるのは「更生特例法第九十九条第一

の

六 その銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

七 第百十条第六号に掲げる事項

(新設合併)

第一百二十三条 協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併して新協同組織金融機関(合併する協同組織金融機関のいずれかと同種のものに限る。)を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の協同組織金融機関の名称

二 新協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

三 新協同組織金融機関の出資一口の金額

四 前二号に掲げる事項のほか、新信用金庫の事務所の所在地及び公告の方法

五 新協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。)又は各協同組織金融機関の組合員等に対し割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

六 新協同組織金融機関の準備金に関する事項

七 各協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

八 新協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法

九 第百十一条第五号及び第六号に掲げる事項

十 新株式会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一一 その銀行の商号

一二 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数

三四 新株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

五 新株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

六 組合員等又はその銀行の株主に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

七 新協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法

八 第百十条第五号及び第六号に掲げる事項

九 第百十一条第五号及び第六号に掲げる事項

一〇 新株式会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一一 その普通銀行の商号

二 新信用金庫の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

三 新信用金庫の出資一口の金額

四 前二号に掲げる事項のほか、新信用金庫の定款に記載すべき事項

五 更生債権者若しくは更生担保権者(新信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。)又は会員及びその普通銀行の株主に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

六 新信用金庫の準備金に関する事項

七 会員又はその普通銀行の株主に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

八 新信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法

九 第百十一条第五号及び第六号に掲げる事項

一〇 新株式会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一一 その銀行の商号

一二 新株式会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数

一三 新株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

一四 新株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

一五 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一六 組合員等の選任若しくは選定の方法並びに任期

一七 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一八 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一九 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二〇 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二一 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二二 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二三 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二四 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二五 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二六 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定

七 第百十二条第六号及び第七号に掲げる事項

(組織変更)

第一百十六条 協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 組織変更後の株式会社が発行する株式の総数

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 前二号に掲げる事項のほか、組織変更後の金額

五 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に對して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

六 組織変更前の株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

七 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

八 組織変更後の株式会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

九 組織変更前の協同組織金融機関の組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一〇 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一一 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一二 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一三 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一四 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一五 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一六 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一七 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一八 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一九 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二〇 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

2 第百九条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する場合における組織変更後の協同組織金融機関について準用する。

三百七十七条 協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 組織変更後の株式会社が発行する株式の総数

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 前二号に掲げる事項のほか、組織変更前の金額

五 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に對して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

六 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

七 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

八 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

九 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一〇 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一一 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一二 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一三 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一四 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一五 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一六 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一七 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一八 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

一九 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二〇 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二一 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二二 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

二三 組合員等に金銭を支払うこととを定めたときは、その規定

会社更生法第二百五十八条第一項の規定又は第

百三十七条第七項、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第一項(第二百四十二条第四項(第二百四十一
条第一項(第二百四十二条第四項(第二百四十一
条第六項において準用する場合を含む。)にお

いて準用する場合を含む。)、第二百四十二条第一
項若しくは第二百四十三条第三項の規定により新

たに株式会社の株主又は社債権者となったとき
は、その株式会社は、遲滞なくその者に対し、
株券又は債券の交付(その者が端株主であると

きは、端株券の交付又は端株主であるとの確
認。次項において同じ。)を請求すべき旨及び株
主又は社債権者となった後二年以内にこれを請
求しないときは、その権利を失うべき旨を公告
し、かつ、知れている権利者には各別にその旨
を通知しなければならない。

2 前項の株式会社が同項の公告をしてても同項に
定める株主又は社債権者が同項の期間内に株券
又は債券の交付を請求しないときは、その権利
を失う。

3 会社更生法第二百六十二条第五項の規定は、
前項の規定により株主がその権利を失った場合
について準用する。

(出資等の引受権の譲渡)

第一百四十六条 更生債権者、更生担保権者又は組
合員等は、更生計画の定めにより協同組織金融
機関の出資を引き受ける権利を有するときは、
その協同組織金融機関の承諾を得て、組合員等
又はその資格を有する者にその権利を譲渡する
ことができる。

2 更生債権者、更生担保権者又は組合員等は、
計画の定めにより株式会社の株式又は社債を引
き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡
することができる。

することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律等の特例)

第一百四十七条 会社更生法第二百六十五条の規定
は更生債権者、更生担保権者又は組合員等が更
生計画の定めにより株式を取得する場合につい
て、同法第二百六十六条の規定は更生計画の定
めによりこれらの者に対して株式又は社債を發
行する場合について、それぞれ準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第一百四十八条 更生計画において協同組織金融
機関が行政庁から得ていた許可、認可、免許その
他の処分に基づく権利義務を同種の新協同組織
金融機関に移転することを定めたときは、その
新協同組織金融機関は、他の法令の規定にかか
わらず、その権利義務を承継する。

4 第二十四条第一項において準用する会社更生
法第十七条第一項、第二項及び第三項前段、第
十八条第一項、第十八条の二第二項、第十八条
の三、第十九条並びに第二十条第二項から第四
項までの規定(第二十一条において準用する場
合を含む。)、第二十一条第一項(第二十一条に
おいて準用する場合を含む。)において準用する
同法第二十一条第一項の規定並びに第二十五条
第二項(第二十六条において準用する場合を含
む。)において準用する同法第十八条第一項の規
定による登記については、登録免許税を課さな
い。

5 計画において協同組織金融機関が銀行と合併
してその銀行が合併後存続することを定めた場
合におけるその銀行の合併による資本の増加の
登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭
和四十一年法律第三十五号)第九条の規定にか
かわらず、千分の一(合併により増加した資本
の金額のうち、更生債権者又は更生担保権者に
株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金
額に対応する部分については、千分の二・五)
とする。

6 計画において協同組織金融機関が銀行と合併
して新株式会社を設立することを定めた場合に
(退職手当)

3 更生手続による協同組織金融機関の財産の評
価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続
開始前から繰り越されている法人税法第一条第
二項又は第五十八条第一項の規定の適用を受け
るもの(除く。)に連するまでの金額は、当該財
産の評価換え又は債務の消滅のあつた各事業年
度の同法による所得の金額の計算上益金の額に
算入しない。

二十一号に規定する欠損金額(同法第五十七条第
一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受け
るもの(除く。)に連するまでの金額は、当該財
産の評価換え又は債務の消滅のあつた各事業年
度の同法による所得の金額の計算上益金の額に
算入しない。

4 第二十四条第一項において準用する会社更生
法第十七条第一項、第二項及び第三項前段、第
十八条第一項、第十八条の二第二項、第十八条
の三、第十九条並びに第二十条第二項から第四
項までの規定(第二十一条において準用する場
合を含む。)、第二十一条第一項(第二十一条に
おいて準用する場合を含む。)において準用する
同法第二十一条第一項の規定並びに第二十五条
第二項(第二十六条において準用する場合を含
む。)において準用する同法第十八条第一項の規
定による登記については、登録免許税を課さな
い。

5 計画において協同組織金融機関が銀行と合併
してその銀行が合併後存続することを定めた場
合におけるその銀行の合併による資本の増加の
登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第
九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

6 計画において組織変更後の株式会社が新株を
発行することを定めた場合における資本の増加
の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第
九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

7 計画において協同組織金融機関がその組織を
変更して株式会社になることを定めた場合にお
ける設立の登記の登録免許税の税率は、登録免
許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一

(資本の金額のうち、更生債権者又は更生担保
権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以
外の金額に相当する部分については、千分の一
の税率とする。

8 計画において合併により増加した資本を
登記することを定めた場合における新株式会社の
設立の登記の登録免許税の税率について準用す
る。

9 会社更生法第二百六十九条第八項の規定は、
計画において合併によらないで新株式会社を設
立することを定めた場合における新株式会社の
設立の登記の登録免許税の税率について準用す
る。

10 会社更生法第二百六十九条第九項の規定は、
計画において新協同組織金融機関が協同組織金融
機関から不動産又は船舶に関する権利の移転
又は設定を受けることを定めた場合におけるそ
の移転又は設定の登記の登録免許税の税率につ
いて準用する。

11 計画において協同組織金融機関が銀行と合併
して新株式会社を設立することを定めた場合に
(退職手当)

12 更生手続による協同組織金融機関の財産の評
価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続
開始前から繰り越されている法人税法第一条第
二項又は第五十八条第一項の規定の適用を受け
るもの(除く。)に連するまでの金額は、当該財
産の評価換え又は債務の消滅のあつた各事業年
度の同法による所得の金額の計算上益金の額に
算入しない。

13 第二十四条第一項において準用する会社更生
法第十七条第一項、第二項及び第三項前段、第
十八条第一項、第十八条の二第二項、第十八条
の三、第十九条並びに第二十条第二項から第四
項までの規定(第二十一条において準用する場
合を含む。)、第二十一条第一項(第二十一条に
おいて準用する場合を含む。)において準用する
同法第二十一条第一項の規定並びに第二十五条
第二項(第二十六条において準用する場合を含
む。)において準用する同法第十八条第一項の規
定による登記については、登録免許税を課さな
い。

14

む)の規定にかかわらず、裁判所は、監督官により監督官が更生手続開始の申立てをした場合について準用する。

(他の手続の中止命令の申立て)

第一百六十二条 金融機関について更生手続開始の申立てがあった場合には、監督官は、会社更生法第三十七条第一項(同法第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条において準用する同法第三十七条第一項(第三十九条において準用する同法第五十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申立てをすることができる。

(保全処分の申立て等)

第一百六十三条 金融機関について更生手続開始の申立てがあった場合には、監督官は、会社更生法第三十九条第一項の規定又は第三十三条第一項の規定に規定する申立てをすることができる。

2 前項に規定する場合には、監督官は、会社更生法第十一條前段(第二十一条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定にかかるらず、同法第三十九条第一項(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(更生手続開始申立て棄却に対する抗告)

第一百六十四条 監督官は、会社更生法第十一條前

段の規定にかかわらず、第一百六十一條第一項の規定による更生手続開始の申立てを棄却する裁判に対し、即時抗告をすることができる。

第二節 預金保険機構の権限

(届出期間を定める場合の特例)

第一百六十五条 裁判所は、金融機関について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十六條(第三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により定める同法第四十六条第一号の届出期間について、預金保険機構(以下「機構」という。)の意見を聽かなければならない。

(送達の特例)

第一百六十六条 金融機関について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である預金者等(預金等債権に係る債権者をいう。以下同じ。)

に対する場合は、会社更生法第四十七條第二項の規定による送達は、

決定又は第三十七条第一項の規定による送達は、

することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対し事項又は第三十七条第一項各号に掲げる事項及び更生手続を開始するとの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

3 金融機関の更生手続において、第一百六十八条第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、会社更生法第四十七條第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項若しくは第三十七条第一項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は更生手続開始決定取消の決定が確定した場合においては、更生債権者である

預金者等であつて同法第一百一十五条规定第一項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十七条第三項において準用する同法第二項

若しくは第三十七条第三項において準用する同法第二項の規定又は同法第五十一條第一項において準用する同法第四十七条第一項若しくは第三十七条第二項において準用する同法第五十一條第一項において準用する同法第五十一條第一項における届出をしていないものに対しては、同法第四十七条第三項において準用する同法第二項

若しくは第三十七条第三項において準用する同法第五十一條第一項における届出をしていないものに対しては、同法第四十七条第三項において準用する同法第二項

に、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた届出期間の末日の前日までに、当該預金者表に記載されていない預金者等の間、預金者表を預金者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権(機構が債権者であるものを除く。)があることを知ったときは、通常なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第一項各号に掲げた事項の記載の追加をしなければならない。当該預金者表に記載されている預金等債権について当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行つべきことを知ったときは、同様

4 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行つことができる。ただし、当該預金者表に記載された預金者等に係る預金等債権を、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十八條第一項若しくは第四項の規定により取得し、又は同一の預金者等に係る預金等債権を、預金保険法第八十一条の二の規定により買い取った場合において、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該預金者等の承諾を要しない。

官報号外

(預金者表の提出)

第一百六十八条 機構は、裁判所の定めた届出期間の末日に、前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、機構が、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権(機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。)があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、更生計画案審理のための関係人集会が終わった後は、することができない。

4 会社更生法第一百一十五条第三項の規定は、第一項の規定による預金者表の提出及び第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

5 預金者表及び前項において準用する会社更生法第一百一十五条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(預金者表の提出の効果)

第一百六十九条 会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権(預金者等が当該提出があるまでに同法第一百一十五条第一項(第六十五条规定において準用する場合を除く。)の規定により届け出たものを除く。)については、裁判所の定めた届出期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第一百六十七条第四項前段の規定による記載の追加

に係る預金等債権については同法第一百一十七条

第一項(第六十五条规定において準用する場合を含む。)の規定による追完があつたものとみなす。

(預金者等の参加)

第一百七十条 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる預金等債権(機構が会社更生法第一百一十八条第一項(第六十七条规定において準用する場合を含む。)の規定による届出を含む。)の規定による届出の追完があつたものとみなす。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、更生計画案審理のための関係人集会が終わった後は、することができない。

4 会社更生法第一百一十五条第三項の規定は、第一項の規定による預金者表の提出及び第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

5 預金者表及び前項において準用する会社更生法第一百一十五条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(預金者表の提出の効果)

第一百六十九条 会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権(預金者等が当該提出があるまでに同法第一百一十五条第一項(第六十五条规定において準用する場合を除く。)の規定により届け出たものを除く。)については、裁判所の定めた届出期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第一百六十七条第四項前段の規定による記載の追加

する一切の行為(更生債権及び更生担保権調査の期日において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く。)をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出を含む事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法(平成八年法律第二号)第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授権がなければならぬ。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という。)は、更生手続が終了するまでの間、することができる。

(預金者表の提出)

第一百七十三条 前項において「参加の届出」という。)は、更生手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これを機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした預金者等は、前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもって自ら更生手続に参加するものとする。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これより届出又は届出の追完があつたものとみなされる当該預金者等に係る預金等債権の全部をもって自ら更生手続に参加するものとする。

(預金者表の提出)

第一百七十四条 機構代理債権に係る会社更生法第一百三十八条第二項(第七十三条第一項並びに同法第一百三十九条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第一百四十一条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する特別期日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第八十九条(第五十条において準用する場合を含む。)の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を請求することができる。

条第四項(第六十五条规定において準用する場合を含む。)の規定による変更とみなす。

2 第百七十四条 機構代理債権に係る会社更生法第一百三十八条第二項(第七十三条第一項並びに同法第一百三十九条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第一百四十一条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する特別期日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第八十九条(第五十条において準用する場合を含む。)の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を請求することができる。

(特別期日の費用)

2 第百七十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

3 第百七十六条 機構は、機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百六十八条第二項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更是、会社更生法の規定又は前章の規定の適用について、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第一百一十七条(同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第九十九条第一項(第一百五

条第四項(第六十五条规定において準用する場合を含む。)の規定による変更とみなす。

2 第百七十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

(異議の通知)

2 第百七十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

3 第百七十六条 機構は、機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百六十八条第二項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更是、会社更生法の規定又は前章の規定の適用について、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第一百一十七条(同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第九十九条第一項(第一百五

条第四項(第六十五条规定において準用する場合を含む。)の規定による変更とみなす。

(特別期日の費用)

2 第百七十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

(異議の通知)

2 第百七十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日において機構代理債権について異議があつたとき(機構が当該機構代理債権について異議を述べたときを除く。)は、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

3 第百七十六条 機構は、機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百六十八条第二項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更是、会社更生法の規定又は前章の規定の適用について、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第一百一十七条(同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第九十九条第一項(第一百五

(外)号報官	
第一項において準用する場合を含む。)の関係人集会において機構代理預金者のために議決権行使しようとするときは、当該関係人集会の第一期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画の内容を機構代理預金者に通知するとともに公告しなければならない。	(預金保険機構がする通知等)
第一項及び前条の規定による公報に付する郵便に付してすることができる。この場合には、会社更生法第十四条第四項の規定を準用する。	第一項の規定により公報に付する郵便に付してすることができる。この場合には、会社更生法第十二条の規定は、第一百六十七条
第一項及び前条の規定による公報について準用する。	第一項及び前条の規定による公報について準用する。
第五章 金融機関の破産手続の特例	第五章 金融機関の破産手続の特例
第一節 監督官による破産の申立て等	第一節 監督官による破産の申立て等
第一百七十八条 監督官は、金融機関に破産の原因たる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。	第一百七十八条 監督官は、金融機関に破産の原因たる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。
前項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八条の規定は、適用しない。	前項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八条の規定は、適用しない。
第一項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百四十九条前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。	第一項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百四十九条前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。
(監督官への通知)	(監督官への通知)
第一百七十九条 金融機関について破産の申立てが	第一百七十九条 金融機関について破産の申立てが

あつたとき(前条第一項の規定により監督官が破産の申立てをしたときを除く。)は、裁判所は、監督官にその旨を通知しなければならない。	第三項において準用する場合を含む。)の規定による公報に付する場合は、監督官は、破産法第百三十七条第一項(同法第三百三十七条规定による公報に付する場合を含む。)に規定する申立て等)をすることを要しない。
第一百八十条 金融機関について破産の申立てがされた場合には、監督官は、破産法第百三十七条第一項(同法第三百三十七条规定による公報に付する場合を含む。)に規定する申立て等)をする。	第一百八十条 金融機関について破産の申立てがされた場合には、監督官は、破産法第百三十七条第一項(同法第三百三十七条规定による公報に付する場合を含む。)に規定する申立て等)をする。
第一項及び前条の規定による公報について準用する。	第一項及び前条の規定による公報について準用する。
第五章 金融機関の破産手続の特例	第五章 金融機関の破産手続の特例
第一節 監督官による破産の申立て等	第一節 監督官による破産の申立て等
第一百八十二条 監督官は、第一百七十八条第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対し、即时抗告をすることができる。	第一百八十二条 監督官は、第一百七十八条第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対し、即时抗告をすることができる。
(破産の申立て棄却に対する抗告)	(破産の申立て棄却に対する抗告)
第一百八十三条 監督官は、第一百七十八条第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対し、即时抗告をすることができる。	第一百八十三条 監督官は、第一百七十八条第一項の規定による破産の申立てを棄却する裁判に対し、即时抗告をすることができる。
第一節 預金保険機構の権限	第一節 預金保険機構の権限
(債権届出の期間を定める場合の特例)	(債権届出の期間を定める場合の特例)
第一百八十四条 裁判所は、金融機関について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産の申立てをすることができる。	第一百八十四条 裁判所は、金融機関について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産の申立てをすることができる。
前項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八条の規定は、適用しない。	前項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八条の規定は、適用しない。
第一項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百四十九条前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。	第一項の規定により監督官が破産の申立てをするときは、破産法第百四十九条前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。
(監督官への通知)	(監督官への通知)
第一百八十五条 金融機関について破産の申立てが	第一百八十五条 金融機関について破産の申立てが

(預金者表の作成及び縦覧等)
たときは、債権者である預金者等に対しても、
第一項において準用する場合を含む。)の規定による
破産法第百四十三条第二項(同法第三百三十七
条第一項において準用する場合を含む。)の規定
による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対し
て、破産法第百四十三条第一項各号(同法第三
百三十七条第一項において準用する場合を含
む。)に掲げる事項を記載した書面を送達しなけ
ればならない。

3 前項に規定する場合においては、監督官は、
破産法第百五十五条第一項(同法第三百三十七
条第一項において準用する場合を含む。)の規定
による裁判に対し、即時抗告をすることができ
る。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

2 前項に規定する場合においては、監督官は、
破産法第百五十五条第一項(同法第三百三十七
条第一項において準用する場合を含む。)の規定
による裁判に対し、即時抗告をすることができ
る。

3 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日
は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前
日(一週間以上前の日でなければならない)。

4 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始
した後、当該預金者表に記載されていない預金
等債権(機構が債権者であるものを除く。)があ
ることを知ったときは、遅滞なく、当該預金者
表に、当該預金等債権に係る第一項各号に掲げ
る事項の記載の追加をしなければならない。当
該預金者表に記載されている預金等債権につい
て当該預金等債権に係る債権者の利益となる記
載の変更を行うべきことを知ったときは、同様
とする。

5 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始
した後でも、当該預金者表に記載されている預
金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金
等債権について、その記載を削除し、又は当該

官報(号外)

告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

4 破産法第百十五条规定による公告について準用する。

第六章 刑則

(訴訟更生罪)

第百九十五条 協同組織金融機関の理事若しくはこれに準すべき者は参事等が更生手続開始の前後を問わず、自「若しくは他人の利益を図り、又は債権者、協同組織金融機関の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下この条において「担保権者」という。)若しくは組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為を決議が確定したときは、十年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

一 協同組織金融機関の財産を隠匿し、き棄し、又は債権者、担保権者若しくは組合員等の不利益に処分すること。

二 協同組織金融機関の負担を虚偽に増加する」と。

三 協同組織による金融事業に関する法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条の二又は労働金庫法第五十九条の一の規定において準用する商法第三十二条第一項の規定により作成すべき帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正確の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すこと。

前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十

五号)に正条がある場合には、適用しない。

(第三者の訴訟更生罪)

第百九十六条 前条第一項に規定する者でなくして他人の利益を図る目的で更生債権者、更生担保権者若しくは組合員等として虚偽の権利を行つた者は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百五円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正条がある場合には、適用しない。

(収賄罪)

第百九十七条 協同組織金融機関の更生手続における調査委員、保全管理人、監督員、管財人、法律顧問、保全管理人代理又は管財人代理がそ

の職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。協同組織金融機関の更生手続における更生債権者、更生担保権者、組合員等、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が関係人集会の決議に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同様とする。

2 協同組織金融機関の更生手続における調査委員、保全管理人又は管財人(以下この条において「管財人等」という。)が法人であるときは、管財人等の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が管財人等の職務に關し管財人等に賄賂を收受さ

せ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第百九十八条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第百九十九条 組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関(合併により設立される新信用金庫を除く。)の理事、監事又は参事等その他使用者が第四条第一項の規定により読み替えて適用される会社更生法第九十八条の二第一項(同法第六条の三及び第四条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関の理事若しくはこれに準すべき者又は参事等は、会社更生法第二百四十八条第一項又は第二百二十二条第一項の規定による裁判所の命令に違反したときは、百万円以下の過料に処する。

3 組織変更後の協同組織金融機関若しくは株式会社又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社の理事若しくは取締役若しくはこれらに準すべき者又は参事若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第六十九条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

二 第百二十八条において準用する会社更生法第二百四十八条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

三 第百四十五条第一項の規定によつてすべき公告若しくは通知をすることを怠り、又は同

二第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

(過料に処すべき場合)

第二百条 銀行について更生手続が開始された場合における会社更生法第二百九十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二百六十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二百六十二条第一項」とする。

2 組織変更後の協同組織金融機関若しくは新株式会社の理事若しくは取締役若しくはこれらに準すべき者又は参事若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

3 組織変更後の協同組織金融機関若しくは新株式会社の理事若しくは取締役若しくはこれらに準すべき者又は参事若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第六十九条第一項の規定による裁判所の命

令に違反したとき。

二 第百二十八条において準用する会社更生法第二百四十八条第一項又は第二項の規定によつてすべき裁判所の命令に違反したとき。

三 第百四十五条第一項の規定によつてすべき公告若しくは通知をすることを怠り、又は同

二第一項の規定によつて読み替えて適用される第三十四条第二項、第三十五条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第二百一十七条第一項において準用する会社更生法第九十八条の二第一項において準用する会社更生法第二百六十二条第五項の規定に違反して株式の処分をする」とを怠つたとき。

第三十条中「申立」を「申立て」に改め、「(昭和二十七年法律第百七十一号)」の下に「若しくは金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第二号)」を加え、「附された」を「付された」に改める。

(国税通則法の一一部改正)
第六十一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改止する。
第六十二条第一項中「株式会社について更生手続」を「株式会社又は協同組織金融機関(金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第二号)第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。)について更生手続」に、「会社の国税」を「会社又は協同組織金融機関の国税」に、「会社の本店」を「会社又は協同組織金融機関の本店又は主たる事務所」に、「本店以外の営業所」を「本店若しくは主たる事務所以外の営業所若しくは事務所」に改める。

(法人税法の一一部改正)
第十三条 法人税法の一一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「(昭和二十七年法律第二百七十一号)」の下に「又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第二号)」を加え、「同法」を「これららの法律」に、「行なう」を「行う」に改める。
第八十一条第四項中「会社更生法」の下に「又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を加える。

(執行官法の一一部改正)

第十四条 執行官法(昭和四十一年法律第二百十一

号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十二号中「又は会社更生法(昭和二十七年法律第二百七十一号)」を「会社更生法(昭和二十七年法律第二百七十一号)」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一一部改正)
第十五条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項二中「(昭和二十七年法律第二百七十一号)」の下に「金融機関の更生手続

第十九条第三項中「(昭和二十七年法律第二百七十一号)」の下に「又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第二号)」を加える。

(仮登記担保契約に関する法律の一一部改正)

第十六条 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「(昭和二十七年法律第二百七十一号)」の下に「又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第二号)」を加える。

組合、信用金庫及び労働金庫を含む。以下の組合において同じ。」を加える。

理由

経営が重大な危機に陥った金融機関について、預金者等の権利の実現を確保しつつ、更生手続等の円滑な進行を図る必要性があることから、協同組織金融機関の更生手続について必要な事項を定めるとともに、金融機関の更生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関する事項等を定める必要がある。「これが、この法律案を提出する理由である。

て、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るために、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関の更生手続及び破産手続について、監督庁の申立て及び預金保険機構による預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ること等の代理等に関する事項を定めること等を目的とする。

〔〕定義

銀行、協同組織金融機関、預金等債権、監督庁等について、所要の定義規定を設けることとする。

2 銀行の更生手続

〔〕銀行の更生手続についての会社更生法の適用等

銀行の更生計画においては、協同組織金融機関との合併等に関する条項を定めることができる」とするとともに、銀行の更生手続についての会社更生法の規定の適用についての所要の読み替規定を設けることとする。

〔〕銀行と協同組織金融機関の合併等のための更生計画の条項等

更生手続による協同組織金融機関との合併等のための更生計画の条項に関する規定を設けるとともに、その更生計画の遂行については、銀行の株主総会等の決議を要しないものとする等必要な限度で合併転換法その他の法令の特別規定を設けることとする。

〔〕目的

この法律は、協同組織金融機関について

第四十二条第一項中「会社」の下に「(信用協同

官報 (号外)

して有する預金等に係る債権を取得する。

一 預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつてゐるものと担保権の目的となつてないものがあるときは、担保権の目的となつてないものを先とする。

二 預金等に係る債権で担保権の目的となつてないものが二以上あるときは、その金利(利率その他これらに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の高いものを先とする。

三 前号の場合において、金利の同じものが二以上あるときは、その弁済期の早いものを先とする。

四 前号の場合において、弁済期の同じものが二以上あるときは、機構が指定するものとする。

五 預金等に係る債権で担保権の目的となつてゐるもののが二以上あるときは、当該担保権の目的となつてゐる預金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において「担保余力額」という。)の大いのものを先とする。

六 前号の場合において、担保余力額の同じものが二以上あるときは、第一号から第四号までの規定の例による。

三 機構は、前二項の規定により取得した預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつてゐるものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつてゐる預金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払

を保留することができる。

第五十九条第三項第二号中「常業の全部」の下に「(当該破綻金融機関の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買取られる資産に係る部分を除く。)」を加え、同項を同条第二号中「第五十七条第五項」の下に「及び第八条第三項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項に規定する資産の買取りは、救済金融機関又は破綻金融機関の資産について行うものとし、同項の規定による申込みに係る資金援助のうちには、当該救済金融機関は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りが含まれることを機構に申し込むものとする。

第六十条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六十三条第三項中「第五十九条第三項第一号」を「第五十九条第四項第一号」に改める。

第六十四条第一項中「第五十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「当該申込みを行つた金融機関等に対する資金援助」を「当該申込みに係る資金援助」に改め、同条第四項中「同項に規定する金融機関等に対する」を「当該資金援助の申込みに係る金融機関等との間で当該」に改める。

第六十五条中「救済金融機関」を「機構と前条第四項の契約を締結した金融機関」に、「当該合併等に係る資金援助に関する」を「同項の」に改める。

第八十一条第一項中「第一百四条(銀行等にあつては、同条第一項及び第三項に限る。)」を「第一百四条第一項及び第三項」に、「及び第一百八条を、第一百八条に改め、「第一百一条まで」の下に「並びに第

四百十五条(銀行等の場合を除く。)」を加える。

第五十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第五十七条第五項」の下に「及び第八条の四第五項」を加える。

第九十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第九十一条中「二十万円」を「十万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第四十条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第九十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十三条中「二十万円」を「二十万円」に改める。

第九十四条中「二十万円」を「二十万円」とする。

第九十五条中「この法律の実施のため」に改める。

第九十六条中「この法律」を「この法律」に改める。

第九十七条中「この章」を「この法律」に改める。

第九十八条中「この法律」に改める。

第九十九条中「この法律」に改める。

第九十条中「この法律」に改める。

第九十一条中「この法律」に改める。

第九十二条中「この法律」に改める。

第九十三条中「この法律」に改める。

第九十四条中「この法律」に改める。

第九十五条中「この法律」に改める。

第九十六条中「この法律」に改める。

第九十七条中「この法律」に改める。

第九十八条中「この法律」に改める。

得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額を当該預金者等に對して支払うものとする。

三 前項に規定する概算払額は、機構が預金者等から買取る預金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に對応する利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率(以下「概算払率」という。)を乗じて計算した金額とする。

四 第五十三条第三項の規定は、第二項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払(以下「概算払額の支払」という。)について準用する。

五 機構は、預金者等が第二項の買取期間内に同一の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であつても、当該預金者等の預金等債権の買取りをすることができる。

(概算払率)

第六十八条中「この法律」を「機構と前条第四項の契約を締結した金融機関」に、「当該合併等に係る資金援助に関する」を「同項の」に改める。

第二項の買取りは、第八十一条の四第一項又は第三項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る預金者等が有する預金等債権を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買取ることにより行うものとする。

ただし、機構は、その買取りに係る預金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて

七三

産手続が行われたならば当該金融機関に係る預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは都道府県知事に協議し、当該金融機関が労働金庫であるときは労働大臣の同意を得なければならぬ。

(買取りの公告等)

第八十一条の四 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、預金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告しなければならない。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、同項の規定により公告した買取期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により買取期間を変更したときは、速やかに、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 機構は、第八十一条の二第一項ただし書の規定による支払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 第五十六条第四項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合、第一項の規定により買取期間を変更した場合及び前項に規定する事項を

定めた場合について準用する。
(課税関係)

第八十一条の五 預金者等がその有する預金等債権について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払の金額」という。)が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」という。)以下であるときにつては当該概算払の金額は当該預

金等債権のうち元本の支戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の支戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十二号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利息

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。)

三 第一条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補てん金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金をいう。)

四 第一条第二項第四号に掲げる金額 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分

配

2 預金者等が第八十一条の二第一項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額(以下この条において「精算払の金額」という。)は、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額(次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。)が、

当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本額と概算払の金額との合計額(次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。)が、

当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本額と概算払の金額との合計額が

当該預金等債権に係る基準日における元本額を超えて、かつ、当該預金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日ににおける元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権のうち元本の支戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合

項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

附則第七条から第十条までを次のように改める。

(業務の特例)

第七条 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、破綻金融機関に該当する信用協同組合(以下「破綻信用組合」という。)との合併により承継し、又は破綻信用組合から譲り受けた事業の整理を行い、並びに破綻信用組合から買い取った資産の管理及び処分を行ふこと(以下「整理回収業務」という。)を主たる目的とする

一 の銀行(第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。)と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行ふことができる。

一 協定を締結した銀行(以下「協定銀行」という。)に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 協定銀行に対し附則第十条第一項の規定による損失の補てんを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る附則第十一条第一項の規定による債務の保証を行うこと。

三 協定銀行による整理回収業務の実施に必要

な指導及び助言を行つこと。

四 前二号の業務のために必要な調査を行うこと。

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、協定銀行が協定の定めにより破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産(以下「譲受債権等」という。)に係る債権のうち、その債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

七 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に機構から附則第十二条第一項の規定による破綻信用組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

八 協定銀行は、前号の規定による資産の買取りに係る契約又は附則第十二条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

九 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲り受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告白に向けた所要の措置をとること。

十 協定銀行は、その役員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行つことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告白に向けた所要の措置をとること。

(協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に破綻信用組合との合併又はその事業の全部若しくは一部の譲受けについて第六十二条第一項の規定による大

蔵大臣のあつせんを受けた場合においては、

機構に対し、機構が当該合併又は事業の全部若しくは一部の譲受け(以下「事業の譲受け等」という。)を援助するため必要な資金援助について

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、協定銀行が協定の定めにより破綻信用組合から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産(以下「譲受債権等」という。)に係る債権のうち、その債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明する

六 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に機構から附則第十二条第一項の規定による破綻信用組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る整理回収業務を行うこと。

七 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第十六条第一項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わって当該資産の買取りを執行すること。

八 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他の回収に特に専門的な知識が必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

九 協定銀行は、第七号に定めるもののほか、協定の定めによる整理回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受け

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻信用組合と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を譲り受け、当該破綻信用組合の事業に係る整理回収業務を行うこと。

八 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第十六条第一項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀

行に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行ふことを委託することができる。

(資産の買取りの委託、損失の補てん等)

九 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第十六条第一項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀

行に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行ふことを委託することができる。

(第十一条 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第十六条第一項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀

行に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行ふことを委託することができる。

(第十二条 機構は、前項の規定により破綻信用組合の資産の買取りを協定銀行に委託したときは、当該資産に係る整理回収業務により生じた損失の補てんを行ふことができる。

(第十三条 機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、前項に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

(第十四条 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(第十五条 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整

理回収業務を適切に行い得るものであると認め

るときでなければ、当該認可をしてはならない。

い。

理回収業務を行つものであると認め

るときでなければ、当該認可をしてはならない。

い。

する契約は、第六十四条第四項の規定にかかるわらず、協定銀行が当該破綻信用組合との間で締結するものとする。この場合において、当該資産の買取りに関する契約は、同項の規定により機構が当該破綻信用組合との間で締結したものとみなして、第六十五條の規定を適用する。

附則に次の十五条を加える。

(債務の保証)

第十一條 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し又は協定の定めによる破綻信用組合の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の借入れについて機構が債務の保証を行うことの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、その借入れに係る債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による債務の保証を行おうとするときは、委員会の議決を経て債務の保証の限度額を定め、協定銀行との間で当該債務の保証に関する契約を締結するものとする。

3 機構は、前項の規定により協定銀行との間で契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(資金の融通のあつせん)

第十二条 機構は、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

(協力依頼)

第十三条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共

団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第十四条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

(債権の取立ての権限)

第十五条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行う場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行いう権限を有する。

(資金援助の特例)

第十六条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要する

(預金等債権の買取りの特例)

第十七条 機構は、平成十三年三月三十一日まで

を限り、第八十一条の二第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しようとす

ると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破

綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行

うときには、委員会の議決を経て債務の保

証の限度額を定め、協定銀行との間で当該債務の保証に関する契約を締結するものとする。

3 機構は、前項の規定により協定銀行との間で契約を締結したときは、直ちに、その契約の内

容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(資金の融通のあつせん)

第十二条 機構は、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

う場合について準用する。

4 大蔵大臣は、第一項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、日本銀行に對し意見を求めることができる。

(報告の徴求)

第十四条 機構は、附則第七条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、協定銀行に對し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることがある。

という。)に係る第八十二条の二第一項の規定による決定をしたときは、第八十二条の二第一項の規定による認可を受けることを要しない。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「一般金融機関特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、破綻金融機関が信用協同組合以外の金融機関である場合における特別資金援助

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、保

険事故の発生した金融機関が信用協同組合以

外の金融機関である場合における当該金融機

関に係る預金等債権の特別買取り

三 次条第一項に規定する特別保険料の収納

(信用協同組合に係るもの)を除く。)

四 前三号の業務に附帯する業務

2 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「信用協同組合特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第八十二条の三第二項

の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認めら

れる概算払率(以下「特別払戻率」という。)を定めて、これを機構に通知しなければならない。

3 第八十二条の三第三項及び前条第四項の規定は、前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等

債権の買取り(以下「預金等債権の特別買取り」

3 第六十二条第一項の規定は、前項の認定を行ふ必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十二条第一項に規定する

機構は、機構は、附則第七条第一項に規定する

業務を行ふため必要があるときは、官庁、公共

機構に照会し、又は協力を求めることができる。

官報 (号外)

五 前各号の業務に附帯する業務
 3 機構は、特別資金援助を行つたときは、一般勘定（一般金融機関特別勘定、信用協同組合特別勘定及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第一号。以下「特定住宅債権等処理法」という。）第四条に規定する特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定以外の勘定をいう。以下同じ。）から、当該特別資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、当該破綻金融機関が信用協同組合以外の金融機関又は信用協同組合のいずれに該当するかに応じ、一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定に繰り入れるものとする。

（特別保険料等）

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十二年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務（前条第一項及び第二項に規定する業務をいう。第三項において同じ。）の実施に要する費用に充てるため、機構に対する、特別保険料を納付しなければならない。

2 第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条の規定は、前項の規定により適用する。この場合において、第五十二条第一項中「機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）」であるのは、「附則第十九条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

3 特別保険料率は、特例業務に要する費用の予想額（前条第三項の規定による一般勘定から一般金融機関特別勘定又は信用協同組合特別勘定

への繰入れにより賄われると見込まれる費用の額を除く。）及び金融機関の財務の状況を勘案して、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつてはならない。

4 機構は、第五十条第一項（第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによるほか、同条第一項の規定又は第一項の規定にかかるわらず、定款で定めるところにより、協定銀行の保険料及び同項の特別保険料を免除することができる。

（借入金の特例、政府による保証等）

第十七条 機構は、第四十二条第一項の規定によるほか、附則第十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、

政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関等から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

（特別勘定の廃止）

2 第四十二条第一項の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

3 政府は、機構が附則第十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を行うため第一項の借入れをする場合において、必要があると認めるとときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十二年法律第二十四号）第

5 政府は、前項の規定により保証債務の履行をした場合には、機構が協定銀行の解散により残余財産の分配として交付を受けた金額の額機構が同項の政令で定める日から当該解散の時までに協定銀行への出資に基づいて金額の交付を受けた場合には、その交付を受けた金額の額を加算した金額のうち協定銀行への出資額を超える部分の金額を限り、民法第四百五十九条第一項の規定による権利を行使するものとする。

（特別勘定の廃止）

第十二条 機構は、平成十三年度末において、一般金融機関特別勘定及び信用協同組合特別勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際これら勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

（課税の特例）

2 第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項第一号に規定する大蔵大臣のあつせんを受けて行う破綻信用組合の事業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う破綻信用組合の資産の買取り（以下この条

における「協定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

4 政府は、機構が附則第十六条条及び第十七条に規定する業務を終了した日として政令で定める日において信用協同組合特別勘定に累積欠損金として大蔵省令で定めるところにより計算した金額（一般金融機関特別勘定に大蔵省令で定めることにより計算した責任準備金の額があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額）があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額があるときは、当該金額の範囲内において、前項の規定による債務の保証に係る保証債務の履行をすることができる。

5 政府は、前項の規定により保証債務の履行をした場合には、機構が協定銀行の解散により残余財産の分配として交付を受けた金額の額機構が同項の政令で定める日から当該解散の時までに協定銀行への出資に基づいて金額の交付を受けた場合には、その交付を受けた金額の額を加算した金額のうち協定銀行への出資額を超える部分の金額を限り、民法第四百五十九条第一項の規定による権利を行使するものとする。

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利（次項において「土地等」という。）は、協定銀行に係る租税特別措置法第六十二条の二の規定の適用については、同条第三項第一号イに規定する新規取得土地等には該当しないものとする。

3 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地等の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第一項第一号イに規定する譲渡をいい、同号ニに掲げる行為を含む。）は、協定銀行（当該土地等の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、協定銀行と合併する破綻信用組合を含む。）に係る同法第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第一項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

（法律の適用）

第十三条 附則第十八条第一項及び第二項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条第一号の規定の適用については、同号中「保険料の収納」とあるのは、「保険料の収納及び附則第十九条の規定による特別保険料の収納」とする。

二 第四十二条第一項の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取

附則第十条に次の二項を加える。

7 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第

一号に規定する協定銀行が、同項に規定する

協定の定めにより同法附則第八条第一項第一

号に規定する大蔵大臣のあつせんを受けて行

う破綻信用組合(同法附則第七条第一項に規

定する破綻信用組合)をいう。以下本項におい

て同じ。の事業の全部若しくは一部の譲受け

又は同法附則第八条第一項第一号に規定する

預金保険機構の委託を受けて行う破綻信用組

合の資産の買取りにより不動産を取得した場

合には、当該あつせん又は当該委託の申出が

平成十三年三月三十一日までになされたとき

に限り、第七十三条の二第一項の規定にかか

わらず、当該不動産の取得に対しても、不動

産取得税を課することができない。

附則第三十一条の二の二第一項中「第八項」の

下に「又は第七項」を加える。

理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関について適時適切な処理を図るため、保険事故が発生した金融機関に係る預金等債権を預金保険機構が買い取る制度を設けるとともに、今後五年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における預金保険機構が行う資金援助の特例を設ける等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
最近における我が国の金融環境の変化に対応

し、破綻金融機関について適時適切な処理を図るため、預金保険機構の業務の拡充を図ることも、今後五年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における預金保険機構が行う業務の

特例を設ける等所要の措置を講ずるため、預金保険法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

主な内容は次のとおりである。

の額等を控除する措置を廃止するとともに、所要の規定の整備を図る。

その他所要の規定の整備を図る。

附則関連

預金保険機構の業務の特例

請求があったときに保険金の額に応じた

預金等に係る債権を取得する。また、機

構は、その取得した債権が担保権の目的

となっている場合には保険金の支払を保

留できる。

資金援助

救済金融機関が破綻金融機関の資産の買

取りを機構に申し込むときは、破綻金融機

関との連名で行つものとし、所要の規定の

合併等に対し適切な資金援助を行う等の制

度を確立し、もって信用秩序の維持に資す

ることを目的とする。

業務の範囲

預金保険機構(以下「機構」という。)が、

預金等債権の買取り及び金融機関の更生手

続の特例等に関する法律の規定による預金

者表の提出等の業務を行うことができるこ

ととし、所要の規定の整備を図る。

役員

理事長は大蔵大臣が任命することとし、

理事事を三人以内とするほか、所要の規定の

整備を図る。

保険料

金融機関は、保険料の納付を年二回に分

けて行うことができる。

保険金等の支払

2 附則関連

その他所要の規定の整備を図る。

預金保険機構の業務の特例

機構は、当分の間、破綻金融機関に該當する信用協同組合(以下「破綻信用組合」という。)との合併により承継し、又は破綻信

用組合から譲り受けた事業の整理を行い、並びに破綻信用組合から買い取った資産の

管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業

務」という。)を主たる目的とする。の銀行と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、当該協定を実施するため、次の業務を行ふことができる。

預金等債権の買取り

(1) 機構は、保険金の支払をするときは、

預金者等が有する預金等債権の額に機構

が定める概算払率を乗じて計算した額

で、預金等債権の買取りをすることがで

きる。ただし、機構は、その預金等債権

の回収額から所要の費用を控除した額が

概算払額を超えるときは、その超える額

を預金者等に對して支払う。

(2) 概算払率は、運営委員会の議決を経て

定める。この場合において、運営委員会

は、保険事故が発生した金融機関の破産

に當見入額等を考慮して概算払率を定め

る議決を行うこととする等所要の規定を設ける。

(3) 預金者等が機構による預金等債権の買

取りにより支払を受けた金額に係る所得

税法等の規定の適用につき所要の整備を

行つ。

(4) 前記(1)から(3)までの業務のために必要

な調査を行うこと。

(5) 協定銀行の協定の定めによる整理回収

業務の円滑な実施を確保するため、協定

銀行が破綻信用組合から承継し、又は取

- (6) 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。
- (7) 前記の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 損益は、次に掲げる事項その他所要の事項を含むものでなければならない。
- (1) 協定銀行は、協定締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に大蔵大臣のあっせんを受けた場合において、資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あっせんに係る破綻信用組合と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を譲り受け、当該破綻信用組合の事業に係る整理回収業務を行うこと。
- (2) 協定銀行は、協定締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に機構から破綻信用組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る整理回収業務を行うこと。
- (3) 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠ぺいされているおそれがあると認めたとき、その他その債務者の財産の実態を解明すること

- が困難であると認めたときは、速やかに機構に報告すること。
- (4) 協定銀行は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行ふことを。
- (5) 協定銀行は、その役職員が協定の定めによる整理回収業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。
- (6) 出資
- 機構は、協定銀行に対し出資を行おうとするときは、運営委員会の議決を経て出資額を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
- (7) 資産の買取りの委託等
- (1) 機構は、協定締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に破綻信用組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。
- (2) 資金援助の特例
- 機構は、平成十三年三月三十一日までに申込みがあつた資金援助に要すると見込まれる費用が保険金の支払見込費用を超えると認めるときは、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。この場合において、大蔵大臣が信用秩序の維持のために当該資金援助に係る合併等を行う必要がある旨の認定をしたときは、当該合併等に必要な範囲内で資金援助を行うことができる。
- (8) 債務の保証
- 機構は、協定銀行が協定の定めによる整

- 理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の借入れについて、その借入れに係る債務の保証を行うことができる。
- (9) 資金の融通のあっせん
- 機構は、協定銀行が協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあっせんに努める。
- (10) 協力依頼
- 機構は、前記(1)の業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
- (11) 報告の徴求
- 機構は、前記(1)の業務を行つた方があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

- (12) 区分経理
- 機構は、前記(1)、(4)及び後記(4)の業務(以下「特別業務」という)の經理については、その他の經理と区分し、破綻金融機関が信用協同組合以外の金融機関又は信用協同組合のいずれに該当するか等に応じ、それぞれ「一般金融機関特別勘定」「信用協同組合特別勘定」を設けて整理することができる。
- (13) 特別保険料
- 金融機関は、平成八年度から十二年度までの間、通常の保険料のほか、特別業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対して、政令で定める率により計算した特別保険料を納付しなければならない。
- (14) 借入金の特例、政府による保証
- (1) 機構は、前記(1)、(4)の業務を行つたために必要があるときは、日本銀行又は金融機関等から資金の借入れをすることができる。
- (2) 政府は、必要と認めるときは、国会の議決を経た金額の範囲内において、信用協同組合特別勘定において經理される前記(1)、(4)の業務の実施のために機構がする資金の借入れに係る債務について保証することができる。

官 報 (号 外)

第六十条の見出しを「(債権の取得等)」に改め、「ある会員から受け入れた貯金を、「除く」の下に「。第六十条において同じ」を、「債権」の下に「(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限る。)」を加え、「前条第一項」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第二項中「前二項」を「前項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第一二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条第三項第一号中「含む。」の下に「若しくは第九十一条の二第五項」を加え、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 その監督に係る特定漁業協同組合連合会につき、水産業協同組合法第九十一条の一第四項第一号に規定する処分をしたとき。

第五十八条第一項第三号中「合併」の下に「又は信用事業の全部の譲渡若しくは信用事業の全部若しくは一部の譲受け(以下「信用事業譲渡等」といいう。)」を加え、同項第四号並びに同条第三項第三号及び第四号中「合併」の下に「又は信用事業譲渡等」を加える。

第五十九条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「支払場所」の下に「支払方法」を加え、同条に次の二項を加える。

6 保険金の支払は、機構が、保険事故に係る各貯金者等ごとに、当該保険事故に係る保険金に相当する金額を農水産業協同組合その他の金融機関に預貯金として預け入れ、当該預貯金に係る債権を当該貯金者等に対し譲渡する方法により行うことができる。

第六十条の見出しを「(債権の取得等)」に改め、「ある会員から受け入れた貯金を、「除く」の下に「。第六十条において同じ」を、「債権」の下に「(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限る。)」を加え、「前条第一項」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第二項中「前二項」を「前項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第一二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条第三項第一号中「含む。」の下に「若しくは第九十一条の二第五項」を加え、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 その監督に係る特定漁業協同組合連合会につき、水産業協同組合法第九十一条の一第四項第一号に規定する処分をしたとき。

第五十八条第一項第三号中「合併」の下に「又は信用事業の全部の譲渡若しくは信用事業の全部若しくは一部の譲受け(以下「信用事業譲渡等」といいう。)」を加え、同項第四号並びに同条第三項第三号及び第四号中「合併」の下に「又は信用事業譲渡等」を加える。

第五十九条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「支払場所」の下に「支払方法」を加え、同条に次の二項を加える。

6 保険金の支払は、機構が、保険事故に係る各貯金者等ごとに、当該保険事故に係る保険金に相当する金額を農水産業協同組合その他の金融機関に預貯金として預け入れ、当該預貯金に係る債権を当該貯金者等に対し譲渡する方法により行うことができる。

第六十条の見出しを「(債権の取得等)」に改め、「ある会員から受け入れた貯金を、「除く」の下に「。第六十条において同じ」を、「債権」の下に「(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限る。)」を加え、「前条第一項」を「同項」に改め、「支払金額」を「第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る貯金者等に対して第五十六条第一項から第二項までの規定により支払われるべき保険金の額」に、「貯金等」を「当該貯金者等」に、「当該貯金等」を「貯金等」に、「次項」を「以下の条」に改め、同条第二項中「機構は」の下に「貯金者等に對し」を加え、「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に、「貯金者等」を「当該貯金者等」に、「当該貯金等」を「貯金等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する貯金者等に對して支払われるべき保険金の額が第五十六条第一項に規定する元本の額に満たないときは、機構は、次に定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権を取得する。

3 機構は、前二項の規定により取得した部に係る債権のうちに担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでの間、当該担保権の目的となつてている貯金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

第六十二条第一項中「農水産業協同組合連合会又は」を「農水産業協同組合連合会(特定漁業協同組合連合会にあつては、經營困難農水産業協同組合等)」に、「農水産業協同組合に係る」を「農水産業協同組合等に」に、「合併」を「合併等」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合に係る」を「農水産業協同組合等に係る」に改め、同項第一号中「農水産業協同組合の」を「農水産業協同組合(特定漁業協同組合連合会を除く。以下この号において同じ。)」に、「救濟農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合等又は経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続するものに限る。以下同じ。」を「合併等」に改め、「でないもの」の下に「又は合併等を行ふ漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第一号の事業を行ふものに限り、かつ、特定漁業協同組合連合会であるものを除く。次項及び第六十七条の二において同じ。)」を加え、「救濟農水産業協同組合を「救濟農水産業協同組合等」に、「合併を」を「合併等を」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合は」を「農水産業協同組合等(農水産業協同組合及び漁業協同組合連合会をいふ。以下同じ。)は」に、「農水産業協同組合に」を「農水産業協同組合等に」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の「合併等」とは、次に掲げるものを行う。

一 経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合等が存続する合併

二 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業の全部を他の農水産業協同組合等に譲渡するもの

第六十二条第一項中「農水産業協同組合連合会又は」を「農水産業協同組合連合会(特定漁業協同組合連合会にあつては、經營困難農水産業協同組合等)」に、「農水産業協同組合に係る」を「農水産業協同組合等に」に、「合併」を「合併等」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合に係る」を「農水産業協同組合等に係る」に改め、同項第一号中「農水産業協同組合の」を「農水産業協同組合(特定漁業協同組合連合会を除く。以下この号において同じ。)」に、「救濟農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合等又は経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続するものに限る。以下同じ。」を「合併等」に改め、「でないもの」の下に「又は合併等を行ふ漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第一号の事業を行ふものに限り、かつ、特定漁業協同組合連合会であるものを除く。次項及び第六十七条の二において同じ。)」を加え、「救濟農水産業協同組合を「救濟農水産業協同組合等」に、「合併を」を「合併等を」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合は」を「農水産業協同組合等(農水産業協同組合及び漁業協同組合連合会をいふ。以下同じ。)は」に、「農水産業協同組合に」を「農水産業協同組合等に」に改め、同条に次の二項を加える。

二 漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第一号の事業を行ふものに限る。以下この号において同じ。)の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に漁業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、漁業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が

官報(号外)

救済農水産業協同組合等又は經營困難農水産業協同組合である漁業協同組合連合会に対し、資金の貸付けその他の援助を行うことを定めるもの

第六十三条第一項中「合併に」を「合併等に」に、「農水産業協同組合は」を「農水産業協同組合等は」に、「当該合併後存続する農水産業協同組合等又は農水産業協同組合等」に改め、同条第二項中「合併」を「合併等」に改め、同条第三項中「合併」を「合併等」に改め、同条第四項第一号中「合併又は信用事業再建措置(以下「合併等」という。)」を「合併等」に改め、同項第二号及び第三号中「合併等」の下に「又は信用事業再建措置」を加え、同項第四号中「農水産業協同組合又は」を「農水産業協同組合等、信用事業の全部若しくは一部を譲り受ける農水産業協同組合等又は」に改め、同条第五項中「に係る農水産業協同組合」を「に係る農水産業協同組合等」に改める。

第六十四条の見出し中「合併」を「合併等」に改め、同条第一項中「他の農水産業協同組合を「他の農水産業協同組合等」に、「合併」を「合併等」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合」を「農水産業協同組合等」に改め、同条第三項中「農水産業協同組合等」に改め、「合併」を「合併等」に改める。

第六十五条第一項中「農水産業協同組合又は」を「農水産業協同組合等又は」に改め、同条第四項中「農水産業協同組合」を「農水産業協同組合等」に改め、「合併等」の下に「又は信用事業再建措置」を加える。

え、同条第五項中「農水産業協同組合又は」を「農水産業協同組合等又は」に改める。

第六十六条の見出し中「合併等」の下に「又は信用事業再建措置」を加え、同条第一項中「農水産業協同組合又は」を「農水産業協同組合等又は」に、「合併」を「合併等」に、「救済農水産業協同組合」を「救済農水産業協同組合等」に改める。

第六十七条第一項中「農水産業協同組合」を「農水産業協同組合等」に、「又は水産業協同組合法の規定」を「若しくは水産業協同組合法の規定又は定款の定め」に、「合併」を「合併等」に改め、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

(合併等を行つた漁業協同組合連合会の特例)
第六十七条の二 適格性の認定等を受けた救済農水産業協同組合等である漁業協同組合連合会が

第六十八条 機構は、第五十九条第一項各号に掲げる場合には、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故に係る貯金等債権(貯金者等が当該保険事故の発生した農水産業協同組合に対して有する貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く。)に係る債権であつて、担保権の目的となつていないもの)を、以下同じ)の買取りを行うことを決定することができる。

(概算払率等)
第六十九条の二 機構は、前条第一項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定について主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の買取りは、第六十八条の二第一項又は第二項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る貯金者等が有する貯金等債権(保険金の支払の請求があつたことにより機構が取得した部分を除く。)を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買取ることにより行うものとする。ただし、機構は、その買取りに係る貯金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える金額を当該貯金者等に対して支払うものとする。

3 前項に規定する概算払額は、機構が貯金者等から買取る貯金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に対応する利息その他これに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率(以下「概算払率」という。)を乗じて計算した金額とする。

4 機構は、貯金者等が第二項の買取期間内に同一の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であつても、当該貯金者等の貯金等債権の買取りを行なうことができる。

第五章 第七十七条の二 第七十二条第一項第一号中「第五十九条第五項」の下に「及び第六十八条の二第五項」を加える。
第七十七条の二 第四十条を「第四十条第一項又は第二項」に改める。

第六十八条の二 第四十二条中「十万元」を「二十万元」に改め、同条第四号中「第四十条」を「第四十条第一項又は第二項」に改める。

第六十九条の二 第六十八条の二第一項の規定による買取の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
第七十条の二 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

項を定め、これを当該認可に係る概算払額とともに公表しなければならない。

2 機構は、前項の規定による公告をした後に当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した買取期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により買取期間を変更したときは、選帶なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 機構は、第六十八条第一項ただし書の規定による文払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 第五十八条第四項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合、第二項の規定により買取期間を変更した場合及び前項に規定する事項を定めた場合について準用する。

6 第五十九条第一項の規定は、第六十八条第二項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払(以下「概算払額の支払」という。)について準用する。

(課税関係)

第六十八条の四 賃金者等がその有する賃金等債権について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払額」という。)が当該概算払額の支払の日ににおける当該賃金等債権のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」という。)以下で

あるときについでは当該概算払額は当該賃金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払額が当該基準日における元本額を超えるときには当該概算払額の金額のうちその超える部分の金額は当該賃金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払額の金額のうちその超える部分の金額は当該基準日における元本額に相当する部分の金額とみなして、所得税法(昭和四十一年法律第三十二号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

1 当該精算払額のうち、当該基準日に定めた金額に相当する額 当該賃金等債権のうち元本の払戻しの額

2 当該精算払額のうち、精算払額の金額と概算払額との合計額から当該基準日に掲げる給付補てん金をいう。)号に掲げる給付補てん金をいう。)

3 当該賃金等債権に係る概算払額が当該基準日における元本額を超える場合 当該賃金等債権に係る賃金等債権の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

4 主務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫

5 第六十五条第二項の規定は、第一項の認定を行う場合について準用する。

6 第六十三条第六項の規定は、前項の認定を行った場合において、委員会は、特別資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同一の規定の適用に際し必要な事項は、政令で定める。

附則第七条から第十一条までを次のように改める。

一 精算払の金額と当該賃金等債権に係る概算払の金額との合計額(次号において「精算払の

金額と概算払の金額との合計額」という。)

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が元本の払戻しの額

三 当該賃金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該賃金等債権のうち

四 精算払の金額と概算払の金額との合計額が元本の払戻しの額

五 第六十五条第二項の規定は、第一項の認定を行った場合において、委員会は、特別資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同一の規定の適用に際し必要な事項は、政令で定める。

附則第七条から第十一条までを次のように改める。

(資金援助の特例)

一 精算払の金額と概算払の金額との合計額が、当該賃金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該賃金等債権のうち元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が元本の払戻しの額

三 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

ときによると見込まれる費用を超えると認めるとときは、当該申込みに係る第六十五条第一項の委員会の議決を経る前に、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等又は信用事業再建措置を行わなければ信用秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために当該合併等又は信用事業再建措置を行う必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十三条第六項の規定は、前項の認定を行った場合において、委員会は、特別資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同一の規定の適用に際し必要な事項は、政令で定める。

4 主務大臣は、第二項の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫

5 第六十五条第二項の規定は、第一項の認定を行った場合において、委員会は、特別資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同一の規定の適用に際し必要な事項は、政令で定める。

6 第六十三条第六項の規定は、前項の認定を行った場合において、委員会は、特別資金援助(以下「特別資金援助」という。)について同一の規定の適用に際し必要な事項は、政令で定める。

7 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

8 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

9 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

10 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

11 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

12 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

13 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

14 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

15 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

16 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

17 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

18 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

19 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

20 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

21 第六十五条第三項の規定は、特別資金援助について同条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

官 報 (号 外)

(貯金等債権の買取りの特例)

第八条 機構は、平成十三年三月三十日までを限り、第六十八条第一項の規定により貯金等債権の買取りを行うことを決定しようとするとときは、あらかじめその旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた貯金等債権の買取りに係る概算払率が第六十八条の二第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率(以下「特別払戻率」という。)を定め、これを機構に通知しなければならない。

3 第六十八条の二第三項及び前条第四項の規定は、前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする貯金等債権の買取り(以下「貯金等債権の特別買取り」という。)に係る第六十八条第一項の規定による決定をしたときは、第六十八条の二第一項の規定による認可を受けることを要しない。

(区分経理)

第九条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第三号に掲げる業務のうち、特別資金援助

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、貯金等債権の特別買取り

三 次条第一項に規定する特別保険料の収納

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、特別資金援助を行ったときは、一般勘定(特別勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。)から、当該特別資金援助に係る経営困難の発生と見込まれる費用に相当する金額を、特別勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定により特別勘定が設けられない場合には、第三十四条第一号中「保険料の収納」とあるのは「保険料の収納及び附則第十条の規定による特別保険料の収納」と、第五十一条第二項中「機構の業務に要する費用」とあるのは「機構の業務に要する費用(附則第九条第一項各号に掲げる業務に要する費用(同条第二項の規定により一般勘定から特別勘定へ繰り入れられるものを除く。)を除く。)」と、同条第三項中「資金の借入れ」とあるのは「資金の借入れ(附則第九条第一項に規定する特別勘定において経理されるものを除く。)」とする。

(特別保険料)

第十一条 農水産業協同組合は、平成八年から平成十二年までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、前条第一項各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に漁業協同組合から水産業協同組合連合会であつて、施行日において現に同法第八十七条第一項第一号の事業を行っているものにつ

いては、当該漁業協同組合連合会を改正後の農

読み替えるものとする。

3 特別保険料率は、前条第一項各号に掲げる業務に要する費用の予想額(同条第二項の規定による一般勘定から特別勘定への繰入れにより賄われると見込まれる費用の額を除く。)及び農水産業協同組合の財務の状況を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の農水産業協同組合に対し差別的なものであつてはならない。

(特別勘定の廃止等)

第十一条 機構は、平成十三年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

(附則)

第十二条 附則第七条第一項又は第八条第一項の規定による報告をしなかつた機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

(附 則)

第十三条 附則第七条第一項又は第八条第一項の規定による報告をしなかつた機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に漁業協同組合から水産業協同組合連合会であつて、施行日において現に同法第八十七条第一項第一号の事業を行っているものにつ

いては、当該漁業協同組合連合会を改正後の農

う。(二)第二条第一項第三号に掲げる漁業協同組合連合会(以下「特定漁業協同組合連合会」とい

う。)とみなして、新法の規定を適用する。ただし、施行日において現に新法第四十九条第二項同じ。)から、当該特別資金援助に係る経営困難の発生と見込まれる費用に相当する金額を、特別勘定に繰り入れるものとして政令で定める漁業協同組合連合会については、この限りでない。

(2)

2 前項ただし書に規定する漁業協同組合連合会のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、特定漁業協同組合連合会とみなして、新法の規定を適用する。

3 新法第四十条第一項の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

2 新法第四十条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

(第四条 特定漁業協同組合連合会(附則第二条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。)は、新法第五十条第一項の規定にかかるわらず、施行日後一月以内に、施行日の属する年ににおいて納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、新法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律(平成八年法律第二百四十二号)」の施行の日と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これにその施行の日の属する

月以後同日の属する年の十一月までの月数を乗じて得た金額」とする。

第五条 新法第五十六条及び第六十条の規定は、施行日以後に発生する保険事故に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

第六条 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、適用しない。

第七条 施行日前に改正前の農水産業協同組合貯金保険法第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みがあつた資金援助であつて、施行日において当該申込みに係る第六十五条第一項の委員会の議決を経ていないものについては、新法附則第七条の規定を適用する。

第八条 農水産業協同組合(附則第一条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。)は、新法附則第十条第

二項において準用する新法第五十条第一項の規定にかかるわらず、施行日後一月以内に、施行日

の属する年において納付すべき特別保険料を納付しなければならない。

前項の特別保険料の額については、新法附則第十条第二項において準用する新法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これにその施行の日の属する月以後同日の属する年の十一月までの月数を乗

じて得た金額」とする。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号イ中「並びに預金保険法」を、「預金保険法」に、「を含み」を「並び

に農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十八条第一項の規定による買取りの対価(同法第六十八条の四第一項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみな

される金額に相当する部分に限る。)及び同法第六十八条第二項ただし書の規定による支払(同法第六十八条の四第二項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみな

される金額に相当する部分に限る。)及び同法第六十八条第二項ただし書の規定による支払(同法第六十八条の四第二項の規定により同項第一号に掲げる利子の額とみな

される金額に相当する部分に限る。)を含み」に改め、同号へ

中「を含む」を「並びに農水産業協同組合貯金保

險法第六十八条第一項の規定による買取りの対

価(同法第六十八条の四第一項の規定により同

項第一号に掲げる給付補てん金の額とみなされ

る金額に相当する部分に限る。)及び同法第六十

八条第二項ただし書の規定による支払(同法第六十八条の四第二項の規定により同項第一号に掲げる給付補てん金の額とみなされる

金額に相当する部分に限る。)を含む」に改め

る。

2 前項の施行の

は「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律(平成八年法律第二百一十六号)」の施行の

日」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これにその施行の日の属する月以後同日の属する年の十一月までの月数を乗

じ、経営困難農水産業協同組合について適時適切

な処理を図るために、信用事業を譲り受ける農水産業協同組合を資金援助の対象に加えるほか、保険事故が発生した農水産業協同組合に係る貯金等債権の買取りの制度を設けるとともに、今後五年間に限り信用秩序の維持のため資金援助及び貯金等債権の買取りについて特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 今後五年間の時限的な措置として、機構は、経営困難な農協、漁協等の救済に当たる、保険金の支払に要すると見込まれる費用を超えて資金援助を行うことができる」ととするとともに、保険事故が発生した場合の貯金等債権の買取りに当たり、信用秩序の維持に必要な特別払戻率による概算払額で買い取ることができる」とする。

5 漁協から農水産業協同組合連合会への信用事業の譲渡が進展している実態にかんがみ、漁協から信用事業を譲り受けた農水産業協同組合連合会を、貯金保険の適用対象として追加すること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

7 本件は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における金融環境の変化の中で、信用事業を営んでいる農協、漁協等の経営環境が一段と厳しくなるものと予想される状況に対処して、貯金者等の保護と信用秩序の維持に万全を期するため、農協、漁協等が経営困難に陥った場合における対応措置が適時適切に講じられるよう、農水産業協同組合貯金保険制度を改善しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 貯金者等の利便に資するため、農協、漁協等に保険事故が発生した場合に、農水産業協同組合貯金保険機関(以下「機構」という。)は、貯金者等の有する貯金等債権について回収(込額を考慮して定めた概算払額で買い取

ること)ができる」とすること。

2 保険金の支払の合理化を図るために、保険金の支払方法として、保険金に相当する金額を他の金融機関に預貯金として預け入れ、これを貯金者等に譲渡する方法により行うこと

ができる」とすること。

3 資金援助の円滑な推進を図るために、機構が経営困難な農協、漁協等を救済するために行う資金援助の対象として、従来の合併等に加え、信用事業の全部譲渡を追加すること。

4 今後五年間の時限的な措置として、機構を超えて資金援助を行うことができる」ととするとともに、保険事故が発生した場合の貯金等債権の買取りに当たり、信用秩序の維持に必要な特別払戻率による概算払額で買い取ることができる」とする。

5 漁協から農水産業協同組合連合会への信用事業の譲渡が進展している実態にかんがみ、漁協から信用事業を譲り受けた農水産業協同組合連合会を、貯金保険の適用対象として追加すること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

7 本件は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年六月六日

金融問題等に関する特別委員長 高鳥 修

衆議院議長 土井たか子殿

官報(号外)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

平成八年五月八日

提出者

保岡 興治

永井 哲男

錦織 淳

柳沢 伯夫

坂上 富男

小沢 錢仁

賛成者

伊吹 文明外十九名

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行に伴い、特定住宅金融専門会社の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該特定住宅金融専門会社が有する債権の時効を一定期間停止する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成八年六月六日

衆議院議長 土井たか子殿
金融問題等に関する特別委員長 高鳥 修

一 債権の時効の停止
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「特定住専債権等処理法」という。)第二条第二項に規定する特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住専債権等処理法第七条第一項に規定する指定期間の終了する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(根抵当権の担保すべき元本の確定)

第一条 前条の特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

一 議案の可決理由

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行に伴い、特定住宅金融専門会社の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該特定住宅金融専門会社が有する債権の時効を一定期間停止する等の措置を講ずることで、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

官 報 (号 外)

平成八年六月七日 衆議院会議録第三十四号

明治三十五年三月三十日
可認便物郵種三種

発行所	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局	
電話	03(3587)4294
定価	本冊一部
配本体送	三〇〇円内別